

衆議院 第五十四回国会 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第三号

平成十四年五月七日(火曜日) 午前九時開議

出席委員

- 委員長 瓦 力君
理事 衛藤征士郎君 金子 一義君
理事 久間 章生君 米田 建三君
理事 伊藤 英成君 玄葉光一郎君
理事 赤松 正雄君 工藤堅太郎君
理事 石破 茂君 岩倉 博文君
理事 岩永 峯一君 岩屋 毅君
理事 大野 松茂君 嘉数 知賢君
理事 熊谷 市雄君 小島 敏男君
理事 近藤 基彦君 齊藤斗志二君
理事 桜田 義孝君 七条 明君
理事 田中 和徳君 西川 京子君
理事 浜田 靖一君 林 省之介君
理事 増田 敏男君 松島みどり君
理事 森岡 正宏君 山口 泰明君
理事 伊藤 忠治君 枝野 幸男君
理事 大石 尚子君 岡田 克也君
理事 川端 達夫君 桑原 豊君
理事 首藤 信彦君 筒井 信隆君
理事 中野 寛成君 前原 誠司君
理事 三井 辨雄君 渡辺 周君
理事 上田 勇君 白保 台一君
理事 田端 正広君 中塚 一宏君
理事 樋高 剛君 藤井 裕久君
理事 赤嶺 政賢君 木島日出夫君
理事 志位 和夫君 今川 正美君
理事 土井たか子君 東門美津子君
理事 井上 喜一君 宇田川芳雄君

Table with columns for Ministry (e.g., 外務大臣, 財務大臣), Name, and Position (e.g., 川口 順子君, 塩川正十郎君).

委員の異動
五月七日
外務大臣 川口 順子君
財務大臣 塩川正十郎君
文部科学大臣 遠山 敦子君
厚生労働大臣 坂口 力君
農林水産大臣 武部 勤君
経済産業大臣 平沼 赳夫君
国土交通大臣 扇 千景君
環境大臣 大木 浩君
国務大臣 福田 康夫君
(内閣官房長官)
(男女共同参画担当大臣)
(国家公安委員会委員長)
(防災担当大臣)
(防衛庁長官)
(国務大臣)
(防衛庁長官)
(科学技術政策担当大臣)
(金融担当大臣)
(経済財政政策担当大臣)
(規制改革担当大臣)
(内閣官房副長官)
(防衛庁副長官)
(外務副大臣)
(国土交通副大臣)
(防衛庁長官政務官)
(政府特別補佐人)
(内閣法制局長官)
衆議院調査局武力攻撃事態への対処に関する特別調査室長
鈴木 明夫君

本日(火曜日)の会議に付した案件
安全保障会議設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八七号)
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出第八八号)
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)
○瓦委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。衛藤征士郎君。
○衛藤委員 自由民主党の衛藤征士郎であります。
今回上程されております、いわゆる有事関連三法案につきまして、自由民主党を代表いたしまして、総理並びに各閣僚に質問をいたします。
昭和五十二年、福田内閣、このときから有事法制の研究が始まりました。既に二十五年たったわけでありまして、福田内閣は、有事法制の研究結果を国会に報告いたしました。次の三点が指摘されております。第一点は、自衛隊の行動にかかわる法制、第二点は、国民の保護にかかわる法制、第三点は、米軍の行動にかかわる法制、この三点が指摘されたわけでありまして、
今次、小泉内閣におきましては、いわゆる有事関連三法案を提案されましたが、まさに福田内閣のときに指摘されたこの研究報告の三点と近似しておるわけでございます。
また、自衛隊が、自衛隊法を創立、昭和二十九年でありますから、約五十年たちました。この間、我が国会における安保論議といえますと、自衛隊の行動が実力行使に当たるかどうか、あるいは自衛隊の行動が集団的自衛権の行使に抵触するかどうか等々の議論が大半を占めてきた、このように言っても過言ではないと思っております。
今次、小泉内閣は、歴代の各政権がなし得なかった積年の課題である外国からの武力攻撃に対する対処の仕方等々、いわゆる有事関連三法案を提案したわけでありまして、そういう意味で、私は、小泉内閣と小泉首相に対し、最大の敬意と最大の信頼を寄するものであります。こういう

第二類第七号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第三号 平成十四年五月七日

立場に立つて、私は、以下の点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

第一点であります、国家の緊急事態に対する対処は独立国として当然の責務でありまして、これに処する態勢は、平素から国の備えとして当然に整備すべきものと認識しておりますが、総理は、緊急事態への対処のあり方についていかようにお考えでございますか、まずお尋ねをいたします。

○小泉内閣総理大臣 武力攻撃を想定するということは、国民にとつて非常に、できれば避けたい事態だと思えます。しかし、いついかなるときに国家の緊急事態が発生するかわからない。そういう事態に対して、起こつてからどうやろうかと対策を練るのではなく、ふだんからいわゆる一朝事がある場合に対して、いわゆる有事に対して、冷静に考え、しかるべき対応をとるといふことは、政治の要諦であり、国家として最も必要な仕事ではないかと思っております。

今回、そういう緊急事態に対して、多くの国民の理解を得つつ、国会議員の皆さんから十分な議論をいただき、どのような態勢をとつたらいいかということ、今回の法案を提出して御審議をいただくわけでございますが、私としては、この問題について、なぜこのときに出すのかという批判が一部にあります、むしろ、今までなぜこういう準備なり法案を提出しなかつたのかということにこたえる責務があると思ひましたから、今回私は提出して、国会議員並びに国民の方々の十分な関心と議論を持って、有事に備える態勢を独立国日本としても備える必要があるということと提案したということを御理解いただきたいと思います。

○衛藤委員 また一方では、既に冷戦が終結したにもかかわらず、なぜ今このときに武力攻撃事態に対処するための法制を整備する必要があるのか、こういう素朴な国民の声もございませう。これらの法案を整備する必要性を国民にどのように御説明されるのか、総理にお尋ねをいたしま

す。

○小泉内閣総理大臣 今、最初に答弁したとおりでありまして、泥縄式という言葉があります。泥棒を捕らえてから、縄はどこにあるんだあるんだと探したつてしようがない。それではいけない。やはり治にいて乱を忘れずというの、昔から、国家の責任ある立場に立てば、あるいは各独立国の立場としては、平和なときに乱を考へて、その乱を未然に防ぐためにはどうしたらいいか、乱が起きた場合にどういう備えがあればいいかということの方が、むしろ私は当然ではないかと思ひます。そういう点から、いわばもう冷戦で武力攻撃を受ける事態やおそれはないんだと考へることの方がどうかしているんじゃないかと。

現にテロなんというのは、昨年九月十一日起こつたあの事件、だれも予測し得なかつたことですから、今予測し得ないから何もなくていいんだではなくて、予測し得ないことに予測すべきだというのが、むしろ私は当然ではないかと思ひます。でありまして、いわば平和のときに、乱が起こつた場合、緊急事態が発生した場合にどう考へておくかということの議論をしつかりとしようということが今回の法案でもありますので、そういう点をじっくりと議論してみたいと思ひます。

○衛藤委員 ただいま総理の御答弁にございましたように、昨年十二月の不審船事案の発生等を考慮すれば、武力攻撃事態よりも、大規模テロであるとか不審船事案に対処する法制を急ぐべきではないかという、そのような国民の声がたくさんございませう。また、戦後我が国に、二十一回にわたりました外国の不審船が我が国の近海を周回しておる現実があります。総理はこのような国民の声に対してどのようにお答えされますか、お尋ねを申し上げます。

○小泉内閣総理大臣 昨年九月のテロ事件にしても、あるいは武装不審船事案にしても、こういう事態を想像し得ない、普通の平和な事態においてはだれも予測し得ないことだと思ひます。しかし、現実起こつた。こういう点についても、

私どもとしては、このような予測し得ない事態が起こつたときには、国民の生命、安全を守るためにどういった態勢をとつたらいいか、どういった対応をすればいいの、あるいはその活動に当たるといふことも十分議論する必要があると思つておりませう。

○衛藤委員 有事におきましては、国民の生命財産の保護が極めて重要な課題でございます。しかしながら、武力攻撃事態対処法案におきましては、国民の生命、身体及び財産を保護するためのいわゆる国民保護法制が先送りされております。このことにつきまして、総理のお考えを承りたいと思ひます。

○福田国務大臣 今回提案されております三法案、これは武力攻撃事態への対処を中心に国全体としての基本的な危機管理体制の整備を図る、こういうものでございまして、国民の保護などのための法整備についても、この法案に示された枠組みのもとで整備の方針、項目を示しながら包括的に実施していく、こういうことになっております。

国民の保護のための法制の整備につきまして、関係機関の意見のほか、国民的議論の動向を踏まえながら、十分な国民の理解を得られるような仕組みをつくる必要があるというように考へておりました。政府といたしまして、こういう法制の重要性にかんがみまして、今後、法案の定める二年という目標期間内に法案の取りまとめに全力で取り組んでいきたい、このように考へておるところでございます。

○衛藤委員 有事におきましては、国民の理解と協力が不可欠であることは論をまたないわけでありませうが、武力攻撃事態対処法案第八条におきまして国民が行うよう努めることとされておる必要な協力としては、具体的にいかなる内容を想定しておられるのか、お尋ねをいたします。

○福田国務大臣 武力攻撃事態におきましては、国、地方公共団体、また指定公共機関とか、そう

いう団体が対処措置を実施する際には、国及び国民の安全の確保ということを目的として国民の方々にも御協力をいただくものを、こういうように理解をいたしております。

この規定は法的に拘束するものではないと申し上げても、国民の方々に、それぞれの置かれた状況の中で、避難や被災民の保護等に関してできる限りの協力をお願いしたい、このように考へておるところでございます。

○衛藤委員 私どもの憲法第十二条には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と。また、憲法第十三条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけでありませう。

この観点からいたしましても、自衛隊法一部改正案における処罰の問題がございませうが、武力攻撃事態における国民の人権の保障に関する重要問題であります。本法で新たに設ける罰則の考へ方につきまして、憲法第十二条、憲法第十三条を踏まえて、いかようにお考へであるか、お答えをお願い申し上げます。

○中谷国務大臣 今回の自衛隊法の改正の罰則につきましては、国民の人権保障に配慮しつつ、武力攻撃事態における自衛隊の任務遂行を確保するための必要最小限のものに限定をいたしております。

例えば、物資の保管命令は、自衛隊の任務を遂行する上に必要とされる物資を確保するために必要なものでありますけれども、これに関する罰則は、この保管命令に違反して保管物資を隠匿、毀棄または搬出するといふ悪質な行為を行った場合に限り、科すようにいたしてあります。

このように、この罰則につきましては、自衛隊

回早期に必要な整備を行うこととしたし
ておりまして、防衛庁といたしまして、できる
限りの協力を行う所存でございます。

○衛藤委員 防衛庁長官にお尋ねいたしますが、
周辺事態と武力攻撃事態が併存しおる状況下
で、周辺事態安全確保法に基づきまして支援可能
な米軍の範囲はどうか、また自衛隊の活動
範囲はどうか、この点についてお尋ねをし
ておきたいと思っております。

○中谷国務大臣 周辺事態というのは、我が国周
辺地域におきまして、我が国の安全に重大な影響
を及ぼすことのある事態ということでございま
す。その際、米軍が行動する場合には、法律で定め
られました、武力の行使に至らない範囲で、また
集団的自衛権にならない範囲で後方支援を行うと
いう内容でありまして、その際は、周辺事態が我
が国有事にならないように全力で努力をするわけ
であります。

武力攻撃事態というのは、我が国に対する武力
攻撃が発生する、または予測される事態でありま
して、その事態がともに併存するという事態も
考えられるわけでございます。

この際、米軍等の支援に関しては、我が国とし
ましては、個別的自衛権の行使として自衛のため
の必要最小限の武力を行使することができると
ともに、我が国を防衛するために行動している米
軍に対する我が国の支援については、その支援が
米軍の武力行使と一体化をすることであっても、
我が国の自衛権発動の三要件に合致する限り、憲
法との関係で問題が生じることはない、また日米
安全保障条約との関係で問題が生じるというも
のではないわけでございます。

○衛藤委員 ただいま長官は、外部からの武力攻
撃に対しては、我が国防衛のために共同対処して
いる米軍に対し武力の行使と一体化していると見
られる支援をやったとしても、こうした必要な対
米支援というのは憲法上もあるいは条約上も何
ら問題はない、こういうことでございますか。も
う一度お尋ねしておきたいと思っております。

○中谷国務大臣 このような我が国及び米国によ
る我が国防衛のための共同対処行動としての武力
行使は、国連憲章第五十一条との関係でも問題が
ございませんし、この米軍の武力行使と一体化す
るものであっても、我が国の自衛権発動の三要件
に合致する限り、憲法との関係で問題が生じるこ
とはないというふうにご考えております。

○衛藤委員 ただいま指摘されている外部からの
武力攻撃事態が発生した場合に、日米で共同する
対処の武力行使というものが国際連合憲章第五十
一条に許されているところの自衛権の行使、今長
官がおっしゃりたいいわゆる個別的自衛権の行使に
これは何ら抵触するものではないし、また国連憲
章第五十一条には、「この憲章のいかなる規定
も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した
場合には、安全保障理事会が国際的平和及び安全
の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は
集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」
という規定があるわけでありまして、

しかるに、この規定からいたしますと、外部か
らの我が国に対する武力攻撃事態が発生したとき
に、日米が共同して対処するこの武力行使とい
うものは、この国連憲章に言う、五十一条に言うこ
ころの自衛権の行使、個別的自衛権、集団的自衛
権の行使に抵触するものではない、結果的にはそ
ういうことになるんではないかと私は思うので
す。ここはポイントだと思っておりますが、防衛庁長
官のお考えを承っておきたいと思っております。

○中谷国務大臣 国連憲章五十一条に、個別的及
び集団的自衛権が書かれております。我が国に対
して外部からの武力攻撃が発生した場合において
は、自衛権発動の三要件に該当する場合には、我
が国は個別的自衛権の行使として自衛のための必
要最小限の武力を行使することができまして、ま
た、この武力攻撃を排除し、我が国を防衛するた
めに行動している米軍に対する我が国の支援につ
いては、この支援が米軍の武力行使と一体化する
ものであっても、我が国の自衛権発動の三要件に
合致する限り、憲法との関係で問題が生じることは

ない、また日米安保条約との関係で問題が生じる
ものではない、また広く国連の憲章に基づいて国
際的にも何ら問題が生ずるものではないというこ
とでございます。

○衛藤委員 私は、あえてここで確認しておき
たいのですが、外部からの武力攻撃に対して自衛権
を行使することは認められておる、これは当然で
ございます。また、今指摘されましたように、国
連憲章第五十一条の関連で我が国も個別的または
集団的自衛権の権利を持つておる、これも間違い
ないと思っております。また、自衛権と言われるもの
は、今大臣御指摘されたとおり、三つの要件が必
要とされておるわけでありまして、第一点は、我
が国に対するせっぱ詰まった、急迫不正の侵害が
ある場合、もう一点は、これを排除するために他
の適当な手段がないとき、もう一点は、必要最小
限度の実力行使にとどめなければならぬ。この
三つの要件が満たされておれば、我が国は自衛権
を行使できるわけでありまして、これは間違いな
いと思っております。

そこで、自衛権というものは、国民の生命財産
を守るために行使されるものであつて、憲法に
よつて禁止されている国際紛争を解決する手段と
しての武力行使には当たらない、こういうこと
であります。これは、あえてここで申し上げておき
たいわけでありまして、

憲法第九条には、御案内のとおり、「日本国民
は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希
求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又
は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として
は、永久にこれを放棄する。」こうなつておるわ
けであります。また、御案内のとおりであります
が、自衛権を行使した国は、国連憲章第五十一条
に基づきまして、国際連合安保理事会に報告する
ことが義務づけられておることも、そのとおりで
ございます。

世界の国々を見ますと、どの国といえども、武
力攻撃に対処する法律を持つておるわけでありま
して、むしろ、我が国が今まで外部からの武力攻

撃に対する法律を持っていないかということ
は、極めて、私どもの国会の責任であるし、また
我々の努力不足でもあった、その責めを問われて
も仕方がない、私はこのように思うわけでありま
す。

さて、次にお尋ねを申し上げますが、米軍との
関係でございます。

福田内閣の研究報告の一点に、米軍の行動
にかかわる法制を整備すべきである、このように
二十五年前に指摘を受けたわけでありまして。今回
も、この米軍の行動についての明確な、いろいろ
の法制の整備がここに出ていないわけでありま
す。今後の米軍についてどのような法制の整備を
行つていくか、お尋ねをしておきたいと思いま
す。

○川口国務大臣 今国会におきまして、米軍の行
動に関する法案は御提出をしていないわけござ
いますけれども、今後、武力攻撃事態対処法案に
規定をしておりますとおり、日米安保条約に従
いまして武力攻撃を排除するために必要な行動を
実施する米軍に対しまして、物品、役務、施設の提
供あるいはその他の措置を実施するために必要な
法制整備を行うことを検討いたします。

その際には、米軍の行動は、我が国に対する武
力攻撃を排除し、我が国及び国民の安全を守るた
めのものでございますので、それを考慮しつつ、
米軍が自衛隊と同様に円滑な行動を行えるよう
に、これに対する支援を検討する必要があります。

また、法制整備に当たりまして、我が国の支援
は、日米安保条約の目的の枠内及び憲法の範囲内
で行うこと、また国連憲章を初めとする国際法に
従つて行うことといった考え方にに基づきまして検
討をしていくことといたしております。

○衛藤委員 いわゆる駐留軍はその国の国内法が
適用されない、このようになっておるわけであり
ますが、この場をかりまして、あえて、なぜ駐留
軍は国内法が適用されないのか、これは問題はい
ないのか。

さらには、大臣にお尋ねをいたしますが、米軍に対する支援について、具体的にどのような支援をするというのを法で明記しておかなければならないのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○川口国務大臣 まず、米軍につきましてでございますけれども、米軍は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に、我が国を防衛することを主たる目的の一つといたしまして、我が国との合意に基づきまして駐留をしているわけでござい

ます。一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には、特別の取り決めがない限り接受国の法令は適用をされませんが、接受国の法令を尊重しなければならぬという事は、この軍隊を派遣している国の一般国際法上の義務でございます。このことは我が国に駐留をいたしております米軍についても同様でございます。このような考え方に基きまして、日米地位協定十六条におきまして我が国の法令の尊重義務が定められているわけでござい

ます。それから、今後の検討課題の、どういう分野でということでございますけれども、対米支援、あるいは日本政府が米軍へ陣地として使用される施設・区域をより迅速に提供ができるような、あるいは緊急通行についても今後検討していく必要があるということでございます。

○衛藤委員 近隣の諸国におきましては、このいわゆる有事関連三法案につきまして、一部懸念をされているという、表明をしている国もあります。これらの国の理解を得るために、政府として近隣諸国に対してどのように説明をされるのか、官房長官にお尋ねをしたいと思います。

○福田国務大臣 武力攻撃事態に対処するための法制は、外部からの武力攻撃に備えまして、我が国の独立と主権、国民の安全を確保するためのものでございます。主権国家として当然整備すべきものでございます。

武力攻撃事態対処法案等につきましては、諸外国でも関心を持っているというように承知はして

おりますが、政府といたしましては、このような本件の法制の基本的な考え方や法制の全体像について各国に随時説明をしていく、今までもしてまいりましたのでありますけれども、また今後も必要に応じて説明をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○衛藤委員 本法案では武力攻撃事態としてどのような事態を念頭に置いておられるのかということ、いろいろな事態があるということはお答えいただきました。昨年九月十一日の米国における同時多発テロというものは、世界じゅうに新たなテロの脅威を印象づけました。仮にこのような事態が我が国において発生した場合、これは武力攻撃事態となるのか、武力攻撃事態対処法案はこのような事態にまで対応することを想定して上程されておられるのか、お尋ねをしたいと思います。これは、官房長官また防衛庁長官にもお尋ねをしたいと思います。

防衛庁長官、先にごうぞ。

○中谷国務大臣 昨年の九月十一日の米国の同時多発テロにつきましては、米国はこれをみずからに対する武力攻撃であると認識をいたしております。また、国際社会においてもこれが武力攻撃に該当することについては広く認められているわけでございます。

今回定めます法案の武力攻撃事態ということにつきましては、我が国に対する武力攻撃の事態である限り、規模とか態様の面で特に限定をすることはなく、およそあらゆる事態を含むものがございます。

この事態が該当するかどうかということにつきましては、その時々々の国際情勢や個別具体的な状況を踏まえて判断すべきものでございます。米国の同時多発テロについて先ほどの状況であったということ踏まえましたら、仮に同様のテロ攻撃が日本で発生した場合に、本法案に言う武力攻撃事態に該当するかどうかと言われれば、該当する場合もあり得るといふふうに考えるわけでございます。

○衛藤委員 次に、事態対処法制についてお尋ねをしたいと思います。武力攻撃事態対処法案におきましては、事態対処法制の整備の目標期間を二年としております。国家の緊急事態への対処態勢というものは早急に整備されてしかなるべきものだ、このように考えておられますが、それぞれ担当の大臣から、大臣のお考えまた決意を承っていただきたいのであります。

なぜならば、目標期間を二年というのは、御案内のとおり、私も、衆議院の任期になるわけであり、当然私も、選任されたこの任期中に、課題であるところのこの有事関連三法案の法律案の整備をすべき、こういうことでありまして、それぞれの担当大臣から承りたいと思っております。まず国土交通大臣、お尋ねをいたします。また、具体的にこうこういうような問題もちゃんと整備すべきだというお考えがあれば、お尋ねをしておきたいと思っております。

○扇国務大臣 冒頭に衛藤議員からおっしゃいました、今日まで戦後五十七年間、よくぞこういう法案がなくて平和に過ごさせていただけたということ、私は感謝しながらもなお我々は反省することおっしゃったことに感銘を受けて、私も今回は何としても、この武力攻撃事態対処法案に対しては、法整備というものを含めて、少なくとも事態対処の法案の中には輸送でありますとかあるいは船舶または航空機等々、国土交通省にかかわる法案、少なくとも私は十二法案にかかわっております。

そういう意味では、国土交通省としては大変重要な事態法案であり、なおかつこれを国民の生命財産の保護のために何としても全閣僚の協力のもとにということでは、特に国土交通省として強力にこの法整備を含めて前進をさせ、国民の安全、安心を図るために一層の努力をしていきたいと思っております。

○衛藤委員 ありがとうございます。

片山総務大臣にもお尋ねいたします。

○片山国務大臣 事態対処法制というんでしょうか、国民保護法制、私は大変重要な法制だと思っておりますので、二年という目標年限は定められておりますけれども、できるだけ早く対応しただらいいと思っております。ただ、大変幅広いのと、いろいろな法制との整理が要りますから、時間がかかると思っておりますが、内閣官房を中心に、私も積極的に参画して、いい法制にしたい。

私どもの方でいえば、消防の関係ですね、救助を含めて、あるいは国と地方団体の連絡調整、あるいは通信、そういうことについてしっかりと対応をいたしたいと思っております。

○衛藤委員 川口外務大臣にもお尋ねをしたいと思います。

○川口国務大臣 期間内に国民の多くの皆様の御理解が得られるような法制をつくるべく全力で取り組んでまいります。

○衛藤委員 では、村井仁大臣、危機管理担当大臣にお尋ねをいたします。

○村井国務大臣 防災問題はちよつと別にいたしました。とりわけて治安維持という観点から申し上げさせていただきますと、武力攻撃事態ということになりましたら、いわゆる通常の市民といひましようか国民の安全を確保し、治安を維持する、この任務はやはり警察においてきちんとしなければならぬ対応だろうと思っております。その関連でさらなる法整備が必要であれば、それまた国会におきましていろいろ御議論をちょうだいしながら進めるべき問題だろうと存じます。

○衛藤委員 二年以内ということですが、私は、それを前倒ししてでも、できるだけ速やかに法整備をしておく必要があると思うのであります。

今、各大臣から決意が語られました。それを集約される、総括される官房長官のお考えを承っておきたいと思っております。

○福田国務大臣 ただいま各閣僚から決意が述べられましたけれども、国家の緊急事態につきましては、外部からの武力攻撃のほか、大規模テロと

か武装不審船事案とか、そういうような事案を含めまして、さまざまな事態に対して全体としてすき間なく対応するということが必要でございませぬ。

武力攻撃事態に対処するための事態対処法制につきましましては、国全体としての危機管理体制の整備を図る上で極めて重要と考えておりまして、法案の定める目標期間内に、国民的な議論の動向を踏まえながら、多くの国民の御理解を得られる法制の整備に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

そしてまた、できるだけ早くという御指摘でございますけれども、これは、ただいま申し上げましたように、国民的な理解を深めていただくということが極めて大事な法制だろうというように思っておりますので、ある程度の期間は必要なんではなからうかと思っております。しかしながら、二年という期間の中でも準備を進めていくという考えをいたしております。

また、これもいろいろ指摘をされる問題でございますけれども、武力攻撃事態以外の国家の緊急事態につきましましては、これまで警察とか海上保安関係法、自衛隊法、災害対策基本法などによって体制を整えてきているところでございますけれども、今後ともこれを一層改善強化するための措置を講じてまいりたいと考えております。

○衛藤委員 国民の協力についてお尋ねしたいわけですが、災害対策基本法にうたわれておられるいわゆる緊急時における国民の協力あるいは責務、今次における、この武力攻撃事態対処法案における協力、片や災害対策基本法の中には、協力の責務がうたわれておると思いますが、我が国のいわゆる武力攻撃事態発生の際の事態における国民の協力、それは責務というよりも協力になっておられるわけですか。なぜこのように協力ということにしたのか、これをお尋ねしておきたいと思っております。

○福田国務大臣 武力攻撃事態におきましては、国、地方公共団体また指定公共機関等が対処措置

を実施する際には、国及び国民の安全の確保のたぐいに国民の方々にも御協力いただけるものという期待をいたしておるところでございます。

この規定は、法的に拘束するものではないと申さなければ、国民の方々にも、それぞれの置かれた状況の中で、避難や被災者の保護等に関してできる限りの協力をいただきたい、こういうような考え方をしているわけでございます。

○衛藤委員 この法律案には、武力攻撃事態発生の際には、国のとるべき責任と義務、また地方自治体がとるべき責任と義務、また指定公共機関がとらなきやならない責任、義務がうたわれておるんですね。私は、もっと明確に国民の協力について、責務についてもしっかりと上げておく必要があるのではないかと、こういう感じがするんです。

なぜならば、私のところに国民の皆さんから電話がかかかってきまして、いざというときには私は自衛隊が守ってくれる、あるいは海上保安庁の皆さんがしっかりと守ってくれる、国が守ってくれる、当事者の立場といえますか、そういうものを全く感じさせないような発言が多々あります。

今次、この法律案に明確にこの国民の協力にしろたい上げたことは、私は、一歩前進だったと思うんですが、もう少しその辺のところを明確にしたいのじゃないかと、このように考えておりますが、官房長官のお考えをお尋ねします。

○福田国務大臣 この法案の第八条に国民の協力ということについての規定を盛り込んでいるわけでございますけれども、このような基本理念を踏まえるとともに、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみまして、武力攻撃事態において国や地方公共団体等が対処措置を実施する際は、国民は必要な協力をするよう努めるものとするとの基本的な考え方、これを明らかにしておるわけでございます。この規定によりまして、国民が法的に拘束されるものではございません。

国民につきましましては、国民の生命、身体及び財産に危険が及ぶ武力攻撃事態において、過重な役

割を課すことは困難であるというように考えられるものでありますので、国民の責務を今回の法案に規定することは適切でない、このように考えた次第でございます。

○衛藤委員 いずれにいたしましても、みずから国はみずからが守るといふその責務というものは極めて大事である、このように申し上げておきたいと思っております。

最後に、総理にお尋ねをいたします。緊急事態に的確に対処するためには迅速な意思決定が極めて大事であります、今回の法案の提出に当たりまして、総理の決意をお尋ねしておきたいと思っております。

○小泉内閣総理大臣 いかにも緊急事態に迅速に対応するかということでありませぬけれども、今回提出した法案においては、安全保障会議の機能を強化する、そして対処基本方針の迅速な策定を図るとともに、対策本部長たる内閣総理大臣に総合調整権を付与することにより、対処措置の的確かつ迅速な実施を図ることとしております。

政府としては、これらの法案の成立に向けて全力を挙げたいと思っておりますし、法案に定める制度の運用についての研究等を平素から怠りなく進める、そして国民が安心して暮らせる国づくりに真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

○衛藤委員 このたびのいわゆる有事三法律案は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重して、もしこれに制限が加えられる場合には必要最小限とすることが明記されております。また、その手続というものは公正かつ適正に行わなければならないことが明記されております。

一方、日米安保条約に基づきましてアメリカ合衆国と緊密に協力をしつつ、国際連合を初めとする国際社会の理解並びに国際社会の協調的行動が得られるようにしなければならぬことがこれまで明記されております。

また、外部からの我が国に対する武力攻撃に対処する国と地方公共団体の責任と義務、及び指定された指定公共機関の責任と義務、また外部から

の武力攻撃に対しての国民の立場からする国民の協力の必要、またこうした国、地方自治体、指定公共機関、国民、相互に連携協力をして武力攻撃事態に対するこの対処に万全の措置が講じられなければならない、こういうことが明記されておられるわけでございます。

私は、以上の観点から、このたびの小泉内閣の提案による有事関連三法律案、一つは、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、自衛隊法一部改正案、そして安全保障会議設置法の一部改正案、この三法律案に対して全面的に賛成し、またこの法律案の速やかなる審議と可決成立を強く求めまして、私の質問を終わります。

○瓦委員長 次に、岡田克也君。
○岡田委員 民主党の岡田克也です。

まず、本題に入る前に、総理に少しお聞きをしておきたいと思っております。
連休中にいろいろな事件が起きました。とりわけ、参議院の前議長の秘書が逮捕され、議長自身も議員辞職を表明するということになりました。あるいは、衆議院の前議運委員長である鈴木宗男氏の秘書が逮捕され、事務所が家宅捜索を受ける、こういうことも発生をいたしました。

いずれも国会に対する国民の信頼を大きく損なうもので大変な事件だ、こういうふうにお考えしておりますが、総理として、この二つの事件についてどういうふうにお感じになり、そして対応しようとしているのか、御見解をお聞きしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 政治の不祥事、いわゆる政治家にまつわる不祥事に対しまして、国民の信頼を大きく損なうものだと憂慮しております。

この問題について、このような不祥事を起こさないような対応策はどういうものが必要か、また、現行法についての改善策はどういうものが必要かということにつきまして、真剣に今、自民党におきましても与党内においても協議をしております。

ところであり、今国会において、このような不祥事を反省しつつ、再発防止のためにどういう体制がいいかということについて、今まで以上の、一段の改善策が必要であると思っております。

○岡田委員 とりわけ鈴木宗男氏の件でありますけれども、公設秘書が逮捕され、事務所が自宅捜索を受ける、そういう事態になりました。連休中には、与党の中からも、鈴木氏は議員辞任をすべきであるという声も出ております。

鈴木氏は、言うまでもなく自民党の議員であり、総理は自民党の総裁でもあります。(発言する者あり)今は違ふと言われるかもしれませんが、事件を起こしたときは、明らかに自民党の議員として起しております。その鈴木宗男氏に対して、この際、議員辞任を求めるそのリーダーシップを総理は発揮すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 本来、自身の出処進退については本人が決めるべき問題だと、私は今でも思っております。そういう観点から、この問題について、私も、いろいろな状況を勘案しながら、鈴木氏本人が決めるべき問題であると。

国会でも、今後、新たな公設秘書の逮捕という問題が出てきて議論されていると思いますが、私は、そういう点についてよく議論をしていただきたい。私自身もこの問題については大変大きな関心を持っておりまして、私は、そういう点から、御本人がしかるべき判断をされるのではないかと思っております。

○岡田委員 議員の身分というのはいろいろ保護されていますから、最後は本人がやめると言わない限り、これは身分は保持されます。しかし、それに対してどう思うかという、そういう、我々同じ国会の議員として、あるいは日本国総理大臣としての考え方を示すということは、これはできるわけでありませぬ。

今の総理の御答弁を見てみると、最後はそれは議員が決めることだと。当たり前です、そういうふうになっているんですから。しかし、総理はど

うお考えかということをお聞きしたいわけでありませぬ。

○小泉内閣総理大臣 私は再三再四言っているんです、国民から選ばれた議員が自分の出処進退を判断できないはずがないと。

○岡田委員 判断は、それは人間ですから、どちらかにしろするでしょう。しかし、総理はこの事件についてどう考え、鈴木氏の出処進退についてどうあるべきだということに考えるかをお聞きしているわけですか。

○小泉内閣総理大臣 本人が判断すべきなんです。

○岡田委員 総理がこの鈴木宗男氏の事件について深刻に受けとめていない、かばおうとしているという印象を受けたことは、もしそうでないならば、はっきり言われたらどうですか、いかがですか。そうでないというならば、はっきりおっしゃってください。

○小泉内閣総理大臣 真剣に考えているから言っているんです。議員たる者、国民から選ばれたその責務を持つているならば、自分で判断すべきなんです。当たり前のことじゃないですか。

○岡田委員 それじゃ、今申し上げたこの二つの事件に加えて、加藤元自民党幹事長の事件もありました。政治と金の問題が大変大きな議論になっているわけでありませぬ。このことについて、国会としてしっかり対応していかないといいけないという問題だと思いませんか。

我々野党四党は、既に、政治資金規正法の改正を初めとする法律案を、衆議院の法制局と調整が終わりまして、そして、この連休明けの国会に提出をすることにしております。

その中には、総理御自身も問題があるとかつて言われた話、例えば、政党支部をどんどんどんつくって、献金の上限や下限をつくってもそれが意味のないものにしてしまふ。自民党は六千の政党支部があるとされています。そういうことに対して規制をすることでありませぬか、あるいは、インターネットで政治資金収支報告をきちん

と出して、そしてきちんとチェックできるようにする話でありませぬか、それから、公共事業を受注している企業からの献金を制限する話でありませぬか、そういうことが含まれているわけでありませぬ。

いずれも、総理がかつてそういうものが必要だということをおっしゃりかけた話でもありませんし、私は、中身は極めて合理的なものだ、こういうふうにも思いますが、我々がそういう法案を出したときに、総理としてはそれについて賛成をしていただけませぬでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 そういう問題点があることは、私も認識しております。そういう点も含めて、今、自民党初め与党で協議をしております。一段の改善策を講じるように指示しております。

○岡田委員 私は平成二年の初当選でありませぬが、我々は、リクルート事件ということもきっかけにして、そして政治の改革を訴えて、当時の、私は自民党でありませぬが、自民党も社会党も多くの新人議員が当選をいたしました。そして、いろいろな政治改革の議論をしてまいりましたし、政治資金規正法の改正もしてまいりましたが、今思うと、一体何をしてきたのか、一体どこにそれだけの成果が上がったのかという、残念ながらそういうことを思わざるを得ないわけでありませぬ。

我々が出しております先ほどの政治資金規正法の改正案、それから、あつせん利得処罰法の強化法案、あるいは、今回の先ほど言った三つの事件は、いずれも談合に関するもので、それに対する口ききビジネス、こういうことがもし全国で起こっているとするれば、大変な税金のむだ遣いであり、とんでもないことだと思ふわけで、そういう意味で、談合をいかに防止していくかということについて我々は法案を持っておりませぬが、そういうことについて、今、与党の中で検討だとおっしゃいましたが、会期もありますから、早く検討していただいでしっかりと国会の場で議論していく、そういうお覚悟をぜひ聞かせていただきたいと思ひます。

○小泉内閣総理大臣 前から申し上げておりますように、今言った点も含めまして、与党、野党、いろいろな問題点を指摘されております。今国会中に、この不祥事再発防止のために一段の改善策を講じていきたいと思ひます。

○岡田委員 これは自民党の危機であるとともに政治の危機でもある、そういうふうにも思ひます。ぜひ国民からしっかりと政治の信頼を取り戻すように自民党も危機感を持って考えていただきたい、そのことを申し上げておきたいと思ひます。

それでは、法案について幾つか聞いていきたいと思ひます。

先ほど総理の方から、あるいは官房長官の方からいろいろな答弁が示されましたが、ちよつと確認をしておきたいと思ひます。

まず、我が国を取り巻く国際情勢の問題であります。例えば、ミサイルによる攻撃でありますとかあるいは大規模テロということが我が国に起こり得るといふふうにお考えでしょうか、それとも、そういうことはないんだといふふうにお考えでしょうか、いかがでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 何が起るかかわからない。予測し得ないことが起こる。これは起きない、これは起こる、予測し得ないことが起こるといふことも予測しなげやならないのが現在の状況ではないかと思ひます。

○岡田委員 私はもう少し危機感を持つてゐるわけですね。そういう一般的な話ではなくて、ミサイル攻撃やテロなどはかなり、かなりと言つて言い過ぎかもしれませんが、しかし、世界的な目で見たとときに、やはり東アジアはかなり緊張感が高い地域である、そういう認識は持つてないといかないんじゃないか、そういうことをまず申し上げておきたいと思ひます。

その上で、今回、この法案といひますか、有事法制全般というふうには申し上げておきたいと思ひますが、この具体的な今回出されたものではなくて、有事法制の整備についていろいろな議論があります。例えば、具体的な危険がないから

そういう整備は必要がない、こういう意見があります。それについては、私が先ほど申し上げたようなことでお答えをしたいと思いますけれども、総理は、この具体的な危険がないから法案整備がないという考え方について、基本的にどういふうにお答えになるのでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 私は、今岡田議員が質問の前に言われたことについて、やはり野党第一党として責任ある立場に立ってこの議論をしようという姿勢をうかがうことができたと思うんです。

当然、何が起るか分からない、それに対して備えるということは必要だという観点からの御質問だと思ふんですが、私は、冷戦が終わって、もう武力攻撃は起らないんだというような観点からこの法案を見ている方もいるのも承知しております。

しかし、どのような時代におきましても、緊急事態あるいは一有事があつたときにどういふ備えをしておくかという、いわば備えあれば憂いなしということについては政治の大きな責務ではないかと思つております。その点は、むしろそういう議論をされると水かけ論になつちゃうんじゃないか。武力攻撃なんか起らないんだ、日本は平和なんだ、日本を武力攻撃する意図を持つている国とかグループはないんだと言われちゃうと、そうじゃない、ああじゃないといつて、これはもう水かけ論になつちゃうと思ふんで、そういう議論は、私は本当は、政権をとろう、一国の責任を担おうという政党であれば、そういう考えはとり得ないのではないかと思つております。

ですから、この問題については、備えあれば憂いなしという観点から、いろいろ建設的な議論を進めていきたい、民主党からもいい提案があれば、私はよく検討したいと思つております。

○岡田委員 冷戦が終わって、具体的な危険が今はもうないんだ、だから、こういう有事法制、有事に備える法制というのは基本的に必要ないんだ、そういう意見がありますが、私は、そういうことを言う人が、では、冷戦期には、いや、ソ連

が攻めてくることなんかあり得ないんだ、だから、そもそも日本は自衛隊も要らないし、非武装でいくんだ、そういうふうと同じ人が言つていたような気もするわけですね。

だから、それはやや無責任じゃないか、私はそういう気はするわけでありませう。やはり、そこは、少しでも可能性があるんなら、そのときに備えてしっかりと対応しておくということは、これは政治の基本的な責任である、そういうふうな考えでおります。

我々は、同時に、なぜこの有事法制が一般的に必要なだといふふうな考えているか。その備えの問題と、しかし同時に、いざそういう武力行使事態があつて自衛隊が動くときに、それが国民の権利の制限につながるという側面は、これは入つてきます。しかし、そのときに、それが必要以上に国民の権利を制限することになつたら大変だ。そういう意味でも、あらかじめきちんとしておくことが法治国家として当然ではないか、そういうふうな考えているわけですが、総理も、そのところのお考えはいかがでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 私は、岡田議員の今の指摘、全く同感なんです。こういう議論がなされてこそ、野党としても責任ある、これから政権を担おうとする意欲を感じられる。私は、このよう議論がなされることにより、できれば、有事法制というのは、本来、与党と野党第一党が対立する問題じゃない。お互い、これからの日本の独立国としての体制をどう備えをしていくかという件については、今のよう議論をしていただくならば建設的な議論ができるのではないかと期待しております。

○岡田委員 入り口の議論はそういうことで、今私が申し上げたとおりなんですけれども、その上で、我々民主党の基本的立場として、一般論として緊急事態に備えた法制が要するということは党としてしっかりと確認をしているということにまず申し上げた上で、しかし、今回の法案についていろいろ問題があります。そういうことについて具体

的にこれから議論していきたい、そういうふうな思つております。

そこで、まず、法案の個々の中身に入る前に、総理の基本姿勢についてお伺いしたいと思います。総理は、国家権力と国民あるいは個人との関係というものを一体どういふふうに認識しておられるのか。どうも、個人情報保護法もそうなんですけれども、今回の有事法制を見ても、国家権力というものが時として個人の、国民の権利を侵害する、そういう非常に危うさ、危険を持つてい

るものだという認識がやや薄いんじゃないか、そういう印象を受けるわけですが、基本的にこの国家権力と個人、国民との緊張関係ということについてどのような認識でしょうか。

○小泉内閣総理大臣 国家は国民のためのものであり、国民も国家あつての国民であるというお互いの協調関係、責任関係を持つてい国をつくり上げていこうということが大事だと思います。

ある国家においては、国家の権力を背景に国民を苦しめている、あるいは権利を奪つている国もなきにしもあらずであります。専制と隷従、これが国家権力によつて圧迫されていると感ずる国民も世界の中ではかなりいるでしょう。私は、そういう面において、国家は国民あつてのものである。国民の基本的な人権というものを保護することが国家として重要である。

また、その国民の基本的な人権を破壊しようという組織なりグループに対しては、国家権力をもつて排除して国民を守らなかならない。国民の基本的な人権を守らなかならない。こういうことを考えますと、この国家権力の行使というものに当たつては、多くの国民の基本的な人権を守るんだというこの観念を常に持たなくてはいけないと思つております。

○岡田委員 総理のお考えはわかりませんが、外部から、あるいは第三者が国民の権利を侵害しようとするときに、国家がそれを守る責任がある、当然のことです。私が申し上げたのは、その国家自身が国民の権

利を侵害するということは往々にして起る。そもそも憲法というのは、これは国家と国民の関係を規定しているわけで、例えば基本的人権を保護する、これは国家権力が個人の基本的人権を侵害しないように憲法の規定がもととは置かれていて、そういう歴史の経緯があるわけですね。そのところについての総理の認識をぜひお聞きしたいと思ふんです。

○小泉内閣総理大臣 今、重複するかもしれませんが、基本的人権を守る、これは憲法にも国家としての責務として規定されているわけでありませう。同時に、国民の中には、その国民の基本的な人権をじゅうりんするという勢力も一部には否定できないわけがあります。そういうことに対して、国家としても、多くの国民の基本的な人権を守るために国家権力を行使しなかならない場合もあるわけがあります。その点をどう考えるか。

いわば、日本国民としては、さまざまな基本的人権をいかに国家として守つていくか、これが重要でありまして、今回の有事法制につきましても、いわば国民の生命財産、これをいかに守るかという観点から考へているのでありまして、これを基本に考え、国家の独立と尊厳、そして武力攻撃が起つた場合には国民の基本的な人権が破壊される面が多々出てくるわけでありませうから、これに対してどのような国民の基本的な人権、生命財産を守る体制をつくつていくかというところは、まさに国家として最大の責務ではないかと思つております。

○岡田委員 どうも議論がかみ合っていないように思ふんですが。

私は、やはり国家の権力行使に対する謙虚さといひますか注意深さといひますかをちゃんと政府は持つべきだといふふうな思ふんです。例えば、あの民主主義国家であるアメリカ合衆国でも、過去にはマッカーシー旋風などというのも起りました。やはり、個人の権利を、きちんとしたいろいろな憲法や法律を持つてい民主主義国家ですら不当に侵害するということは常に起り得るこ

とである。そのことに対してきちんと手当てをしておかなければいけない。

そういう視点でこの有事法制についての議論も進めていかないと、総理がおっしゃるように、攻められたときに日本の国民の生命財産を効率的に自衛隊が守っていかないと、それはそのとおりであります。しかし、その面だけで考えていくと、私は絶対に誤ると。そういう面と、しかし、武装集団である自衛隊が、一つの国家権力の塊が個人の権利を侵害してしまう、不当に侵害してしまう、そういうことのないように両面からきちっと見てバランスをとっていかないといいない。そういう視点がないと、私はこの有事法制についての議論は間違っていると思うのですが、いかがでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 その両面の視点が大事だと思っております。

○岡田委員 そういう意味で、若干最近気になることがありますが、お聞きしたいと思います。

まず、この法案そのものとは離れるわけですが、不審船の問題で、これにどう対応するかという議論が行われている中で、先般の防衛庁長官の記者会見などを見ますと、不審船対応で海上保安庁が一義的に対応することに法律上はなっておりますが、自衛隊はどうするのかという議論のときに、準備行動という名のもとに自衛艦をその現場に早く派遣しておくという話が進んでいるようでありますが、これは事実なんでしょうか。記者会見の中ではそういうふうには防衛庁長官はお述べになつていないようですが、そして、そのことが問題がないというふうにお考えなんでしょうか。

○中谷国務大臣 昨年末の九州の南西海域における不審船の事案の事例を振り返りまして、防衛庁並びに海上保安庁等でその対処についての検討を行いました。そして、その教訓を生かして、やはり当初から、武装工作船の可能性の高い不審船については不測の事態に備えて、政府の方針として当初から自衛隊の艦艇を派遣するというふうに取り決めというか、したわけでございます。

これは、海上警備行動の発令によって海上自衛隊の対処が行われるわけでありませうけれども、九州南西海域の事案に見られるように、その地点に行くまでに半日ないし数時間かかるわけですから、基地においてその海上警備行動の発令を待つて出るとなると、もう事態が大変な事態に発展する可能性もありまして、速やかに対処に移れるためには、その近傍海域まで所要の準備をして待機し、そして、その時点においては、内閣総理大臣の命によりまして海上警備行動に移れる方が対処がより確実に行われるという観点から、この海上警備行動の発令が必要になった事態に至った場合に自衛隊が迅速かつ適切に対処できるようにあらかじめ備えるために措置をするわけでございます。

この措置につきましては、その準備時点におきましては公権力の行使を行うものではないし、こうした準備が行われることが、海上警備行動が自衛隊法の八十二条で定められている以上、当然のことであつて、この条以外の特段の法律上の規定が必要であるというふうには考えていないわけでございます。

○岡田委員 その際、だれが命令をするんですか。そして、その法律的な根拠はどこにあるんですか。

○中谷国務大臣 防衛庁長官がこれを命じるわけでございます。

この例としましては邦人救出の例がございまして、かつて、インドネシア等で治安が悪化したために邦人が国の離脱をする必要の際に、やはり邦人救出の一環として近傍において自衛隊機が待機をいたしましたけれども、この際もそのような措置をとったわけでございます。

○岡田委員 今、法律的な根拠についてはお話をいただけなかったわけですが、

こういうふうにしてどんどん拡大をしていくわけですね。私はインドネシアのときも問題だといふふうにお聞きしたんです。今回は、特に問題になるのは、フル装備していくわけでしょうか。不審

船に対処できるように武装して出すわけですか。そして法律の根拠がない。長官命令だとおっしゃられますけれども、長官が命令するという規定は法律上ないはずで、準備行為について。本来、海上警備行動であれば長官が総理大臣の承認を得た上で発動する。その前段階だと言いますけれども、現場にそういった武装したフル装備の自衛隊を出す、この場合船ですが、ということについては事実上ノーチェックじゃないですか。そういう形でどんどん法律を超えて拡大をしていくということが非常に問題があるというふうには私は申し上げるわけですね。必要性は私も認めないわけでありません。しかし、法律の根拠がなく、解釈でやっていると、そういうやり方には非常に違和感を感じる、そのことを申し上げておきたいと思っております。

もう一つ申し上げます。きのうの朝日新聞の一面トップであります。

新聞をお読みでない方もいらつしやるかもしれませんが、今のテロ特措法に基づく海上自衛隊の派遣について、今回、イージス艦の派遣、それからP3C哨戒機の派遣について、海上自衛隊の幹部が米軍に対して、そういうことをした方がいいという働きかけをした、そういう記事であります。

これは事実なんでしょうか。

○中谷国務大臣 私も昨日の朝刊を見まして、その事実を読みました。この事実につきまして、早速、在日米海軍、また海幕の担当者、本人ですけれども、に直接事情を聞きまして、四月十日にチャップリン在日米海軍司令官と会談をしたことは事実であります。これは月に数度そのような会合は行っております。報道にあるように、米側から海上自衛隊のイージス艦とかP3Cをインド洋に派遣することを要請するというふうにお聞きしたということはないということですが、事実を確認いたしました。米側にも確認をいたしました。

よつて、その内容につきましては事実と反する報道でありますので、その新聞を報道した新聞社

に対して抗議を行ったところでございます。

○岡田委員 今、事実と反する報道だと明確に言われまして、もしこれが事実であれば、長官は責任をとらなければいけませんよ。このことが事実であつたとすれば、あるいはこれに近いことがあつたとすれば、私は非常に大きな問題があると思ふんですね。

まず、官房長官は、イラクに対する米軍の攻撃があつた場合に今のテロ特措法の中でそれができるといふ趣旨のことを言われていると思ふんですね。それをいわば、しかし先取りする形で、イージス艦やP3Cを出すということは、これはイラク以外に考えられないわけですね。もうアフガンの話はほとんど終わりつつあるわけで、今さら新しい、そういう高性能な艦船や飛行機を出す意味はないわけですから。そういう意味で、政府が慎重に決めなければいけない政治的な問題について海上自衛隊がそれを先取りをした、あるいはこれは国会が承認をする話、それについて現場が独走した。

ですから、もしこれが事実だとすれば、これは大変大きな問題である、これは内閣そのものを揺るがすような問題だといふふうに思いますが、総理、総理もこれは事実と反するということでも明言されますか。

○小泉内閣総理大臣 今、新聞の記事に基づいて質問されていると思うんですが、その新聞の記事の事実はないと言っているんです。これからの問題は、状況判断しながら適切に判断したいと思ふます。

○岡田委員 それでは、新聞の記事については事実と反する、そういうふうには総理からも述べられたと理解します。

それでは具体的な、中の法案について入っていきたく思いますが、まず、この法案の中で、非常にわかりにくい法案なんです、外部からの「武力攻撃のおそれのある場合」と「予測されるに至つた事態」、そういう言葉が使われているわ

けですが、それぞれについて、ちよつと具体的に、違いがわかるように中身を述べていただけませんか。

○中谷国務大臣 この法案における武力攻撃のおそれのある場合と予測される場合の違い、これにつきまは、現行の自衛隊法の七十六条に防衛出動命令の規定がありますけれども、これと同じでございます。武力攻撃のおそれのある場合において防衛出動ができるという場合でございます。すなわち、この時点における国際情勢や相手国の明示された意図、軍事的行動などから判断して、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる事態を指すものでございます。

これに対して、事態が緊迫して武力攻撃が予測されるに至った事態というのは、自衛隊法の七十七条の防衛出動待機命令等を下令し得る事態です。すなわち、その時点における我が国を取り巻く国際情勢などから防衛出動命令が発せられることが予測される事態と同様でございます。この区分につきましては、現行の自衛隊法と同じ事態が書かれているというふうに御理解していただいで結構でございます。

○岡田委員 今の予測されるに至った事態の御説明が非常にわかりにくかったですね。予測される事態というのを説明されるのに予測される事態という言葉を使っておられて、いわば同義反復というのか、全く定義したことになると思いませんか、もう一回言っていただけじゃないですか。

○中谷国務大臣 ここで言う「武力攻撃が予測されるに至った事態」というのは、防衛出動が予測される事態と同じでございます。

○岡田委員 それでは、防衛出動が予測される事態というのは一体何ですか。

○中谷国務大臣 武力攻撃が発生することが予測される事態でありまして、で、その予測というのは、国の危機管理で、この内閣としても、また国

会としても、自衛隊の出動、すなわち防衛出動が必要であるということを判断する前の段階です。

○岡田委員 ちょっと、私もある程度何を聞くか、少しは事前にも述べていたつもりですが、余りにもお粗末な答弁じゃないですか、今のは。何も語っていないに等しいと思いませんか。こんなことじゃ、これは議論の意味ないじゃないですか。もつと明確に述べてください。

○中谷国務大臣 武力攻撃というのはいろいろな事態がありまして、いわゆる着上陸の事態だとか、またテロとかゲリラとかそういう事態が国内で発生して、武力攻撃の条件に該当する場合がございます。この際は自衛隊が出動して武力行使ができるという規定がありますけれども、その事態からおそれのある事態に防衛出動をかけられるということでもあります。

その防衛出動をかける前の段階に、ある程度、自衛隊の待機命令をかけて、予備自衛官の招集とか事前の陣地の構築とか、その準備をする必要がありまして、いわゆるその準備に着手する際に、今回、国会承認とかの手續を設けたわけでありまして、いわゆる防衛出動を下令する前の準備行為を開始する時点が、予測される事態ということになります。

○岡田委員 今長官が言われた、待機命令をかけたか、あるいは予備自衛官の招集をかけたか、陣地をつくるか、それは、このおそれが予測される事態の中で何ができるかというその中身なんです。その中身を使ってこの予測される事態を説明するということは、説明したことに全くなっていないんですかね。もつときちんと説明していただけないんですか。

○中谷国務大臣 防衛出動をするかどうかというのは非常に大きな問題で、国家の意思が動くわけでありまして、その防衛出動をかける前の段階の準備の段階で、その時点で防衛出動がかかったら速やかに自衛隊が行動できるように、あらかじめ予備自衛官を招集したり、また陣地構築をしたり、また待機命令をかけたか、その準備の

作業というものはどうしても必要ではあります。その準備に着手してもいいかどうか、これも国家の意思にかからしめるわけでありまして、その準備行為を始める段階でございます。

○岡田委員 私は、従来の自衛隊法に言う予測される事態であれば、また、待機命令をかけた予備自衛官の招集をするということでも法律効果も限られていきますから、今のような説明でも通ってきたのかもしれないんですが、今回、陣地構築、外に出ていくわけです、自衛隊が。外というのは、基地の外に出ていく、一般市民と接するという意味ですね。そういう新しい効果を認めるのであれば、やはり定義はもつと客観的にしておかなければいけないんじゃないか、そういう問題意識で申し上げているんです。

今の答弁は、全く答えになっていないじゃないですか。もう一回答弁されますか。

○中谷国務大臣 現行の自衛隊法でも、防衛出動の待機命令という規定がありまして、その時点において待機命令をするわけでありまして、今回の法律は、それをより厳格、明確にして、閣議の決定や国会の承認を必要としたものであります。で、どういう事態かということでもありますけれども、事態というものはもう千差万別でございます。いろいろと、航空攻撃の侵襲とか海上の侵襲とか陸上の侵襲、また弾道ミサイル、同時多発テロ、ゲリラ、これらの組み合わせ等がありますし、また、大規模であるのか小規模であるのか、また、国のか国に準じるものなのか、広範囲、限定かという場合もありますし、予測される場合もあれば、予測されずにいきなりする場合もあるわけです。

ですから、どういう事態かということを明確に言葉で言うのは難しいわけですが、一般的に申しますと、予測される事態というのは、自衛隊法の七十七条の防衛出動待機命令を下令し得る事態でありまして、事態が緊迫して防衛出動が予測される場合と同様であります。

すなわち、防衛出動命令より時期的には前の段階です。その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張の高まりなどから、我が国への武力攻撃の意図が推測をされ、我が国へ武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される事態を指すものでございます。

○岡田委員 これは全く答弁になっておりません。政府としてのこの予測される事態についての定義の明確化、そして具体的な事例の例示、これをこの委員会にしっかりと示されるということをお願いいたします。

○中谷国務大臣 この定義というのは、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張の高まりなどから、我が国への武力攻撃の意図が推測をされ、我が国へ武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される事態を指すものでございます。

○岡田委員 後ほど、理事会におきまして協議をいたします。

では、先ほど長官の答弁を聞いていてこれもよくわからなかったんですが、例えばテロとかミサイル攻撃というのは外部からの武力攻撃に当たるんですか、当たらない場合もあるんですか、どうなんですか。

○中谷国務大臣 世界で起きている武力攻撃の事態というのは千差万別でありまして、一概に言えないものであります。一般的に武力攻撃というのは国家の主権、国民の生命財産に大きな影響を及ぼす事態でありまして、いかなる事態にも備えることが大切であります。我が国としては、武力攻撃事態の認定につきましては、従来から同じであります。いわゆる自衛権の発動の三要件に該当するものであるのか、すなわち、計画的、組織的なものによる武力侵襲であるかどうかというような点を勘案して認定をするわけでございます。

○岡田委員 私は、自衛隊法七十六条の規定と、今回の法制の中に、基本的にこれは同じだとい

説明を政府の側はされていると思うんですが、違うんじゃないかというふうに思うんですね。つまり、自衛隊法七十六条は、外部からの武力攻撃に際して、我が国を防衛する必要があると認めるときには防衛出動を命ずることができ、「わが国を防衛するため必要があると認めるときは」というのが入っているわけですね。しかし、今度の法案はそういうのは入っていないわけですよ。そこは違うと思うんですね。同じじゃないと思うんですが、ここをどういうふうに説明されるんですか。

今の説明でいくと、そうすると、我が国としては、我が国を防衛するために必要があるというふうには認めないときも、この新しい法案には乗っかって対処基本方針をつくったりするということになるわけでしょうか。

○中谷国務大臣 委員がお話ししたとおり、自衛隊法の七十六条の一項には、「内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃に際して、わが国を防衛するため必要があると認めるときは、防衛出動を命ずることができるといふふうになっておりまして、この「わが国を防衛するため必要があると認める場合には」との規定は、外部からの武力攻撃が発生した場合において、例えば外交努力などその他の手段を尽くしても外部からの武力攻撃を中止させることができないといったふうに、我が国を防衛するためには自衛隊の出動が必要であると内閣総理大臣が判断した場合に、必要な手続を経た上で自衛隊にその出動が命ぜられるという趣旨でございます。

○岡田委員 私の質問に答えていただきましたんですが、今回の法案は、そういう必要があると認めるときという規定を入れていませんから、そうすると、外部から武力攻撃があれば自動的にこの対処基本方針というのをおつくりになる、こういうことですか。

○中谷国務大臣 今度の対処法におきましては、自衛隊の出動ができるという手続を定めているものでありまして、この趣旨等につきましては、自

衛隊法の中の七十六条に、岡田委員が述べられたように、「わが国を防衛するため必要があると認める場合には」というその趣旨が残っているわけでございます。

○岡田委員 質問に全くお答えいただいていないと思うんですが、外部からの武力攻撃がありまして、そのときに、では、対処基本方針はこの法律に基づいてつくる、何も条件はつけていませんから、外部からの武力攻撃があったときにはつくるというふうに書いてあります。対処基本方針はつくるんだけれども自衛隊の防衛出動はしないことがある、こういうことですか。そういうことを想定しているわけですか。

○中谷国務大臣 対処基本方針をつくっても防衛出動が行われないということはあり得るわけでございます。

○岡田委員 そうしますと、しかし、自衛隊を出すということについては、やはり非常に慎重な手続も要するし、あるいは自衛隊も効率的に動かさなきゃいけないということでのこの法案をそもそも目指したんじゃないんですか。

防衛出動がないということについてもこの法案が適用されるということになると、先ほどの外部からの武力攻撃についての定義も余り明確ではなかったんですけれども、非常に抽象的な状況の中でこの法案が適用される、入り口が非常に不明確だということになりませんか。

○中谷国務大臣 自衛隊法の七十六条には、「必要があると認める場合」というのが残っておりまして、その場合に命令をできるということになります。そして、その認定をどうするかということとで、防衛出動を命ずる時期と武力攻撃事態対処法における「おそれのある場合」の認定の時期が一致しないというのもあり得るわけでありまして、また、自衛隊の対処措置だけではなくて、武力攻撃事態の対処につきましては、武力攻撃の発生を回避するための外交上の措置、国民の被害を防止するための警報発令等の措置等が武力攻撃事態の認定とともに迅速に実施されることが重要で

ありまして、このため、武力攻撃事態に至ったときは、防衛出動命令等の必要性のいかんにかかわらず、これらの対処措置をとり得るようにするために、対処基本方針を定めるということにしたわけでございます。

○岡田委員 ですから、そもそも、政府としては防衛出動をする必要がないというふうには認める場合でも必ずこの対処方針をつくらなければいけないというこの法律構成に、私は非常に問題があるということを申し上げているわけです。きょうはこの辺にしておきます。

それから、終わった後の話もあるんですね。対処措置実施の必要がなくなったと総理が認める場合に、この基本方針を廃止するというところで、私は、こういう国民の権利を制限するような法案ですから、初めと終わりがしっかりしてなきゃいけない。いつまでもだらだら続いて、相手からの武力攻撃が終わったにもかかわらずこういう特別な権利関係が続くということは、ある意味で非常に危険なことだ、そういうふうな考えのわけですが、ここはもう少し客観的に書けないでしょうか。総理が認めるというのは、私は極めて恣意的だと思えますが、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 武力攻撃事態におきまして、その事態の態様に応じて、自衛隊の防衛出動とか、被災者の救助、被害の応急復旧などさまざまな対処措置が実施される、そういうことが想定されるわけでございます。

したがって、対処措置の必要がなくなったときというのは、例えば、防衛出動の終了をもって対処措置が終了した場合とか、それから、防衛出動の必要はなくなったけれども、引き続き被災者の救助が必要であるというような場合とか、また、武力攻撃事態の態様によつてさまざま考えられるわけでございます。ですから、そういう時点において個別具体的な判断をしなければいけないというふうに考えているわけでありまして、

○岡田委員 私は、防衛出動の行われているそういう状況と、そして、外部からの武力攻撃が終わって、しかしまだ、今おっしゃったような被害の復旧とかあるいは被災者の救助を続けなければいけない事態と、かなり質的に違うんだらうというふうな思うんですね。

今、後者の場合というのは、これは災害における対応とよく似たことだと思っております。それはやはり、法律の中でもそういう二段階設けておかないと、ある意味では、いつまでも武装した自衛隊がずっといるとか、そういうことにもなりかねないわけで、ここはもう少し私は一工夫を要する、こういうふうな思うんですが、そういう検討はされなかったんでしょうか。

○中谷国務大臣 これは自衛隊法をお読みいただきたいと思っておりますけれども、防衛出動の終了要件としましては、現行の自衛隊法の七十六条三項におきまして、内閣総理大臣は、国会の承認の議決があった場合、または出動の必要がなくなった場合に、防衛出動を命じた自衛隊の撤収を命じなければならぬとされております。

一方で、今回の三法案におきまして、このような自衛隊の撤収を命じなければならぬ要件については、武力攻撃事態対処法第九第十項の規定において国会の承認の議決があった場合を、改正自衛隊法第七十六条第二項規定において出動の必要がなくなった場合を明記したところでございます。

こういった改正を踏まえまして、議員御指摘の出動の必要がなくなったときについて申し上げれば、改正自衛隊法第七十六条二項に規定する「出動の必要がなくなったとき」とは、現行の第七十六条三項に規定するものと同意味でありまして、防衛出動の趣旨にかんがみますれば、武力攻撃が終局、発生せず、そのおそれもなくなくなった場合や、武力攻撃が完全に排除されるに至った場合を指すものでございます。

このように、「出動の必要がなくなったとき」との規定は明確な意味を有するわけでありまして、武力攻撃事態法第九条の規定と相まって、現

行の自衛隊法七十六条三項と同様な、明確な撤収要件を示していることから、政府としては、これらのほかには防衛出動の終了についての規定を自衛隊法に設ける必要はないというふうに考えております。

○岡田委員 もう少し整理した上で議論した方がいいと思いますが、今のお話ですと、私の理解では、自衛隊が防衛出動をやめるということになれば、新しいこの今回の法案についての対処方針ももうそこで終わるといふふうになって受け取れたわけですが、法律上はそういうふうになっていないということでもあります。

それからもう一つは、国会の不承認とおっしゃいましたが、それは最初の話でありまして、途中で、これは終わったから、あるいは事態が変わったからということで国会が何らかの意思表示をしてやめさせるということも、やはり私はそういう規定が要るんだらうと思うんですね。そういうことについて議論が必要だということをお指摘申し上げておきたいと思っております。

時間も限られておりますので先に参りますが、メディアの問題というのがあつたんですね。この法案では、指定公共機関として、公共の機関と公益の事業を営む法人というふうになっているわけですが、NHKについてはこの公共の機関の中に明示的に書いてあるわけですが、その他の新聞やテレビなどのマスコミ機関、新聞社やテレビ局、こういうものは、ここで言う公共の機関あるいは公益の事業を営む法人に入らないということは断言されますか。

○福田国務大臣 法案の第二条第五項において、公共の機関として、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社及び日本放送協会、こういうふうになつておられますが、また、公益の事業を営む法人としては、電気、ガス、輸送または通信を営む事業者をそれぞれ例示してあります。実際にいかなるものを指定公共機関として政令で指定するかということにつきましては、その業務の公益性の度合いによりまして、武力攻撃事態

への対処との関連性を踏まえて、当該機関の意見も聞きつつ総合的に判断する、こういうことになつております。

民間放送事業者につきましては、公益の事業を営む法人として、警報等の緊急情報の伝達のために指定される可能性はございますけれども、現時点では、その機能は公共の機関である日本放送協会を主として考えております。また、新聞社等につきましても、もし新聞社ということになれば、その性格上、警報等の緊急情報の伝達の役割を担うことは一般には考えにくい、こういうことで整理をいたしておるところでございます。

○岡田委員 この法律上、指定公共機関というのはかなりいろいろな意味で制約がかかることになつていまして、

まず第六条、「指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。」責任が生じるわけですよ。

そして、十五条、対処措置の実施の指示というのがあります。総理大臣、または所管大臣を通じてその実施すべき措置を、総理大臣または所管大臣は対処措置を実施できる。つまり、機関がやらないうちに自分でできるということになつていまして、これは非常に強い規定だと私は思うんですが、そういうものについて、今の御答弁で口頭で、例えば民放やあるいは新聞社は入らないと思うとかいろいろおっしゃいましたが、やはり非常にこれは危険なことではないか。もつときちんとして限定列挙すべきだ、もし必要があるんなら。

今おっしゃつた避難通知をする、これはやはりテレビとか、やつてもらつた方がいいですよ、ね。どこも危ないから避難しなさい。しかし、それだけのことならそのことを法律に書いておけばいいわけですが、こういうことができる。こういうふうな全体に投網をかけるような規定が置いてあると、まさしく、こういう緊急事態においてマス

コミ統制をやるという根拠になるわけですね。いかがですか。

○福田国務大臣 警報などの緊急情報の伝達のために放送事業者が指定公共機関に指定される、そういう可能性はあるんでありますけれども、テレビや新聞などのメディアに対しまして、報道の規制などの、言論の自由を制限するとか、そういうようなことは全く考えておりません。

○岡田委員 今、平時において国会で官房長官が答弁されても、いざというときに、やはり先ほど最初に申し上げたことなんです、権力というものは恐ろしいものなんです。だから、いざとなればそれはいろいろなことをやる、そういうことに備えてきちんとしておくことが国会にあるいは法律の役割だと私は思います。

そういう意味で、もし、おっしゃつたような警報の通知といたしまして、警報の通知についての規定をきちんとこの法律上置いておけばいいんで、そのほかのことについて一般的に投網をかけるようなやり方は、これはぜひやめるべきだと思つて、総理大臣、いかがですか。そのぐらゐの御見識ありませんか。

○福田国務大臣 今回の法制につきましては、いわゆる有事事態に対応する根幹的な考え方を示したということ、今後、国民の安全とか保護とかいうものにつきましてより詳細にわたる体制を整えるために二年間の猶予をいただいた、このようにございまして、その中でその問題も対応すべきではないかと考えております。

○岡田委員 これは、この法律の中に書いてあるから言つていいんですね。これからやる話じゃなくて、法律の中に既に規定があるから申し上げているわけでありませぬ。

これは、委員長、ここは非常に大事なところなんです、まず公共の機関の定義の問題、これも今はつきりしませんでした、指定公共機関の問題ですね。それから、民放や新聞社が入るのかどうか、そのことについてまず政府としてきちんと見解をまとめていただきたい。

その上で、私は、法案を、これは変えないと無理だと思つて、このところは。しかし、その前提として、政府としてどう考えるかということをもう一度きちんと出していただきたいと思つて、理事会で御協議いただけてませんか。

○岡田委員 続いて、三条の関係について、時間も限られておりますが、参りたいと思つて、かなりこの法案、私、いかげんだと思うのは、「万全の措置」という言葉が出てくるんですね。万全の措置というのは災害対策基本法にあるといえども、何でもやるということですか。これも権利侵害の可能性という意味においては非常に危険なことだと思つて、

具体的な質問も考えておりましたが、時間の関係で省略いたします。ここで、一つ基本的なことを聞きたいと思つて、武力行使をするときの民法や刑法やあるいは行政法の関係というのは一体どうなるんですか。ここが、私は、いろいろな官庁の説明を聞いても必ずしもつきりしないわけですね。武力行使時において、相手が敵であるというときにはこれは余り議論はないのかもしれないが、例えば国民に対してどういふ関係になるんですか。

ただ、戦闘行為が行われている最中に、これは一つの例ですけれども、たまたま自分が日ごろから気に食わない市民が近くにいたからこれをやつけた、あるいは住居を、その人の住宅を壊した、これはもちろん通常の刑法や民法の適用になるというふうな考えられますが、戦闘行為に関連して、例えば、個人の住宅の中に敵がいる、この個人の住宅を破壊しないと戦えない、こういう場合は民法、刑法の関係というのはどうなるんですか。

○中谷国務大臣 ます、基本の認識でありますけれども、我が国に侵攻する他国の軍隊が攻撃を行つて自衛隊がそれに対処するような地域におきましては、民間人に対する避難誘導を適切に実施をして、民間人に被害が及ばないように措置をするというのが基本でございます。

その上で、自衛隊による行動がございませうけれども、それにつきましては、国際法規、慣例を遵守し、「事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならない」という法的な制約を課しているわけでございます。

そこで、武力行使による敵の殺傷が、自衛隊法八十八条に基づく正当行為であるとはいへ、不可抗力による場合を超えて、仮にも故意によつて民間人に危害を加えるようなことがあれば、そのような行為はもはや適法に行われた正当行為とは言えないわけでありまして、その意味で、自衛隊法八十八条は自衛隊に超法規的な権限を与えるものではございません。

さらに、具体的に、武力の行使に当たる自衛官に対しては、こうした法的制約を担保するため、違法な命令をした場合や上官の命令に違反した場合には、他の公務員にはない厳しい罰則が科せられるところをございまして、このように行動をしてまいることでございます。

○岡田委員 基本的に民法や刑法の適用はあるんですか、ないんですか、戦闘行為のときに。

○中谷国務大臣 これは、正当防衛ということを考えていただきたいと思つておられますけれども、外国から我が国を侵略されたときに、自衛隊に基づいて武力の行使ができるというのは、これは国際法、国連憲章にもございませうけれども、認められていない行為でございます。そこで、自衛隊法の七十六条の一項の規定がございませうけれども、防衛出動を命ぜられた自衛隊は、我が国を防衛するため、八十八条に基づいて、国際の法規、慣例を遵守し、かつ事態に応じた合理的に必要と判断される限度において必要な武力を行使することができ、いわば国家の正当防衛行為でございます。

ところが、外部の侵略者はどうするかということ、こういった国内の法規とか国際法を無視して我が国の国民の生命財産を脅かすものでありまして、自衛隊は国民の生命財産を守るために敵を排除するという戦闘行為を行うこととなります。このような戦闘行為に際して、この八十八条の要件を満たしている限りにおいては、行政法規等の法律、法令に従わない場合があるとしても、それはこの八十八条に基づく緊急事態における正当行為として許されるものであるというふうに考えているわけでございます。

○岡田委員 私は、民法、刑法の関係はと問うたのに対して答えていただけないと思つておられます。また同僚議員が改めてこの点については厳しき質問すると思つておられますが、今、最後におつしやうた行政法規の関係も、そうするところでございますか。

例えば、今回、自衛隊法の改正で、河川法の問題がありますね。事前に協議しなさいけない、河川に構築物をつくらぬときに、しかし、それはできないから通知でいい、こういうことにはいたしません。こういう規定も、戦闘行為の最中は、常識的には、そんな、知事を探して通知するというのは困難なことだと思つておられますが、しかし、通知しなくてはならないというものは根拠に言えるんですか。法律上の根拠は置かれておられますか。

○中谷国務大臣 繰り返しますけれども、この事態というのは異常な事態でありまして、そもそも、外部の敵の侵入者は、我が国の法律とか国際法を無視して、あらゆる手段を使つてくるわけでございます。これに対して、これを排除しなければならぬわけでありまして、その行為が自衛隊法八十八条でございまして、これは正当行為として許されるものでございませう。

しかし、超法規的かどうかといつておられますと、やはりこの行為につきましては、不可抗力による場合を超えて故意に民間人に危害を加えるような行為や、上官の適法な命令に故意に背くような行為

は、かかる行為を禁じた刑法または自衛隊の規定に違反するものでございまして、完全に超法規であるということではございません。

○岡田委員 こういう基本的なことは、政府としてぜひ整理された方がいいと思つておられます。今この話を聞いておられますと、ですから、敵の武力行使があった、そしてその後、自衛隊が陣地を構築したり、いろいろ現場に駆けつける、そこは今回の自衛隊法の改正で手当てをするんだけれども、戦闘行為になつたらもうそれは関係ないんだというお話でございます。

その根拠は何かといへば、この八十八条の二項で、「合理的に必要と判断される限度をこえてはならない」、だからその範囲ではないんだ。しかし、それは本当の法治国家なんですか。それこそまさしく超法規じゃないですか。今回、この有事法制をつくるというのは、そういうことがないためにつくつておられるはずが、結局、非常に限定されたところについては法律を整備するかもしれないけれども、戦闘行為のときにどういふふうにお考え方を整理するの。

私も、そういうときに一々知事を探して通知するとか、それは非現実的だと思つておられます。でも、そうならそれで、どういふ場合にはどういふことができるかということをお法律で明確にしておくと、この肝心な部分が全部抜けているんじゃないですか、この法案は、いかがですか。

○中谷国務大臣 個人にも正当防衛というものがありまして、自分の命に危険が及ぶ場合には、法を超えて自分を守るということは認められておられます。国家にも、やはりそういういふ外国の勢力によつて、日本の法律等を無視して我が国民を殺傷する場合には、その事態をいかに排除をして国民を守つていくかという行為が自衛隊が必要でございまして、その場合に際して、本日に緊急事態でございませうが、自衛隊法八十八条の規定で、そういういふ国家の防衛行為を行つておられることによつて、国民を守る行為をするわけでございます。

す。しかしながら、何でもやつてもいいかといへば、故意に民間人に危害を加えたり、また上官の命令に背いて勝手な行動をしてはならないというように自衛隊法に規定しておられますし、刑法や自衛隊法の規定に違反をしないように、そのようなルールを設けて、実効性の担保を図つておられます。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは専門的な法律家の議論にたえないと思つておられます。ですから、ぜひこのところ、つまり、戦闘行為における民事法、刑事法あるいは行政法との関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何かということについても、きちんと政府として検討して示していただきたい。何か、自衛隊があるからとか、そういう話じゃないでしょうか。これは一番基本的なところじゃないですか。

では、総理、総理はさつきからずつと他人事のような顔をしておられるから、官房長官でも結構ですが、いかがですか、今の議論を聞いておられますか。いや、内閣法制局長官に聞くつもりはあります。いや、今聞くつもりはあります。

○中谷国務大臣 正当防衛行為というのは、民事、刑事を超えて認められている行為でございます。ですので、法理論的にはそのように説明ができるのではないかとお思います。

○津野政府特別補佐人 若干、法的な、専門的な話ですが、先ほどから、刑法というお話がございました。この刑法の関係につきましては、まず、当然のことながら、刑法上、正当業務行為というものにつきましては、違法性阻却で、これは刑法上の罪責に問われるというようなことにはならないということが、これは自衛隊法八十八条の武力行使についても適用されるわけでございます。これは十分御理解できると思つておられます。

それから、民法の関係でございますけれども、これは、御承知のように、国家の適法行為について、先ほどいろいろ違法行為につきましての議論がございましたけれども、違法行為であれば、適

法なものでなければ、当然、国家賠償法とか、そういう民法上の、国賠法上の責任が出てくる。それ以外の適法行為につきましては、事案によりましては、例えば、適正な損失補償をしなければいけないようなケースがあり得るといような関係に立とうかと思ひます。

それは、あくまで国家の、国の公務としての正当行為でございますから、それに対しての規制というところでございますので、その関係では、戦闘行為、いわゆる武力行使が行われるような場面におきましては、それは正当行為としての評価を受けるわけでございますので、もちろんいろいろの、例えば憲法の二十九条のような規制を受けるような面もございまして、そういうことになろうかと思ひます。

○岡田委員 今の御説明は、そうすると、刑法や民法は原則的には適用されるけれども、刑法であれば、正当業務行為ということで違法性がなくて罰せられることはない、民法あるいは国賠法上も故意過失がない限りはそういう責任を問われることはない、そういう説明だというふうに理解をしたんですが、行政法の場合、どうなんですか。

先ほど言いました河川法、今回、自衛隊法の改正の中で河川法を変えますね、知事に対して通知するということになってますね。こういう戦闘行為の場合も通知するんですか。しないなら、その根拠は何なんですか。

○津野政府特別補佐人 これは、先ほどから防衛庁長官も行政法規等につきましてはお話をしておりましたが、例えば、先ほど言われましたような河川法上の通知の問題でございませうけれども、こういったものは、これはあくまで戦闘、いわゆる武力行使が行われている場所を離れた場合における規制を、特例を設けているわけでございます。当然、戦闘行為が行われているような場所におきましても、そういう余裕があるかどうかという問題はございませうけれども、そういう余裕があるならば、それはできる場合もあるかと思ひます。

けれども、基本的に、事態は、戦闘という非常に緊迫した中で、しかもどういふふうに変化するかわからない。そういった状況の中で、そういった行政法規を適用されるということは、これは自衛隊が正当な武力の行使をしている以上は、そういうことにも適用を、何といひますか、適用に対して違反したとしても、適用しなかつたとしても、それは正当な業務行為として、何ら法的に問題を生ずるといふようなことはございませぬ。

○岡田委員 そのもとの発想が、有事においてきちんと自衛隊の活動が法律に基づいて行われるようにということ、今の有事法制の提案がされていると思ひますが、今のお話は、戦闘行為のときには、それはもう正当事由かどうかで判断するんだということ、いわばノンルールじゃないですか。それでは、私、やはり説明になつていないと思ひますよ。法律上の根拠がやはり要るんじゃないか。具体的妥当性について、その場合、一々知事に通知しなさいかぬとか、そういうことを言うつもりはありませんよ。しかし、それならそれで、きちんとそういうものがルール化されていないと、結局、超法規で何でもできるという話につながりかねない問題だ、そのことを最後指摘申し上げて、同僚議員にかわりたいと思ひます。

○瓦委員長 この際、玄葉光一郎君から関連質疑の申し出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。玄葉光一郎君。

○玄葉委員 民主党の玄葉光一郎です。私は、緊急事態に備える法整備は必要だといふふうに思っています。ただ問題は、できればだといふことだと思ひます。実効性が余りになつたあたり、あるいは過度のあいまいさとかごまかしがあらつた方がよいのではないかと、そう考へていふふうに入ります。

各論に入る前に、総論を一つだけ聞いておきたいといふふうに入ります。

それは内閣の情報体制という課題であります。これは、この有事関連法制に密接に関連すると同時に、ある意味ではそれ以前の最重要課題だと言つても過言ではないといふふうに思ひます。情報が、この場合、インテリジェンスという意味での情報というニュアンスが強いですが、情報的確に収集をされて、分析をされて、もちろんその前に伝達されて、活用されなければ、そもそも武力攻撃事態の認定もできなければ、あるいはその後の確な対応ができなければ、あるいは、我々とても大事にしていますけれども、事前に紛争の芽を摘むということもできないわけでありませぬ。

この内閣の情報体制について、果たして総理は、現在十分であるといふふうに考へておられるか、まずお伺いしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 これはなかなか難しい問題でして、情報が十分かどうか。

情報の持つ重要性というのは今も昔も変わらないうと思ひます。特に専守防衛という体制をとっている我が国におきましては、まず、いかに国際情勢あるいは安全保障情勢、国内の危機に対する情報を収集していくか、その機関なり体制を整えていくか、人員をどのようにつけていくか、これは大変重要な問題であります。その情報の収集と分析については、いかに十分な体制をとるかという問題は、まあ限度がないと思ひますけれども、できるだけ体制をとつて、誤りない情報の分析、収集に努めていきたいと思ひます。

○玄葉委員 私は、率直に言つて、現状は、残念ながらお粗末だといふふうに思っています。例えば、日米安保の将来という議論をするときに、私自身も大事だと思つていますが、戦略対話だ、こういう話が出てきます。あるいは情報共有だ、こういう話も出てきます。だけれども、私も当選して以来、アメリカの担当者や話をすると、戦略だ、情報の共有だと言つたつて情報筒抜けになるんじゃないかと、直接、間接によ

く言われます。こういう問題がまず一つありますね。それに、逆に、例えば情報を漏らさないようにといふふうな仮にしたとしても、我々は、残念ながら強いと思ひます。そうすると、逆にアメリカに振り回される、こういう危険も率直に言つてある。

あるいは、もう一つ例を挙げますけれども、今引き揚げ中の不審船、この不審船が発見されたときに、一体、当初、官邸はどういふ判断をしたか。これは中国の密輸船ではないか、中国の密輸船ではないかといふふうな判断をしたのではないかと、これは公然の秘密と言つてもよいのではないかと、いわば公然の秘密と言つてもよいのではないかと、これは全くお粗末な状態ではないかといふ危惧を持っているわけなんですけれども、課題は何だといふふうにお考えになつておられますか。

○小泉内閣総理大臣 これは、表に出せる情報と出せない情報があるといふこと、今玄葉議員の指摘、確かにあるんです。

官邸としては、この武装不審船の問題につきましてはそれぞれの場合を想定して、またある国のことを想定して、どのような態勢をとるべきか、海上保安庁がやるべき問題、自衛隊がどこまでやっていいかといふ問題、いろいろ含めて対応したわけでありませぬが、こういう観点から、私は、最近の情報の重要性を見ると各国との共有という問題も非常に重要だと思つております。そこで、各国との情報の交換、共有というような場合、情報の交換と同時に情報の秘密をいかに守るかということも非常に重要だといふことを、私はいろいろな各国との首脳の話でも経験的にわかつてまいりました。どの程度こちらが言つていいのか、また相手の情報をどの程度公表していいのかといふのは非常に難しい問題であります。こういう問題もありますから、それだけに日本国内だけの問題ではない、相手国の問題のある場

合、相手国が一国だけの問題、複数に絡んでいる問題、こういう問題につきましても私は、情報の共有と、情報の秘密をいかに守って国民の安全を確保するかというのが非常に重要でありますので、情報の重要性というものを、これは日本としてもよりこの情報収集体制、分析体制について細心の注意、強化が必要だと思っております。

○玄葉委員 課題はたくさんあると思うんです。これは先ほどの戦略対話とか情報の共有という意味からは、総理も御答弁されたように漏れるという話がある。先ほどの不審船の話からは、十分に正確に伝達されないあるいは分析されないという側面も現状だ。率直に言ってお粗末だというのは、これは言わざるを得ないというふうに思っています。

ですから、ここは私は、早急に検討チームをつくって検討に入るといふふうにはしないと、武力攻撃事態に万全の措置をとるんだ、こう法案に書いてありますけれども、その前の情報収集、分析、活用の体制に万全の措置がとられなければ何にもならない、これが大前提ですよ。

今、やじとかお話の中に、機密漏えい防止策の話も出ていました。これは非常に繊細な問題です、率直に言ってお話から話からはそういう議論は出てくると思えますよ。これは知る権利との関係だ、あるいは表現の自由との関係だ。誤解なさらないようにしていただきたいんですけれども、例えば個人情報保護法案によるメディア規制というのは、私は反対ですよ。私は反対です。だけれども、もつと言え、情報公開法の機密の範囲なんというのももつと限定した方がいいと思っておりますよ、私は。ただ、より限定された本当に守らなきゃいけない機密に関しては、ここは本当に守れるんだという防止策は私自身はつくらなきゃいけない、そう思っているんですよ。いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 これは一見矛盾しているような話だけれども、重要な指摘だと思っております。

というのは、情報を公開するということは、守らなきゃいけない、公開してはいけない情報もあるんです。その線引きというのは非常に難しいんです。この点は、その時々によって、ある人によってはそういう情報は公開すべきだということも言うでしょうし、その情報が公開されることによって非常に安全に対しても、あるいは個人の場合はプライバシーの問題について被害を受ける場合がある。第三者は全く被害を受けない場合がある。

こういう点において、情報を公開すべきだという一般論については私も賛成ですけれども、同時に、秘密を守らなきゃならない、公開すべきでない情報もあるという、その両面の対応が私は大変重要ではないかと思っております。

○玄葉委員 ですから、個人情報保護法のように、表現の自由あるいは知る権利などの調整を図る必要がないところで図っていて、本当は表現の自由との調整を、いわば本当にぎりぎりのところで取れん点を見つけていかなきゃいけないテーマがこのテーマだと、私自身はそう思っているんです。ぜひ、こればかりやっているわけにはいきませんから、御認識を改めていただきたいというふうに思っています。

それでは、各論に入りますけれども、岡田政調会長の質問内容とできるだけ重ならないようにしたいというふうに思います。

一つは、古典的な武力侵攻よりも周辺事態の方が蓋然性は率直に言ってお高いと思っておりますので、周辺事態の関係についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、周辺事態法というのは、周辺事態法第一条でこう書いてあります。「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」ということであります。武力攻撃事態とは、これもこれまで議論されてきたとおり、予測の事態、おそれの事態、実際に武力攻撃が発生した事態ということであ

ありますけれども、では、どういう事態が周辺事態と武力攻撃事態と重なる事態なのかということになります。重なることは、あるいは併存することは既に答弁で聞いておりますけれども、どういう事態を併存する状態、事態なのかということになります。

例えば、確認したいんですけれども、武力攻撃事態、その前に周辺事態があった、周辺事態がすなわち武力攻撃事態になる、すなわちイコールだということではないかというところは、普通に考えればそうかなというふうに思うんですが、そのことを確認したいということも、もう一つは、わかりやすい例示として、先ほど申し上げたように、周辺事態法的一条に書いてあるんですから、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」と書いてあるんですが、このわかりやすい例示として示されていることのような事態は、これは武力攻撃事態になるのですか、重なる事態なんですか、確認をしたいと思

います。

○中谷国務大臣 なる場合もあれば、ならない場合もございます。

御質問にありました、この「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」というのが周辺事態の一例でございますけれども、そのまま放置をすればということでありまして、周辺事態の際に適切に処理をすれば、我が国の武力攻撃事態またおそれの事態に至らない事態で終わる可能性もありますし、その対処がまずければ、我が国の武力攻撃に発展する可能性もあるわけでございます。この場合は周辺事態でございますが、事態によってなる場合とない場合があります。

○玄葉委員 本来、先ほど議論されていた予測される事態というのは例示されるべきだということふうに思いますけれども、なかなか、今例示するということにいけないでしょうか、あえて、わかりやすくするために幾つか聞きたいと思っております。

周辺事態というのは、六つ例示をされていま

す。これは御存じのとおり、平成十一年の四月に、政府統一見解として六つ例示をされているわけでありまして、それぞれ、その周辺事態のケースが武力攻撃事態に当たる可能性について言及をさせていただいたんです。簡単に申し上げますけれども、六つ。

一つ目は、「我が国周辺の地域において武力紛争の発生が差し迫っている場合」、これで平和と安全に重大な影響を与えればこれは周辺事態で、我々は、後方支援をし、捜索救助活動をし、また避難民救援活動をするわけですけれども、この(1)。

そして(2)の紛争発生ケース、「我が国周辺の地域において武力紛争が発生している場合」、こういう周辺事態の場合はどうか。

あるいは、周辺の地域において武力紛争そのものは一応停止した、一応停止したけれども、いまだ秩序の回復、維持が達成されていない。こういう周辺事態は武力攻撃事態に当たるのですか、どうなのですか。

あるいは、内乱、内戦が拡大していったケース。これも周辺事態に当たる場合があるわけですが、これも武力攻撃事態にやはり当たる可能性はあるのですか、どうなのですか。

五つ目は、大量避難民が流入したケース。これも周辺事態に当たる可能性があるわけですけれども、武力攻撃事態に当たる可能性はあるのですか、ないのですか。

そして最後に、安保理による経済制裁ケース。経済制裁を行ったときに、これは周辺事態、船舶検査をする可能性があるわけですけれども、そういう事態も武力攻撃事態に当たる可能性があるのですか、ないのですか。

以上、お答えいただきたいと思っております。

○中谷国務大臣 今、周辺事態の概念に関する政府の統一見解によりまして、事例を六つ挙げていただきました。

内乱や内戦等の事態が発生し国際的に拡大している状況とか、大量の避難民が発生し我が国への

流入の可能性が高まっている状況のようなもので武力攻撃事態に該当することがあるかどうかというふうには御質問をいただきましたけれども、これは、この六つのケースすべて、状況によっては、我が国の武力攻撃のおそれのある場合、または事態が緊迫して武力攻撃が予測される事態に該当することとなる可能性が完全に排除されているわけじゃないかと思つて、一概に入るか入らないかというのには、その状況等の推移をよく注視をしなければならぬ問題であると考えております。

○玄葉委員 私は最初に、周辺事態イコール武力攻撃事態じゃないでしょう、だからそれをできるだけ国民の皆さんの前で説明をしていただいた方がよいのではないかと思つて、丁寧で、できるだけ皆さんのことを考えてある意味では聞いてあげた側面もあるのですが、今の御答弁だと、周辺事態六つ、全部可能性は排除できないと。果たしてそうなのかなという感じが私はしますけれども、ということとは、ほとんど重なってくる、その可能性はあるというふうには理解をしていいということですね。

○中谷国務大臣 周辺事態というのは、周辺においてそのような事例が起つてきている状態であつて、極力我が国の有事に発展しないように、大ごとにならないように努力をしてその状況を回避するわけでありまして、それがもう武力攻撃になるというのには不幸な事態でございます、極力武力攻撃事態にならないように、周辺事態で対処しなければならぬ問題であります。

イコール武力攻撃事態になるかどうかという点につきましては、よくその状況推移等を判断して、これはまさしく周辺事態ではなくて我が国の武力攻撃事態で国内防衛の見地から実施するというところで、概念的にも違つておりますけれども、周辺事態において極力武力攻撃事態にならないように努めるわけでございます。

は、もう本当に拡大しちゃうんですよ。つまり、何で聞いているかという、周辺事態だけの発生ではできないことが、事態が併存することであることというのとはたぶん出でくるわけですよ。だから、そうじゃないんだということも言つてもらおうとして聞いているのに、全部可能性があるんだ、こういう話ですね。私は、果たしてそんならどうかというふうには思いませんよ。状況が推移したらそれはどうなるかわかりませんが、例えは、周辺事態を近所の火事としますと、それが三軒先か十軒先かわからないんですけども、風向きによつては我が家に火がうつってくるわけでありまして、ですから、その風向きの要素もありますし、事態の状況を見て判断しなければなりません、武力攻撃事態というのは、まさに我が家の火災に対していかに火を消して住民を安全に守るかという観点でありまして、まさに我が家に火がうつる事態が武力攻撃事態であり、うつりそうな段階が予測される事態でありまして、周辺事態というのは、その近所の火事の状況に対して、いかにその消火に対して支援をするかという事態ではないかと私は考えております。

○玄葉委員 中谷長官、総理も笑つていますよ。いや、率直に言つてわからない。私、こればかり本当はやりたくないんだけれども、では、この六つの事態はすべて予測される事態になり得る、この時点でなり得る可能性があるんですか。では、イエス、ノーで答えてください。イエスという答えをしていると思うんですけども、本当にそうですか。

ませんけれども、完全にどうかかというのはいくら言えないわけでありまして、ほとんどないと思つて、完全に排除できるというふうには言い切れる状況でもないわけでございます。

○玄葉委員 ちょっと答弁、ひどいですね。今の答弁になつていくと、何か率直に言つて、周辺事態はイコール武力攻撃事態だということに聞こえなくもない。そういう答弁に聞こえなくもないですよ。可能性はほとんどないとはつきり、きちつと言えばいいんですけども、そういうところがある。

これはまた別の機会にやらせていただきたいと思つて、米軍との関係、関連しますから一言申し上げたいと思つて、御案内のとおり、我が国に武力攻撃事態が発生したら、特に日米安保の五条で米軍と自衛隊が共同対処行動をとるということになつていくわけでございます。

これは、米軍に対してどう支援するのか、あるいはその行動の円滑化をどう図るのかということ、先ほどの質疑の中にもありましたけれども、これは支援法、具体的にはどういうふうな、どういふ法整備を考えておられるのですか、外務大臣。

○川口国務大臣 お尋ねに対してでございますけれども、米軍に対する支援のあり方といたしましては、武力攻撃事態対処法案に規定をされておりますように、日米安保条約に従つて武力攻撃事態を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施をする物品、施設または役務の提供などが考えられるわけでございますけれども、より具体的には、事態対処法制の中で、この法制を整備する中で検討をすべき問題であると考えております。

その場合には、次に申し上げるような考え方に基づいて検討されるべきものだと思つております。

まず一に、我が国の支援が日米安全保障条約の目的の枠内で行われるということでございます。二番目に、我が国の支援が我が国の憲法の範囲内において行われるということでございます。

三番目に、我が国の支援が国際連合憲章を初めとする国際法に従つて行われるということでございます。

四番目に、米軍の行動は、我が国に対する武力攻撃を排除し、我が国及び国民の安全を守るためのものでございますので、米軍が自衛隊と同様に円滑な行動を行えるように、また国民への影響が最小限になるように、米軍に対する支援を検討する必要がありますということでございます。いづれにいたしましても、今後、政府全体の問題といたしまして各省庁間で協議の上、米側と協議をしていく予定でございます。

○玄葉委員 今、支援法の話と、少し行動の円滑化の話も触れられましたけれども、行動の円滑化の話では、よく言われるように、米軍は、一般国際法上は接受国の国内法の規制は受けないということになつていきます。だけれども、自衛隊は、今回適用除外の法律を審議することになりますけれども、しかし、国内法の規制は何らかの形で受けていくわけですね。しかし、米軍は受けないということなんで、この調整はどうするか。日米地位協定では尊重義務がありますけれども、尊重義務であつて、それは尊重するということであつて、守らなきゃいけないという話ではありませぬので、何らかの取り決めとか法整備がこも必要になつてくるんじゃないかと思つて、いかがですか。

○川口国務大臣 日米地位協定との関係でお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げたように、武力攻撃事態における米軍の行動を円滑かつ効果的なものにするための措置のあり方につきましては、今後、この武力攻撃事態対処法案に基づきます事態対処法制の整備の中で検討をしていくということでございます。そのような措置をとるために日米地位協定を改正するということは検討はいたしております。

○玄葉委員 それでは、先ほど周辺事態と武力攻撃事態が併存する事態について話をしましたけれども、その事態、いわば重複事態という併存事

態において整理されなければならない課題というのがかなりあるのではないかとふうに思うんです。自治体、民間との関係とか、さまざまあると思うんですけれども、例えばこの場合はどうなるんでしょうか。

武器弾薬の提供という議論がございます。つまり、周辺事態法では、たしか第三条だつたと思ひますけれども、我が国は米軍に対して、周辺事態にあつては武器弾薬の提供はできない、しないということになっていきます。もつと細かいことを言つと、戦闘作戦行動の発進準備中の云々、こういうこともありますけれども、例えばの例で、武器弾薬の例で話をしたいと思ひますけれども、武器弾薬の提供はできない。

しかし、今後、今外務大臣がおつしやつたように、米軍への支援法とかあるいは有事ACSAのようなものが整備されていくと、当然、そもそも我が国の武力攻撃事態なわけですから、我が国の武力攻撃事態にあつては武器弾薬の提供はしますよね。そこはいいですか、ちよつと確認のため。当然だと思ひますが、どうぞ。

○川口国務大臣 具体的内容につきましては、これから検討する中で検討をしていくことです。○玄葉委員 いや、具体的な内容といつても、これは少なくとも、武力攻撃が我が国に対して発生して自衛権の問題が発生した、こういうときに武器弾薬の提供というのは私はできるんだと思ひているんですけれども、米軍に対してですよ、米軍は私たちの国を守つてくれているんですよ、そういう場合、それもこれから検討するんですか。

○川口国務大臣 国内的な法制ということについては、ございませんで、それを検討していくということでございます……(玄葉委員「武器弾薬について」と呼ぶ)武器弾薬について、自衛権の行使の範囲内でそれはできると思ひますけれども、それをやつていく国内的な法制、それをこれから検討する、そういうことでございます。○玄葉委員 例えは、こういう事態のケースを考えたときにどうなんでしょうか。

あえてわかりやすくするために、これはわかりやすく議論しないとなかなか国民の理解を得られないので、あえて特定します。朝鮮半島で事態が起きちゃつた。それで、それは周辺事態と認定した。同時にそれは我が国の武力攻撃事態にも認定した。そうなつたときに、米軍から武器弾薬の提供を求められた。こういう場合米軍は、朝鮮半島で、朝鮮半島ですよ、日本側が提供した武器弾薬というのは、これは使えるんですか、使えないんですか。

○中谷国務大臣 その場合は、朝鮮半島における周辺事態の支援とまた我が国の武力攻撃事態における米軍の支援と、それは区分をして支援を行うわけでございます。

○玄葉委員 そうすると、どうですか。五条事態、つまり武力攻撃事態でこの米軍に対する武器弾薬の提供を読むのであれば、その武器弾薬は、米軍は朝鮮半島でも使つていいんだということなんでしょうか、それともそうじゃないんですか。

○中谷国務大臣 武力攻撃事態における米軍の支援につきましては、あくまでも我が国の自衛権、すなわち自衛権発動の三要件の認定があつて、それに伴つて行動する米軍に対する支援でございますので、我が国の米軍への支援は我が国の防衛に関するものに限定されるわけでございます。○玄葉委員 そうすると、朝鮮半島で米軍はそれを使用してもいいということですね。どうなんです。もう一回確認したいんです。

○中谷国務大臣 そういうことは一概に言えないわけでございます。これは、答弁になつていないと。どつちなんだよ、これは。答弁になつていないと。呼ぶ)我が国の武力攻撃に対する米軍への支援は、あくまでも我が国の武力攻撃に限定されるわけでございますので、ほかの地域の周辺事態には使わないわけでございます。○玄葉委員 いや、率直に言つて答弁になつていないところがあると思ひます。これは後で、追つて同僚議員にバトンを渡しますけれども、なぜ私

がこういうことを聞いているかということなんです。つまりそれは、やはり私たちの国の安保政策というのは、フィクションというか虚構で成り立っているという側面が率直に言つてあるんだと思ひます。

例えば今、法律を使い分けるみたいな話ですよ、そこもまだよくわからないけれども、仮に使い分けるとしたら、オペレーション上は全くナンセンスですよ。全くナンセンスだ。だから私は、そういうことも含めてきちんと正面から説明した方がいいんじゃないかと。今、私たちの国の利益を考えるとすれば、集団的自衛権の問題もありません、ただ、今それを改正するわけにはいかなしし改正すべきじゃない、だけれども、国益上、今使い分けすることがベストなんだ、そういう正面からの説明を聞きたいと思つて、そういう意図で一つは質問をしているんです。

ただ、これは一つの大きな課題だと思ひますから、全く答えられていませんので、後でまた質問をさせていただきますというふうに思ひます。○中谷国務大臣 使い分けができるかどうかということでございますが、我が国の武力攻撃事態におきましては、共同作戦計画や相互支援計画等をつくりまして、軍事面でのオペレーションにつきましては日米間で調整をして行うということになつております。

こういう点で、先ほどの周辺事態との区分けについて区分をしまつてまいりたいと思ひますけれども、もう一度申しますけれども、予測される事態またはおそれのある事態においては我が国は武力の行使を行うことはなくて、このような状況においては米軍の武力の行使と一体化するような支援は憲法上容認されないと考えておりますが、安保条約第五条に定めることに従つて我が国自身が武力を行使して米軍と共同対処することになる武力攻撃が発生した場合におきましては、我が国の対米支援については、いわゆる一体化論から生ずる制約を受けることはないと考えられまして、このような場合におきましては我が国の支援が憲法の範

囲内で行われるわけでございます。○玄葉委員 いや、先ほどの私の具体的な質問には残念ながら答えてもらつていないんです。ですから、そこは多分何度聞いても同じなんです。それから、ぜひこれはこれから整理をしていきたいというふうに思つています。

あと、周辺事態と武力攻撃事態が併存する事態において、地方自治体の対応、あるいは国以外の者、そういう方々との対応、これも一つの問題になつてくるんだ、論点だと思ひます。つまり、周辺事態においては、地方自治体に対してまさに必要な協力を求めることができる、あるいは国以外の者に対しては依頼をすることができる、このレベルなんです。だけれども、先ほどほとんど重なるような御答弁でしたけれども、予測される事態だということなつた時点で、先ほど来から議論が出てくるような、総合調整権を総理に与える、あるいは指示権を与える、あるいは代執行権を与えるということになつては使ひ分けられ、これも事態が重なつたときには使ひ分ける、こういうことなんでしょうか。いかがですか。

○福田国務大臣 基本的にはそういうことなんでしょう。周辺事態と武力攻撃事態、それぞれ別個の法律上の判断に基づくものでございまして、周辺事態安全確保法による協力の求め、そして武力攻撃事態対処法による指示などについても、それぞれ法律に基づいて行われる、こういうことになつております。

仮に、これらの事態が併存する場合におきましても、それぞれの法律に定める要件に基づく措置が講ぜられる、こういうことになつております。○玄葉委員 関連して、地方自治体との関係を少しお尋ねしたいんですけれども、地方自治体との関係については、五条と七条に、地方公共団体の責務ということが書いてあり、同時に地方公共団体と国との役割分担というのが書いてあるわけなんです。具体的には何も書いてないと言つても過言で

はないというふうに思いますけれども、一体地方自治体は武力攻撃事態があったときには何が求められるでしょうか。いかがでしょうか。

○片山国務大臣 地方公共団体の責務につきましては、今後の個別法制の整備の中で具体的に決めていくことになると思いますけれども、地方団体は一般的には、住民の生命、身体、財産を守るといふ使命がありますから、想定されるものとしては、例えば避難のための警報の発令、伝達や、被災者の救助や、あるいは施設設備の応急的な復旧や、そういういろいろな措置の場合の中で地方団体は国との関係で一定の役割を果たす、こういうことになると思います。

具体的には、個別法制をやる場合に、私は、地方団体の意向を十分体してその法制の中に盛り込みたい、こういうふうに思っております。

○玄葉委員 いわゆる地方自治体にそういう役割を負っていただくことになるのであれば、当然それなりの権限を例えば知事さんなり市町村長さんなりが持たないといけないという側面もあるのではないかとこの関係も出てくると思うは警察とか消防なんかとの関係も出てくると思うんですけれども、そこはいかがですか。

○片山国務大臣 御指摘の点を含めまして、内閣官房を中心に関係省庁集まりまして、その点は整理しながら個別法制を整備してまいりたい、こういうふうにも思っております。

○玄葉委員 ですから、米軍との関係なんかもうなんですけれども、国民の皆さんにとつて大事な、いわゆる住民の避難だとか誘導をどうするかとかということが抜け落ちていっているんですね。これはやはり重大な欠陥だということに言わざるを得ない。一緒に出すというのが本来なんじゃないかと思うんですけれども、総理、いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 不備な点があったら、ぜひ提言していただきたい。よく検討したい。
○玄葉委員 ですから、なぜ一緒に出さなかったのかということ。それは間に合わなかった、こういうことですか。

○小泉内閣総理大臣 本来もつと早くやるべきだという意見だったら、これは大変建設的な議論だと思います。私としては、今まで備えが不十分だったんじゃないかという点を考えて、今回この法案の審議をお願いしているわけでありまして、今回、十分な提言も出していただき、私もよく検討させていただきます。

○玄葉委員 ですから、これを出さなければ、本来は、俗に言う第三分類、それも一緒に出してはほしかったということでありまして、優先順位の問題としては、先ほど、今回の武力攻撃事態に当たらないテロとか不審船の問題もある。もつと言えればサイバーテロの問題なんて何も対応できていないと言っても過言ではないというふうに思うんですけれども、それはまさに優先順位をどうつけるかという話で、同時並行で進めなきゃいけない話だから本来一緒に出してはほしかった、こういうことを実は申し上げているということでございます。

もう一つ、先ほど岡田委員の方から質疑がありましたけれども、武力攻撃事態の終わりの認定ですね、これはぜひ国会が関与できるようにしなければならぬだろう。やはり泥沼化を防ぐ手段というのには法律に内在させておかなきゃいけないというふうに思っています。せめて、これは最低限国会決議があればそれはやめます、こういうことだろうというふうに思いますけれども、それは総理、いかがですか。

○福田国務大臣 武力攻撃事態が終了しまして、一連の対処措置を継続する必要がなくなったという場合には、政府は対処基本方針を速やかに廃止して国会に報告する、こういうことになっております。その際、政府が対処基本方針についての国会の審議等を通じて示された国会の意思を尊重することは当然でございます。

○玄葉委員 そうすると、仮に終わりの認定について総理と国会の意思が乖離をして、そのときに国会が決議して、もう引こう、やめよう、少なくとも

とも武力攻撃事態ではないというふうに認定しよう、認定というか終わりを決めようということであれば、それはもう尊重するということですね。
○福田国務大臣 政府が対処基本方針を廃止し、そして国会に報告する、こういうことになりまして、国会の審議等を通じて示された国会の意思を尊重する、こういうことでもあります。

○玄葉委員 いや、もう余りやりませんが、アメリカでも、例えば国家緊急事態法なんかでは、それは連邦議会が決議すればやめるということになっていくわけですね。そこは、やはり我々としては最低限求めなきゃいけない話だということに思っています。

以上です。
○瓦委員長 午後一時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
正午休憩
午後一時十六分開議

○瓦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。藤井裕久君。
○藤井裕久委員 私は、激動の昭和という真つただ中に生まれました。そして、濁流の中で何とか生き長らえてきた。そして、自由党の安全保障政策の基本は、第二次大戦の反省の上ですべてができています。ですから、第二次大戦の反省の上に立った自由党の政策を私自身の経験とオーバードラップさせながら私どもの考えを申し上げますので、総理におかれては、その我々の考えに対して御意見をいただければありがたいと思っております。

私が生まれた一カ月前に五・一五事件があったんです。それは、総理が今いらっしゃる公邸の隣で、時の総理大臣大養毅は、海軍の少壮士官によって、話せばわかるというのに対して、問答無用ということ命を失われました。これをもって戦前の政党政治は終わったと言われております。また、官邸で、加えて申しますと、二・二六事

件、昭和十一年二月二十六日のあの事件の銃弾の弾痕がございますね。これは、陸軍の少壮士官が陸軍の一部を使って反乱を起こし、当時の平和を求めていた高橋是清、斎藤実、この二人の命を奪い、終戦のときの総理大臣をやられた鈴木貫太郎に重傷を負わせた、こういうことですね。

私は、そういうのを見てまいりまして、軍というものは、日本の本当の国民の生命を守り、日本の平和を守るといふ組織であることは間違いない事実であります。もし一たん指導者が誤れば、国民を塗炭の苦しみに陥れる集団であることも否定できないと思っております。

今総理は、政治の最高責任者であるとともに、三軍の長なんですね。明治憲法においては、統帥権の独立という形で総理のところをバイパスしていたんです。軍事問題は、それについて、けしからぬ、それを侵犯したぞということをやったのが五・一五事件ですね。勝手に政治が中に入ってきて、ロンドン軍縮条約を勝手にやった、こういう話ですよ。

今、そういうことは全くありません。全くありませんから、総理におかれては、特にこういう法律を出されて、総理の役割というのはますます大きくなるというこの原案なんです。ひとつ、どうか総理、三軍の長としての覚悟を述べていただきたいと思っております。

○小泉内閣総理大臣 まず、政治として、総理大臣として一番留意しなきゃならない点、それは、二度と戦争を起こしてはならないことだと思っております。そういう過去の忌まわしい、避けなければならなかった戦争事態に突入して、国民は悲惨な苦しみに直面した。こういうことから、戦後、いろいろな反省の上に立って、今日、日本はこのような平和のうちに先進国の仲間入りを果たすことができたと思うのであります。

今後、総理大臣としては、戦争を起こさないということと同時に、もし不慮の事態が起こったならば、未然に防ぐ、あるいは被害を最小限にとどめる、緊急事態に対しては常に備えておくという

ことが大きな責任ではないかと思っております。
○藤井(槍)委員 私、総理にもう一つ言つていただきたいことがあるのですが、それはきょうのメインテーマでありますから、徐々に申し上げま

す。
私は、小学校六年から中学一年にかけて、東京直下の大爆撃の真下にいました。もう高射砲も撃てなくなつていたので、そしてサーチライトだけが爆撃機のパイロットの顔をよく映して

いたんです。そのくらい低空飛行で爆撃が行われました。私は防空ごうの中で、もし生あれば、こ

ういう社会に絶対してはいけないということに幼心に誓つたんです。今、不思議に命長らえてこ

う場に立っているというのが実感なんです。そして、戦争の悲惨さというものを後世に訴え伝えることも非常に大事ですが、なぜこのよう

な悲惨事態が起こってきたのかということをもう一度はつきりさせて、これからの世代につないでいくということが我々の役目なんじゃないかと私は思っているんです。

そして、それは、はつきり言いますと、政治があるいは指導者が原則というものを全く無視して、安全保障の基本はどうあるべきかと、自衛権といふのはどこまでだとか、そういうものは全くなかったんですね。あるものは国威発揚の閣議決定だけなんです。国威発揚というのは、ど

んどん出ていけという話です。それしかありませんでした。
そこで、簡単に昭和のことを申しませんが、昭和二年、三年の山東出兵は邦人保護なんです。邦人保護の名においてよその国に土足で入るとい

うことは、国際法上許されていないんです。これをやりました。昭和六年の東北地方、満州でもいいですが、その地域における軍事行動によつて、昭和七年には満州国をつくりました。それは国際的な常識からいへば全く反するということで、結局国際連盟から離脱せざるを得なくなつた。

そしてその同じころ、熱河作戦といつて、これはまたどうい理由があるのか、全く理由がないけれども、山海關を南下して、そして河北省だとかあるいは蒙古、内蒙古、こういうところに出て

いっちゃった。これも全く理由がない。さらに、盧溝橋事件を機として、昭和十二年には中シナ、今の言葉じゃないけれども、昔は中シナです。今、それへ上陸して、揚子江を北流して

南京まで占領しちゃつたんですね。これだつて全く大義名分がありません。全くありません。それから、蒋介石政権が重慶に移つたら、蔣援

ルートと称して、重慶の蔣介石を助けるということとで、昔の言葉で言いますが、北部仏印に出て

いっちゃつた。その明るる年には、南方から来る石油を確保するために、南部仏印まで出てい

ちやつた。そしてついに日米開戦のきつかけになつた。こういう歴史を持つていっているわけですね。そこにあるのは無原則ですよ。単なる国威発揚だけなんです。
だから、私たちはそこが一番大事だと思つています。物事は原則を持つて、これは絶対やっちゃいかぬということをはつきりさせることによつて、どうか国の最高責任者は軍という最大の力を持ったグループをリードしていただきたい。このことについて、御意見があつたら伺い

ます。
○小泉内閣総理大臣 一國の軍隊、日本は自衛隊を軍隊と呼んでおられますが、外国に例をとりますと、一國の軍隊というのは自國の独立と平和と安全を確保するために存在するんだということ

で、各國が軍隊を保持しているんだと思ひます。日本におきましては、自衛隊も独立と平和を守る大事なものとして、現在いろいろな点から、国民の支持のもとに、国民とともにある自衛隊として、国民を守るための訓練や装備の拡充や、ある

いは有事に対してそれぞれ対処していかなくやらない、いわば国民の安全を確保するための重要な組織であるということから、日々国民とともにある自衛隊という意識を持ちながら精進、訓練に

いそむべきだと思つております。
○藤井(槍)委員 どうか今申し上げたような歴史

観を正確に持つていただきたいと思うんです。あえて伺いますが、私が申し上げたような歴史

観について御印象をおっしゃつていただければありがたいと思ひます。
○小泉内閣総理大臣 それは、いろいろ日本が、当時の政治状況として、日本の生きる道を探つた

中で国際社会から孤立していった、それを断じて避けなさいいけなかつたと思ひます。そういうことから、日本は戦後、国際社会から孤立してはならない、国際協力を大きな外交政策の柱としてやつてきたわけでありまして、今藤井

議員が指摘されたような、戦争突入に至る間、国際社会から孤立したという、国際社会の非難に耳をかさずに国際連盟から脱退したというようなことは、今後もしてはならないと思つております。
○藤井(槍)委員 政治家の背骨は歴史観だと思ひますから、どうか正しい歴史観を持つて軍をリードしていただきたいと思ひます。私は軍隊とあえて申しますが、自衛隊で結構です。
そこで、そういう時期には、確かに日本にあつたのは熱狂的ムードだつたんですね。そして、その熱狂的ムードを、はつきり言えば、あつたのが指導者だつたと思ひます。反面において、冷静に世界における日本の立場、そして、日本はいかにあるべきかとちゃんと冷静に理解していた方もあるんですね。これは指導者にもあります。軍の關係の方にもあります。そして、一般国民の中にはそういう方がいっぱいいらつしやる。ところが、そういう一つのムードの中に流れた。
余り冷静に見られた方のことを一々申しませんが、例えば総理の選挙区におられた井上大将ですよ。井上大将は最後の海軍大将ですね。この方が海軍兵学校の校長をしておられたときに、英語を最後まで教えておられた。教えられたんですよ。そして、どうせ敵性語を、しかも海軍兵学校という軍の中核の若いやつを育てるところで何をやつていられるんだという物すごい非難があつた。そのとき井上大将は、いざれ戦争は終わる、そのときこれからの日本の中核をなすのはこういう若

い人だ、そしてその人たちは英語を知らなくやいかぬと言つて頑張り通されたんですね。今総理の選挙区のことだけ申しましたが、そういう方もいっぱいいらつしやるんですよ。もちろん一般の方の中に随分冷静に見えらつしやる方がいらつしやつたんですね。
ところが、何でもこんなことになつたかといつと、さつき申し上げたように、私は、基本的なルールがなく、それがために熱狂的なムードにあおられるような社会がどんどんできていつてしまつたということじゃないかと思ひます。

ですから、はつきり言つて、この基本原則というものをつくつた上でこの緊急事態法制というのを考えるのは私は正しいと思ひます。緊急事態法制がなぜ正しいかといへば、これはだれも言うことですが、政治家として国民の生命と日本の平和を守るためにはこれがなきやいけなかつたという意味においてこそです。もう一つ、これをやらな

いでもそうすし、もう一つ、これをやらな

いでもそうすし、もう一つ、これをやらな

いでもそうすし、もう一つ、これをやらな

いでもそうすし、もう一つ、これをやらな

いでもそうすし、もう一つ、これをやらな

いでもそうすし、もう一つ、これをやらな

対に必要だと思ふ。しかし、その土台がないんですね。突然この自衛隊の話だけが出てくる。そうじゃなくて、土台、基礎というのは何かといえは、安全保障政策の全体像である。この全体像をしっかりとやっていただきたいというのが私どもの強い期待なんです。

そうでございますから、私たちは別の法律を出します。それは緊急事態に対する対策を否定している法律ではありません。緊急事態に対する法制は絶対必要だけれども、その基礎の中に、今の土台がない。それではだめだということをあらわした法律を出しますので、ひとつ、今のような物の考え方について御理解をいただきたいと思ひます。

○小泉内閣総理大臣 政党政治、このあるべき姿というのは、批判も大事ですけれども、対策を出すということから考えると歓迎すべきことだと思っております。そういう対策があつてこそ建設的な議論ができると思ひますので、この緊急事態に対してどのような備えをすべきかという点につきましては、藤井議員の考え方も自由党の考え方、大いに展開していただきまして、これからあるべき有事態勢はどういうものかという議論を深めていきたいと思います。

○藤井(裕)委員 実はきよのメインテーマじゃないんですけども、去年、テロ対策法がありましたね。我々はあれに反対しましたね。それはどういうことかという、もちろん総理には総理のお考えがあると思うんですけども、僕らから見ると、今の基本的国際ルールに反しているというふうに考えて反対をしたんです。

なぜかという、これはアメリカの自衛権だということになつていくわけですね。これは国際的に認められていくわけですね。それに對してヨーロッパが一緒に共同行動をとることは当たり前なんです。これはNATO条約五条によつて、集団自衛権といましようか、一國が攻撃を受けたら、それは全体が攻撃を受けたことみなして行動するんだということですから、ヨーロッパが出

るのはいいんです。

ところが、日本は、安保条約にはそういうことがありません。また、憲法の解釈でもそれがありません。そして、とつて、国連の平和活動への決議もあります。あのときの御議論は、後方支援だという話になつていくわけですね。後方支援というものが、一体、武力行動かどうかという議論はあつたんですね。しかし、これは、国際司法裁判所では、後方支援は武力攻撃ではない、コンバットという言葉を使つていますね、コンバットじゃない、しかし、これが武力による威圧とか武力行使であるという考えについては否定できないということも言つておられます。

そういうことですから、私は、きよのメインテーマじゃないけれども、そういうことがあつたわけですね、やはり国際ルール、そして秩序というものに慎重に取り組んでいただきたいというものが私たちの気持ちなんです、それはメインテーマじゃないんですけども、きよはこれ以上申しませんが、もう一つここで申し上げておきたいことは、平成十年から十一年にかけて、自連立あるいは自公連立というのがあつたわけです。そのとき第一にやつたのが国会議員の削減でありましたので、そのために少しおくれましたが、この両合意書には、今私が申し上げたような形の緊急事態法制をつくるべきだということがどつちにも明記されていんです。そして、その中で、プロジェクトチームはまじめに勉強されたと思ひます。

ところが、平成十二年の四月になりました、これは亡くなつた方で大変恐縮ですが、小淵総理が私どもの党首に、君たちとの合意は正しいと思つていて、日本の将来のために正しいと思つていて、しかし自民党が動かないんだ、勘弁してくれ、こういうことを言われたんですよ。これは間違いない事実なんです。ですから、今の小淵総理がこう言つておられるということは別に、二年間のうちにそんなに変わってしまったらどうかという奇異の感じも持っています。

そこで、どうか総理が、一々このときはこうだつたなんというのは結構なんです、思ひのまま、今のこれは事実でございますから、おつしやう、感想を述べていただければありがたいと思ひます。

○小泉内閣総理大臣 本来、緊急事態に対してどのような備えをしておくべきか、あるいは有事に對してどのような対応を考えておくべきかというのは、もつと早くやつておろさなければならぬと思ひます。そういう状況だつたからこそ当時の自由党も、自民党の小淵総理に對してそのような有事態勢の整備を進言したのではないかと思つております。

しかし、政治課題というのは、いろいろその時々によつて山積しております。恐らく、小淵総理にとつてみれば、小淵総理自身の当時の判断によつて、自分としてはほかのこともやらなきゃならない、自由党の提案なり提言は正しい認識だと思ひけれども、その当時の政治課題に上げるのの時期がまだ早いといひますか、熟していないと思つたのかも知れません。それは私の憶測ですが、今、小淵総理がどう言つておられるかわかりませんが、

ともかく私は、いつの時代においても、平和のときにこそ、いざ乱が起つたとき、一朝事が起つたときに、冷静に考えておくべきものだと思つておられますので、今回も、むしろ今までそういう備えをしてこなかったという反省の上に立ち、国民的な議論の中で有事に對してどのような態勢をとつていくべきかということ議論する、また、法整備をしていくことを議論する、また、と認識しております。

○藤井(裕)委員 もう一度念を押しますけれども、私どもは、この緊急事態法の基礎にある安全保障政策の根幹とか、あるいは自衛権の限界というものを明確にした上でこれをやっていただきたいということがあることをもう一度ここで申し上げておきたいと思ひます。後で、時間の範囲でこの問題に触れます。

とにかくきよは、この具体的な法の内容は同僚の議員に任せまして、そのことは申しませんが、申しませんが、いろいろ問題があることは事実です。

きよも午前中に出ていたように、「予測される」というのは、もしかするとアメリカとの協力関係の法律じゃないのという意見もあります。それから、新しい緊急事態であるのをどうして先送りしているのか、それからもう一つ、国民の皆様いろいろなことをお願いするのに今の憲法の公共福祉という抽象的な概念だけでいいのとか、いろいろあります。しかし、きよはそのことは申しませんが、私どもの同僚が次の機会に必ずこれを申し上げますので、きよは申し上げることは差し控えて、次の問題は安全保障の基本方針の問題なんです。

私どもは、安全保障の基本方針は少なくとも法律をつくつておくべきだということを言つておりました、おむね三つ。

一つは、何と云つたつて自衛権でございますよね。みずからの国をみずから守らないようであり、これは独立国家ではないわけでありまして、最大のもは自衛権です。

そして、しかしそれは日本の自衛権だけで事を運ぶということになれば、自主独立、何ということですか、自分だけで防衛をやるということになつてしまつて、これは世界の大勢から見てもおかしいことの上に、有権者、なかんずく納税者の方にこれはやはりいかぬことだと思ひます。やはり防衛力というのは簡素にして精緻であるということが大変大事なことであり、納税者の方に過重な負担を強いるということはやはり問題があるのであつて、そういうときにこれを補充する形ではかの施策を考えなければならぬということだと思ひます。

しかし、基本は自衛権です。みずからの国はみずから守るといふのがこの気概ですね。これが一番です。そこで補完的にあるのが、やはり日米共同防衛体制です。これも大事なことです。きよ

はその話に余り入りませんが。そして、日米共同防衛体制の根幹をなすのは日米安保条約でございますが、その日米安保条約の第十条には、国連の機能がこの日本の地域に充実した場合にはこの効力はそれまでだよということまで書いてあるわけです。

ということとは、国連の平和活動というものを日米安保においても想定しているわけです。そして、国連の平和活動というのは国連憲章の中の物すごい重要なフアクターだと私は思っています。なぜならば、第一次大戦後の国際連盟の中では、これはなかったわけですね。経済制裁しかなかった。

そこで、どういことが起きたかという、昭和十年のムソリーニ・イタリーのファシズムがエチオピアを侵略した。何にもできなかった。それを黙って見ていた。昭和十三年にはナチス・ドイツがチェコ、ズデーテン、これに侵略に入った。その年の早くにはオーストリーも併合しちゃった。これに対しても何にもできなかった。何にもできなかったわけですね。

そして、言われているミュンヘン会議というのがありますね。あれは結局、ヒトラーとムソリーニに、イギリスの総理はチェンバレンですね、それからフランスの総理がタラディエですね、これは言いくるめられちゃったわけですね。ところが、その総理大臣たちが、イギリスやフランスに帰ったら、平和の天使として迎えられているんですね。これなんですよ。これは大変な歴史の教訓なんですよ。

だから、そこに生まれたのが第二次大戦後の国際連合であり、その中核をなすのが私は国連憲章だと思っております。このことはやはり今の平和秩序の中に十分組み込まれていて、それを日本としても三つ目の重要な柱として考えていかなければならないと思っておりますが、私どもの安保基本政策三つについての御意見と、私が法律をつくらなきゃいけないと申していることについての御所見を伺います。

○小泉内閣総理大臣 今藤井議員が言われました三つのこと、いわば、自衛権、みずからの国はみずからの力で守るといふその重要性、しかしそれには限度がある、日米協力して安全保障体制、日本の独立と平和を守る、さらにもう一歩進んで、それは国際社会と協調していくべきだ、この点については私ももっともだと思っております。

これからの安全保障政策におきましても、日本としては専守防衛、第二次大戦の反省を生かして、どのようにこれから平和と安全を確保していくかということ、今まで努力されてきたのは先輩方であり、またその先輩方の努力を我々もしていかなくちゃならないと思っております。

そういう点において、まず日本の独立と平和と安全は我が国自身の力で確保しなきゃならないといういわゆる気概ですね。しかし、これについて、それは限界がありますから、今、日米安全保障条約ということによって、日本の足らざるどころ、アメリカと協力しながら日本の安全の確保を図っていくということでありますので、私は、今後、これらの日本の防衛政策の基本を踏まえながら、今言った、国際協調の中で、日本としては国力にふさわしい、平和活動にも、お金も出しますけれども人も出そうということ、今自衛隊の諸君は海外に出て平和活動に従事しているわけであります。私は、これも、藤井議員が指摘されたように、日本独自の力とアメリカとの協力と、一歩進んだ国際協調の一環だと思っております。

十年前に、自衛隊を海外に出すということは大反対だという、徹夜までして、牛歩までして反対された政党もありましたけれども、今うそのように、自衛隊が海外で平和活動をしていることによって、多くの国民は支持を与える。私も東ティモールに行つて、あの暑さの中、各国の軍隊と共同して七百名近い自衛隊の諸君が、女性自衛官も交えて、汗を流しながらあの東ティモールの国づくり、いろいろな国土の整備に取り組んでいる姿を見まして、大変心強く感銘いたしました。

私どもは、今後、このような日本の平和と安全の重要性、それをいかに確保していくかという点からも、今言ったような、国際社会と協調しながら、経済大国になつても軍事大国にならないということを念頭に置きながら、国力にふさわしい国際社会の中で日本の役割は何かということ、真剣に考えていくことが、また日本の平和と安全のために大変重要ではないかと思っております。

○藤井(裕)委員 私が国連の平和活動と申しましたのは、おっしゃるP K Oはもちろんその中でございまして、もっと、国連の平和活動そのもの、武力行使というのまで入るといふことを今申し上げたつもりであります。

これは自衛権とは全く関係ありません。これは自衛権とは全く関係ない世界の問題であつて、後でも少し申し上げますが、九条とは関係ないという議論もあるわけですね。要するに、前文の、国際社会の一員として、自国のことのみ考えて云々という、いつも総理が言われているものですね。こういうことからいけば、九条というのは自衛権の話なんです、これは自衛権とは全く関係ない話なんだ、その武力行使は国連憲章上許されているんだということからくる議論なんです。今もそのことを今申し上げたわけですよ。

ですから、P K Oは結構です。私は、P K Oでもまだおかしいと思つてますよ。国際基準に従つて武器が使えないなんというのを、またこれ憲法九条の解釈だなんというのはおかしいです。おかしいですが、きょうはP K Oの話はもういたしません。

もっとある国連の平和活動について私は何一つもありませんが、もし御意見があつたらお教えいただきたいと思つてます。

○小泉内閣総理大臣 この国連の平和活動について、これは自衛権と別だから、もっと武力行使も認められるんじゃないかという考えもあるのは承知しております。

しかし、私どもとしては、自衛隊の武力行使あるいは戦闘行為については、いろいろ国民の気持ち、さらには世論の動向、そして海外における影響については非常に注意深く、また慎重でなくてはならないということもあり、そういう中で、憲法の範囲内でどこまで可能かということ、一歩、国際社会の中で自衛隊の活動が、各国の軍隊の中で、極めて制約した中でも、日本の役割として果たしていかなくちゃならないということ、やってきたわけでありまして、今の時点で、国際社会、国連の中だったら自衛隊も武力行使可能ではないか、あるいは戦闘行為が可能じゃないかということについては、私は、もう少し慎重であるべきじゃないかと、そこまでききますと憲法の改正議論にも踏み込んでいきますので。これは、私は否定しません、議論は。しかし、今回の有事の関連法案につきましては、私は、憲法改正にまで踏み込んでおりませんし、従来の憲法解釈を変えるつもりはありませんので、その点についての議論については確かに御不満もあると思つても、議論の中ではされるのは結構だと思います。

○藤井(裕)委員 昭和三十一年に日本は国連に正式に加入いたしましたね。一部の人の中には、あの加入したときに国連平和活動は適用除外だというふうに言つたんだという人もいますが、それは全く違いますね。全く違います。無条件で加入したことは間違いないわけでありまして、総理の口から、あれは無条件だったということ、をまず言つていただければいいかと。

○福田国務大臣 加盟したときに何らかの留保をした、そういう条件をつけていることはございません。

○藤井(裕)委員 そのとおりなんです。何の条件もついていないんですよ。

では、国連憲章に何て書いてあるかということ、さっきの柱は第七章ですよ。武力行使は例外ですよ、武力行使ができるのは国連が決議したとき、この二つしかないわけですね。さっきのテロの問題はそれをちよつと踏み外しているということ

言ったんですが、きょうのメンバーじゃないからそれは言いませんけれども、例外的にこれが認められているんですね。そして、それが国際連盟のときはなかった、しかし国際連盟のときはできたという非常に重要な規定なんです、これは非常に重要な規定なんです。そして日本は参加した。

二条には何て書いてあるかというと、誠実に加盟国はこれを遵守しなければならないと書いてあるんです。もう一つ、日本国憲法九十八条二項には、日本が締結した条約、確立した国際慣例については誠実に遵守しなければならないと書いてあります。これとの関係は一体どうなんでしょうか。待つて下さい。法制局長官が個人的に嫌だとかいうことではないんです。僕は津野さんはよく知っているんです。だけれども、そういうときに限って法制局長官が出てこられて、今、基本的な話なんです。基本的な話なので、そのときに法制局長官、これは官房長官の管下にあるわけなんです、少なくとも官房長官が答えていたかなければ、何で政治家議論になるんでしょうか。ひとつ、どうぞそういうふうに。

○福田国務大臣 これは、私が平成十三年に国会で答弁をしているのでございますので申し上げます。

P K F 本業務の凍結解除、これは我が国の国連加盟の際の条件に反し、憲法九条を否定するものではないかというお尋ねがあったときの言葉でございますけれども、「我が国は、昭和二十七年六月十六日付岡崎外務大臣発リ一國連事務総長あて書簡をもって國連に対する加盟申請を行いました。我が国が何らかの留保を付したとは考えておりません。」ということであり

ます。他方、我が国が憲法九条に禁ずる武力の行使または武力による威嚇を行ない得ないことは当然でございます。いわゆるP K F 本業務の凍結が解除されても、自衛隊の部隊等は、我が国が国連平和維持隊に参加するに当たって憲法で禁じられた武

力の行使をするとの評価を受けることがないことを担保する意味で策定されたP K O 参加五原則に沿って制定された国際平和協力法に基づいてこのような業務を行うこととなりますので、憲法上問題にはならない、こういう答弁を実はしておるわけでございます。

○藤井(裕)委員 総理も官房長官も、話がP K O の話になっちゃうんだよね、ここになると。これ、今P K O の話をしているんじゃないんです。それから、P K F の話をしているわけでもないんです。P K F というのはP K O の本業務の話です。P K O の話です。そうじゃなく、要するにP K O の話です。そうじゃなく、國連の平和活動というのは、例外的に武力行使が認められて、特に国際連盟にはなかった仕組みなんです。そして、それはナチやファシズムというものを退治するために絶対必要だということできた仕組みなんです。全然違うんです。今、福田さん、もう一度言いますけれども、P K O の話とかP K F と称するもの話をしてるんじゃないから。その点はもう一度お答えください。

○福田国務大臣 国連憲章四十二条及び四十三条に基づく國連軍につきましても、これまでの憲法九条の解釈、運用の積み重ねがございまして、すなわち、まず第一に、自衛隊については、我が国の自衛のための必要最小限度の実力組織であり、したがって、憲法九条に違反するものではないこと。

第二、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないことである。

第三、我が国が国際法上、集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利を有しているという事は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲

にとどまるべきものであると解しております。集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないこと。

第四に、國連の平和維持隊への参加は、当該平和維持隊の目的、任務が武力行使を伴うものであれば、国際平和協力法におけるいわゆる五原則のような格別的前提を設けることなくこれに参加することは憲法上許されないこと。

以上のような憲法九条の解釈、運用の積み重ねから推論すると、我が国としてこれに参加することについては憲法上疑義がある、こういうふうにかえてはいるわけでありまして。

○藤井(裕)委員 その話なんです。要するに、国際協調主義ということが非常に大きな原則になつていのに、九条というものを非常に曲げて解釈するがゆえに、今のような福田さんの話が出てくるんです。本当はもつと素直に考えて、国際協調主義というのは前文に書いてあるんですよ。総理がよく使われる言葉なんです。自国のことにのみ専念して他国を無視してはならない、そして、国際社会において名譽ある地位を持ちたいと思う、これは総理がいつも言っておられることですよ。そして、九十八条二項というのは、はつきりというものを遵守しなければならぬと書いてある。国内法がまずそうです。国際法でどう書いてあるのか。入った以上は守りなさいと書いてあるのです。そこで、日本の九条というのを非常に曲げて解釈するから、今の福田さん

のような話になつちゃうんだよね。ですから、私は、総理も福田官房長官もわかつておられると思うんですよ。それが、今までの積み上げとおっしゃっているけれども、例えば、もしそれを踏み外したようなことを言うと、国会でやられちゃうんじゃないかという話ですが、それもあえて申し上げます。憲法九十九条には、総理大臣も一般大臣も国会議員も、平等に書いてあるんですよ。そして、それは職務を遵守するための義務なんです。改正の議論をするなんとなつて、憲法九十六

条には改正のことが書いてあるんですよ。だから、過去においてこれに関連しているような暴言を吐いた方もいますから、それはおやめいただくことはいいいですよ、暴言吐いた人は。しかし、まじめに憲法の今の問題点を議論した人をけしからぬというのには、国会議員もみんなやめてもらわなければなりません。

今、憲法調査会では、憲法のここに問題があるという議論をどんどんしているじゃないですか、衆議院においても、参議院においても。それと総理のお立場は、憲法九十九条上、何の違ひもありません。どうか、どちらでも結構ですから、そうだと、やはりおかしいと思つておられることをおっしゃつていただきたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 憲法改正の議論は、するの何らおかしいことはない、私は常々言つておられるんです。解釈を変えるんだつたら憲法を改正した方がいいということも私ははつきり言つておられるんです。今の憲法のまま解釈を変えるのはかえつておかしくなるというのが私の立場です。解釈まで変えるのだったら憲法を改正すべきだと言つておられるのが、私の一つの主張であります。これが直ちに改正に結びつくものではない。

議論を封殺するのはおかしい、議論は大いに結構だ、しかし、今の時点で私は憲法改正を政治課題にのせる考えはないということをおっしゃるのも事実であります。

○藤井(裕)委員 それでは、改正する気は、政治課題としてはないというのにはわかりましたが、やはりおかしいなと思つておられるかどうかだけは言つて下さい。

○小泉内閣総理大臣 それはおかしい点がたくさんあります。例えて言えば、憲法九条もそうです。いまだに自衛隊について、解釈の点において、一切の戦力は保持してはならないということをおっしゃるけれども、果たして自衛隊が戦力でない国民は思つておられるでしょうか。しかし、法律上の問題でこれは戦力じゃないと規定しているのだから、一般国民は、多くの国民は自衛隊

は戦力だと思つてゐるのは、常識的に考へてそう
だと思つたね。

しかしながら、これは、この議論をするところ
の議論が、ほかの法案が課題になるぐらゐるい
ろんな政治上の問題も出てきますから、いろいろ
な解釈の積み重ねで、日本の国際社会での役割、あ
るいは日本の平和と安全を確保するのはどうい
うことかというところで先輩なり我々が今努力して
きて、ようやく最近では、こうして憲法改正議論も
堂々とできるような状態になつてきたし、自衛隊
も海外に出て平和活動に寄与している点におい
ても、多くの国民が批判するような状況ではな
なつてきた。やはり積み重ねというものもきいて
きてゐるわけですね。

私は、そういう点において、憲法改正議論は
ブービーじゃない。憲法を改正すべきでないとい
う議論も結構、憲法を改正すべきだといふ議論も結
構、大いにするのが国会議員の役割じゃないで
しょうか。

○藤井裕委員 まず、すき間という言葉はやめ
てくださいよ、もう使わないでくださいよ。すき
間というのは、人によつては、これは憲法違反の
ことをやつてゐるとつてゐる人はいっぱいいま
すよ。そうじゃなくて、今おつしやつたように、
憲法はおかしいんだ、だけれども今直してないか
らしようがないんだということになれば、やつ
ちやいけないということなんです。それは守ら
なきゃいけないんです。やつちやいけないん
です。だから、またテロ法の話になつちやうけ
れども、あれはやつちやいけないことをやつたん
だというふうに申し上げるわけですね。

そこで、次の話は、自衛権の話に行きますけれ
ども、今自衛権の話も出ましたから。
自衛権というのは、本当に、自衛権の名におい
て何でもやつてきたわけですね、過去の世界は。
例えば十九世紀のヨーロッパ帝国主義というの
は、宣教師が殺されたといつちや中国を侵略した
んでしよう。これは自衛権でやつてゐるわけが
ね。

私は日本でもいい例があると思つたのは、山県有
朋はこう言つてゐるわけですよ。日本には生命線
と利益線があると言つてゐるわけですよ。生命
線というのは、いや、そこまでつておかないと危
ないよという話ですよ。それから何が出たかとい
うことです。日韓併合はそれから出てゐるんで
すよ。そして、さつきちよつと言いました、熱
河作戦と言つたけれども、満蒙がその生命線だと
言つたのはそれから出てゐるんですよ。

つまり、自衛権といふのは、本当に考へよう
よつてはほとんど拡大してゐるんですね。そし
て、その弊害といふのは、我々は抑制的に考へな
きゃいけない。今のようない方はあると同
時に、個別の自衛権といふのは抑制的に考へな
きゃいけないといふのが我々の立場なんです。
けさの議論でも出てゐましたが、何といふん
で、必要最小限で他に方法がないとき、しかも
日本が直接侵略されたとき、あるいは侵略される
おそれが極めて高いときといふことは、我々が
ずっと言つてきたことなんです。僕は、総理に、
それだけおつしやるならば、法律に書いてくだ
さいよ。

というのは、近隣諸国は、さつき言つたように
日本の過去の行状に対して非常な不信感があるん
ですよ。ですから、さつき話も出ていたけれど
も、武力行使事態といふようなのが、それがど
こまで入るかといふ議論も大事ですよ。しかし、
根っこで本当に自衛権はここまでだといふこと
をはつきりさせるならば、ああいう問題は起きて
こないんですよ。だから、まず、自衛権はここま
だといふことははつきりさせていたきたいな
と思つておられます、いかがでしょうか。しかも、
それを法律に書いていただきたいと思つてお
ります。

○小泉内閣総理大臣 今議論しております事
連三法案は、自国が攻撃された場合なんです。
(藤井(裕)委員「予測はどうですか」と呼ぶ)予
測を含めて、自国が攻撃される、予測される事

態、これを議論してゐるんですから、まさに日本
の独立と平和と安全を守るといふその議論です
から、私は憲法の中でも範囲内で当然これはでき
る問題です、また、やらなきゃならない問題だ
と思つておられます。

自衛隊を海外に派遣するといふ問題ではなく
て、自国が攻撃を受けた場合にどうやつてその安
全を確保するかといふ話なんです。そこを混
同しないでいただきたいと思つておられます。
○藤井(裕)委員 ちよつと逆の混同だと思つて
います。

さつきいろいろ議論に出ていた中に予測とい
うのがありましたね。予測は直接、攻撃じゃない
んです。私も周知事態法に、私ども
党が言つて直していただいたのはそれは何だとい
うと、自国が直接攻撃されたのでなくとも、その
まま放置すれば間違いなくやられてしまふとい
うのをあえて入れていただいたわけですね。そこ
で私は個別自衛権のぎりぎりの範囲だと思つて
いるんですよ。ところが、今度の予測といふの
は、きょうはその法律の中の議論はしないこと
にしていますからやりませんけれども、予測とい
うのはもつと上の話なんです。だから、その大
前提として、自衛権はもうここまでだと言へば、
予測がどうかとおそれどう違うかといふ話のも
う一つ前なんです、本当は、それをしつかりや
つていただかないと困るといふ意味で私は自衛
権の話であえてここで申し上げてゐるわけなん
です。

日本だつて戦争のとき、自衛権と言つたので
すよ。しかし、僕らの小学校のときに軍歌があ
つたので、「断固膺懲堂々」といふのがあつた
んですよ。膺懲といふのは懲らしめですよ。日本
は、戦争を始めるときには懲らしめです。僕ら
にはこれは懲らしめで今やつてゐるんだと教
えてゐるわけですよ。そういうのが現実なんです。
だから、自衛権は本当に厳格に考へないとい
けないといふことをもう一度申し上げておきたい
と思つておられます。

それから次に、自衛権といふのはそういう意味
で、さつきちよつと総理も言われましたけれど
も、非常に限定的に解釈し、抑制的に解釈しな
ければいけない。そして、それは我々は法律をつ
くべきだといふことを申し上げておられますが、
も一つ、自衛権そのものの定義がまだはつきり
してゐないんですよ。それは何かから来てゐる
か。日本の憲法の由来と、その憲法の文字がな
かなか難しいといふかわかりにくいから解釈を
ふらふらするんですよ。この両方だと思つて
います。

きょうは憲法改正の議論を正面から言ひませ
んけれども、マッカーサーといふのが、GHQが
原案をつくつたわけですよ。GHQがつくつた
原案のうち、日本を変えてもらつたのは二つし
かないのです、大きなところで、一院制とい
ふのを二院制にしたらつたことと、土地及び天
然資源は国有とするといふことを、余りにひど
いじゃないかといつてやめてもらつたのがあり
ます。あとほとんどそのままできてゐるわけ
ですね。

それで、マッカーサーの三原則の第二項目に
は、あれはイエローパーといふんだね、イエ
ローパーといふのは何で書いてあるか。難
しい言葉は使ひません、自衛の戦争も侵略のた
めの戦争も、ともにだめだとマッカーサーの
イエローパーには書いてあるんですよ。それを
ケーデイスといふ実際にこれを仕切つた人間が、
これはちゃんと日本の調査団が言つていますよ、
ケーデイスがそれは余りに非現実的だと言つて、
自己の責任で消しちゃつたんですよ。

ですから、これまた本当は難しい言葉だけれ
ども、日本の憲法九条には、学者ならわかる
といふ、国際紛争解決の手段としての戦争は放棄
するといふ。ところが、前文に何で書いてある
かといふと、全然違ふことが書いてあるわけ
ですよ。全然違ふことが書いてあります。これ
も総理の言葉で言へばすき間なんですけれども、
すき間じゃなくて、おかしいと言つていただ
きたいのです。だつて、諸国民の公正と信義を
信頼し

第二類第七号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第三号 平成十四年五月七日

でしょう。前文というのは憲法の全体像を出すのですから、少なくともそこに一言、日本はまずみずから自分を守るんだ、その上に立つて諸国民を信頼するんだ、これならわかるんですよ。一つも書いていない。ということは、マッカーサーの思想がそのまま出ているんですよ、これは。そのまま出ているんですね。

だから、あのときに、昭和二十二年、僕は中学三年なんです、ニューヨーク・タイムズにはこう書いてあるんですよ。これはユートピアの社会だ、日本が悪いことをしなけりや世界は平和なんだねと皮肉たっぷりにニューヨーク・タイムズは言っているんですよ。

僕らは教わりましたよ。同じことに、もうこれからの世界の国々は日本を攻めてくるなんてあり得ないんだから、日本は無防備でいいんだと教わった。しかし、僕らの先生は立派な方ですから、本質はわかっていたと思えますよ。本質はわかっていたけれども、そう言わざるを得ないんです。だって教科書がみんなそうなっちゃったから。つまり、そこに物すごいギャップがあるんですよ。

九条の言葉だっておかしいでしょう。あれは普通の日本人じゃわからないんですよ、九条の言葉というのは。「国際紛争を解決する手段」というのは、どこから持ってきたかという、昭和三年の不戦条約から持ってきたわけですね。不戦条約から持ってきたのはアメリカとフランスです、実際中心になったのはアメリカとフランスです、ケロッグ・ブリアン条約。戻ったら、これは何だ、これは自衛権もだめなんじゃないかとフランスとアメリカで怒っているんですよ。わからないんです。それをまた翻訳しているんですから、ますますわからないんです。現に、昭和八年には、この侵略定義条約をつくらないとこれはもう不戦条約はもたないというところまで行っちゃけれども、結局そんな話になると、だめになっちゃったんですよ。というぐあいに、非常に難しいことなんです、ます。

そこで、今の前文は、もうあれは無防備の前文ですよ。そして、九条というわかりにくい不戦条約から持ってきた文章を日本語に翻訳していますから、あそこもわからないんですよ。

日本の普通の方に聞いてください。あれは自衛権も否定しているんじゃないかと言う方が結構いますよ。なぜならば、日本に攻めてくるのだから、おまえの国が欲しいよと来るんじゃないんですよ。何か理屈がついて押し寄せてくるわけじゃない。今はそういうことはない、ほとんどあり得ないと思いますけれども、何か理屈がつくんですよ。そうすると、これも国際紛争解決じゃないかと思つていて、日本人の普通の良識のある方に意外にいらつしやいますよ。

ですから、非常に憲法の文言が悪いということはずまず申し上げておきます。どうか、すき間じゃなくて、おかしいと思うとそれをまず言つていただけませんか。

○小泉内閣総理大臣 いろいろ解釈の幅があるということ、すき間もあると言つたわけでありまして、今言っているように、今の憲法でも、詳細に勉強、研究された学者の間でも、自衛隊は憲法違反だと言っている人もいます。しかし同時に、この憲法九条を読んで、自衛権まで否定していないんだ、だから自衛隊は合憲なんだという学者もいるわけですね。学者が、頭のいい、勉強に勉強して学問を積んだ学者の間でも、同じ文章で、これは憲法違反、合憲、違憲、議論があるんだから、一般国民が惑うのはおかしいことではない。むしろ、惑ったり、おかしい点があるのは私に認めます。だから、私は将来憲法は改正した方がいいということをはかっている。そういう点においては憲法改正論者であります。

しかし、現実の政治家として、ましてや総理大臣として、今憲法改正しようと言つたらどうなりますか。そのぐらいのことはよくわかまえていますよ。国会の状況もよく御理解いただきましたと思います。

○藤井裕委員 さつきから言っているように、政治課題にするかどうかというのはわかっているんですよ。だけれども、憲法九十九条違反でも何でもないんだから、堂々と行ってくださいよ。堂々と行ってくださいよ。僕らの党は決して、そんなことおっしゃったからといって責任追及するなんて言いませんよ。絶対言いませんよ。だって、これはだれだつて自由なんだから。現に、憲法調査会、各党みんな好きなこと言っているじゃないですか。だから、それはそれでいいんですよ。ですから、余り心配なさらないでどんどん言ってください。

政治課題か云々というのはわかりません。それは結構です。しかし、本当は政治課題にまで持つていくのが筋だと思えますよ。思いますが、今の総理の言葉は、それはそれで理解しますけれどもね。

そこで、次なんです、今言つたような自衛権から何が出てくるか、もう総理は先に言われまして、たけれども、戦力なき軍隊というのがあるんですよ。こんな非常識な言葉はないんですよ。だけれども、今政府の公式解釈はそれなんです。ですから、総理、こういうことを出してきていますから、まずそれから変えましょうよ。

これはどういうことかという、若田修正とかなんとかは別として、あの憲法の条文は本当にわかりにくいというのは今お話しのとおり。吉田さんは、これは自衛権ないと言つたんですよ。それは、総理も言われたように、読み方なんです。あの難しい言葉を一応侵略戦争としましよか。侵略戦争はやつちやいけなないと書いてあるんですよ。それから、もう一つ後の方には、戦力は持つちやいけないと書いてある。戦力は持つちやいけないうのが吉田議論なんです。それは後ろにいる法制局がちゃんと振りつけたと思えますよ、吉田さん時代に。

それが、昭和二十九年になって自衛隊ができちゃったんですね。そうすると、これはとんでもないという話になって、解釈から変えていかなきゃならない。こういうふうらふらした解釈がおかしいけれども、二十九年の解釈、統一解釈ですよ、どう書いてあるかという、自衛隊は国土防衛の実行部隊だと書いてあるんですよ。国土防衛隊なんです。そして、それは何も変えていませぬから、今の自衛隊は国土防衛隊なんです。何でそれがティモールやなんかに行つていっているんですか。私は、行つていことが悪いということの逆なんですよ。

今でも昭和二十九年の解釈をそのままとつていられるんですよ。第二項に何て書いてあるかという、近代戦力を持つていないんだからこれは戦力じゃないと言っているんですよ。これは統一解釈ですよ。昭和二十九年ですよ。あれから四十五年、五十年近くたつて戦力なき軍隊という、普通の人からいうと非常識。

よく、総理も今言われましてけれども、政治不信と今いろいろところで騒いでいる、出ているでしょう、これも政治不信の根源だと思えますよ。だけれども、普通の人が考えてわからないことをこういう場だけで言っているんですよ。これ、政治不信の最たるものだと思いますよ。

総理、そこいらは、あれはやめた、戦力なき軍隊なんておかしい、イージスの話も例に出すまでもないんですよ。あれはミサイルを搭載しているんですよ。そしてミサイル攻撃能力があるんですよ。しかも高高度の探知能力もあるんですよ。これは戦力じゃないんですか。アメリカと日本しかないんですよ、イージスは。それで戦力なき軍隊と言つたら、これほど政治不信はないんじゃないでしょうか。私は、そこいらからも政治不信を直していただきたいですね。

総理、こういうのを出してこられたら、いや、昭和二十九年のは間違つていた、こう言つていただきたいと思つています。

○小泉内閣総理大臣 今の議論はともかく、今お話しした趣旨はよくわかります。だからこそ私は、テロ対策法のとときに、あいまいな点がある

と。日本人というのはあいまいさをうまく包容する国民であるというのはい例が憲法だと私は思っています。私の答弁も、あいまいだ、あいまいだと批判する人がいましたから、それはあえて、では自衛隊はどうかと言つて戦力の問題を出して、もつと私を追及してくれと思つたんですよ、当時。だれも追及しない。私の方が拍子抜けしちゃった。

だから、そういう点で、私は今までいろいろなお話を、議論を聞いておまして、確かに日本の憲法にはあいまいな部分があります。憲法九条も、自衛隊は違憲、合憲論が分かれている点からとつてもそうです。しかも、戦力の点一つとつても、一般の常識から見れば、自衛隊が戦力なかつたら自分の国を守れないじゃないか、これ、常識ですよ。しかし、法律上の議論からすると、これは戦力ではないということになっているわけです。

だから私は、そういうあいまいな点を含みながら、現実の政治から、かといつて、国防上、安全保障上、独立と安全を守るためには、現行憲法が改正できるような状況でないならば、現実の政治にどうしようかということでも積み重ねてきたのが今の議論なんです。今、見てごらん下さい。国会の状況から見ると、憲法改正できる状況じゃありませんよ。それも現実、政治家として判断しなきゃならない。

憲法、すべきだという議論はいいですよ、議論は大いに。しかし、現実においてそれが可能でないという状況であるならば、私は、今までの議論を積み重ねた上で、日本としてふさわしい対応をしないかなきゃならないということを言っているのではありません。私は、今の憲法はおかしいんだという藤井議員の指摘に異論を唱えるものではありません。

○藤井(裕)委員 総理は自由に物が言えるということもおっしゃった。そして、何でも改革しようとおっしゃっている。では、政治課題の問題は別として、僕はこれは改革すべきだと思うん

だ、こう言われるだけで日本の世論は動くんですよ。反対もいますよ。反対もいたつていいじゃないですか、あなたは何でもやるとおっしゃっているんだから。そして堂々と、僕はこう思う、僕はこう思う、こういうことを言つていただくことが私は今大事だと思います。

決して非常識なことをやろうとしてるんじゃないやなくて、もう五十五年変わらなかつた国というのはいないんですよ、ゼロですよ。不磨の大典である明治憲法でさえ五十五年なんですよ。あれは不磨の大典なんですよ。それと同じ長さまで来て、世界にこんな例がないんですね。それを世の中の人の方がわかっている。しかも、戦力なき軍隊なんというのはいないで通用する議論なんです。総理はどうか、僕は政治課題にはしないけれどもおかしいと思うともうさつきおっしゃいましたね、おっしゃいましたからちゃんと新聞にも載ると思つておっしゃるけれども、おかしいということをもう一度おっしゃつていただければありがたいと思つています。

○小泉内閣総理大臣 私は、総理大臣として憲法改正を現実の政治課題にのせる気はありませんが、最初の選挙から憲法改正論者で通つております。

○藤井(裕)委員 今解釈論がありましたから、もう一つ解釈論を聞かせてください。(発言する者あり)

○互委員長 ちよつと静かにしてください。藤井(裕)委員 昭和五十三年なんですけれども、核は憲法の上からいって、もちろん防衛核ですが、合憲であるということを言っています。これはそのままよろしゅうございますか。

○小泉内閣総理大臣 それは合憲論をとつております。しかし、日本は核を持たないと。政治論。藤井(裕)委員 ところで、今まで議論した中に憲法の話が大分出ましたので、きょうの主たる議題は憲法じゃないかもしれないけれども、憲法について少し伺いたいと思うんですよ。

僕は、日本の憲法の今の問題点は大きく分けて

二つだと思つて居るんですよ。一つは古過ぎる、一つはマッカーサー司令部でできた原案であるということ、この二つなんです。

第一の古過ぎる。日本は古い方から十五番目の憲法です。今百八十国ぐらい、イギリスみたいな不文法の国がありますけれども、百八十国ぐらいは憲法を持つて居ると思つています。そのうち古い方から十五番目です。そして十四番まではみんな改正しています。そして、日本より新しい憲法を持つフランスもドイツも、何十回となく改正しています。

それが古いがためにどういふことが起こつて居るかという、今、私は人類の最大の問題は世界の平和と地球環境の保全だと思つて居るんですよ。そんな憲法はおかしいですよ。そういう意味で、古いというのが一つの欠点です。

もう一つ本当は欠点を言いますと、国の機構の問題なんです。初め出たときはともかく、今、参議院と衆議院は同じ仕組みなんです。ところが、同じ仕組みであつて、かつ衆議院優位になつて居るんですよ。こんな国はゼロですよ。

アメリカは連邦とそれから代表ということがありますからちよつと違いますが、アメリカは対等ですよ、上院と下院は。いろいろなこと、やれ何だ、条約の承認権とかありますよ、あれはバランスとつていますよ、バランスとつて居る。そして、法案については廃案になるんですよ、あれは。それからイタリもそうです。イタリも全く廃案になるんですよ。そういう意味で、非常に日本の国会のあり方というのが問題だということもあえて申し上げておきます。

それから第二は、やはりGHQの原案をもとにして居るといふことなんです。GHQの原案をもとにして居るといふことはどういふことかという、一つは、まず第一に人に日本の憲法をつくつてもらつた国なんてないんですよ、それはまず皆さんおわかりだから、それは言ひませ

ん。

もう一つ問題は、あれは御承知のように一週間で二十五人をつくつたんですよ。そのうち四人が秘書と通訳でしょう。つまり一週間で二十一人をつくつたわけですね。総理の言葉じゃないけれども、どんな俊秀だつて整合性のあるものなんかできるわけないんですよ、一週間で二十一人ですから。だから、さつきのような、前文と九条の違い、前文と九十八条二項の違いというようなものが出てきて居るんですよ。

そして、もう一つは、翻訳でしょう。だから、翻訳なるがゆえのわからなさがあるんですよ。我が大先輩の山本有三先生が、あなたは文豪なのに何で参議院議員なんかになるのと聞かれたときに、僕は日本語の憲法をつくりたいと言われているわけでしょう。そして、山本さんが書かれた憲法前文というのがありますが、実に雄渾ですよ。日本人らしいですよ。

だから、GHQがつくつたといふことはいろいろな意味があるんですよ。二十一人で一週間、拙速。二番目に、日本語でない、したがつてわかりにくい。それからもう一つは、物すごい抽象的なんですよ。

大体、地方自治のとき、地方自治の本旨に基づきといふあれは何ですか。何にもわからないですよ、地方自治の本旨に基づき。社会保障だつて、最低の文化的生活を維持すると言つて居るんですよ。ここはわからないです。

僕らは、地方自治ならば、何のために地方自治をやるんだといふことを憲法に書くべきだと思つて居るんですよ。例えば地域文化といふものをしつかりやるといふこととか、それから、本当に地域の特性を生かすとか、いろいろなことがありますわな。

それから、社会保障だつたら、僕らと総理とは違いますけれども、基礎年金と介護と高齢者医療は国の責任において保障すると書いて初めて憲法に値するんですよ。「健康で文化的」じゃわからないんですよ。

教育だつて、教育を受ける権利と義務と書いて何にもわからないんですよ。僕らは、やはり教育の目的を書くべきだと思いますね。自制ある自由のもとにおいて個性豊かな人間をつくることか、日本の文化と伝統を受け継いで後世に伝えるとか、そして、さつきも言ったように、環境とか世界平和のために尽くすのは人類の職責であり、そして日本人の義務であるとか、そういうことを書かないで、教育を受ける権利と義務があるなんて書いたって何もわからないんですよ。

いろいろ申しましたが、限られた時間の中で、今の防衛政策、安保政策を少し超えるかもしれないけれども、憲法の、私が言った、古いということと、よその国の人がつくって、しかも拙速につくったということ、この二点についての総理の御意見を伺いたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 五十年間以上一度も改正していない憲法というのは、古いといえば古いと言えない、もつと柔軟に変えるべきことは変えてもいいと思うんですが、これがまた日本が普通ではないと言われる一つの理由になっているのかもしれない。古いといえれば古いです。もつと改正すべき点はいろいろあると思います。

それと、確かに、この憲法は日本人自身の手によつてすべて書かれたという点でないということ、今までの憲法調査会の議論、いろいろな議論を聞いても、それは私は当たっていると思っております。

○藤井(裕)委員 ひとつ、憲法の問題については、ぜひ総理が先頭になって、政治課題じゃなくいいですよ、やはりおかしいんだと。結局、これは、国会の三分の二といいますが、しよせん発議権にすぎないんですよ、国会議員のやることは。問題の本質は国民の皆様なんです。有権者の皆様なんです。有権者の皆様に理解を求めている。直接の行動をとるべきだと僕は思っているんですよ。だから、もちろん発議者のいろいろな合意をとるということは大事だと思ひます。同時に、有権者の方そして国民の皆様を理解

していただければ、これは過半数でございませうから、どうかそういうお気持ちでこの憲法問題には対処していただきたいということ強く思っております。

そして、きょうは法律の話はしないつもりでおりますが、若干時間がありますので、後の人に譲る意味において若干申しますが、この法律の持っている一つの難点は、さつきからずっと申しましたように、自衛隊の行動だけが先走つていて、そして、その中で国民の皆様に対するいろいろな制約を求めようとしているということだと思つておられますよ。

さつき申し上げたように、安全保障の基本方針というものを土台としてしっかりつくつて、あるいは、自衛権というのがこれだけが限界だということも土台として、その土台の上に、こういうこともあるんだよということの説明して初めて、近隣諸国あるいは日本の国民の皆様への理解が深まるはずなんです。ですから、そういうところが抜けているということについて私どもは非常に疑念を持っています。ですから、独自案を出します。こういうものを含めた独自案を出します。

それからもう一つは、これはいろいろな方が議論されていると思うんですが、今の異常事態というか緊急事態というのが、確かに総理も一番の尊敬しておられる福田総理の時代に、昭和五十二年にその指示によつて動き出して、そして、五十六年、五十九年に案ができて、それから三十年間ほつたらかしておいたという問題なんです。ただ、その時期には、確かにその時期から考えれば当然かもしませんが、旧ソ連、もうなくなつちやつた国が大挙して北海道に押し寄せてくるという一つの前提があつたことは、これは否定できないんですよ。そのことが今回の案にもずつと残滓として残つておられることは間違いありません。

どこかのテレビで言われていたけれども、これはファンタメンタルなものなんだからいいんだと。私は、ファンタメンタルかどうかは別として、いろいろな新しい緊急事態というのがあつて、ということも頭に置いておいていただきたいと思つておられます。そういうことをやらなきゃならないときに、ファンタメンタルと言われているのかどうか知りませんが、今から三十年前の緊急事態を前提としたものだけを今回やるようにしているということ、そのことについて疑念があります。第二に疑念があります。

それからもう一つは、国民の皆様に対していろいろな制約を求めるときには、今世界のルールは二つあるんだと思つておられます。一つは、同じ戦敗国のドイツです。ドイツは憲法でやつておられます。憲法で非常事態というものを置いて、憲法に基づいていろいろな制約をお願いするという形になつておられます。もう一つがアメリカ型ですね。アメリカは憲法にありません。アメリカは憲法になくて、大統領が、例えば我が国でいえば総理大臣です。が、非常事態という緊急事態を宣言して、その上で一種の制約をお願いする、こういう形なんです。これの二つのどちらかできなくおかしいんです。今、緊急事態を宣言する規定もこの中には入っていません。武力行使の認定だけなんです。認定だけなんです。そうじゃなく、やはり、こういう時期が緊急事態だということをはっきりさせるということによつて多くの国民の皆様を理解をさせていただくということが必要なんだと思つておられます。

そうして、その、制約する原点が公共の福祉なんです。これは問題だと思ひます。公共の福祉というのは極めて抽象的で、私はさつき憲法の改正のときに、公共の福祉という言葉はやめた方がいいということをおもうと思つたんです。が、世界人権宣言にしろ、国際人権条約にしろ、あるいは欧州人権条約にしろ、そういう言葉で使つていないんですよ。みんな、民主主義国家の道徳に従つてとか、他人の権利とか他人の信義を害しない範囲においてとか、表現の自由に至つては、国土の保全に反するようなことを言つちゃいけないとか、そういうようなことがみんな書いて

あるわけだとして、僕はやはり公共の福祉という抽象的な言葉だけでこれをやるということにも疑念を持つておられます。恐らくそういうところに入つていられるんだと思つただけでも、いざれ我々の党の代表がそこいらもお話すると思ひますけれども、そこいらについて、きょうはそつちが主流の話じゃありませんけれども、概略、総理のお気持ちをのべておりました。

○小泉内閣総理大臣 ある点においてはむしろ抽象的な表現の方がいい場合もあると思つておられます。余り具体的に列挙できない場合もありますから。公共の福祉といえれば、あいまいだといえればあいまいかもしれません。じゃ、人権だといつたつて、あいまいといえればあいまい点があるでしょう。だから、そこまで全部、具体的に、限定的にやれるという、かえつて無理な場合もあるから、私は、抽象的な議論で、文言においてもいい場合もあるんじゃないかと思つておられます。

○藤井(裕)委員 私は、話したいことはもうこれですべてなんです。私は簡単明瞭に話するのが好きなので、若干時間を残しておりますけれども、今まで申し上げたことは、簡単ではあるけれども、私たちがとしては、大変大事なことを言つておられるんです。どうか、そういうことを御理解の上、これは修正じゃありません、我々は独自案でございますから、その独自案に対してひとつ謙虚に受けとめていただきたい。

○瓦委員長 次に、志位和夫君。

○志位委員 私は、有事法制三法案について、日本共産党を代表して、小泉首相に質問いたします。

自衛隊を海外に派兵する法案としては、既に周知の通り九九年に強行されたわけであり、この法律は、できないことが二つあります。この法律というのは、日本に対する武力攻撃がなくても、アメリカがアジアのどこかで介入戦争をやった場合に、自衛隊がその戦争に参加できる仕組みをつくるものでしたが、できないことが二つあった。

一つは、自衛隊が米軍の活動を支援する際に、武力の行使を行ってはならないということが建前とされており、もう一つは、この戦争に日本の国民を動員する際に、強制力をもっての動員は許されない。協力とか依頼ではあっても、強制してはならない。この二つのできないことが周辺事態法ではあったわけであり、

今、国会に提出されている有事法制三法案というのはこの二つの点がどうなるのか、私は法案の条文に即してこの点をただしていきたいと思います。

まず、自衛隊による武力の行使、これはどうなるのかという問題です。

武力攻撃事態法案の第二条では、法案で使われる用語の定義について規定しております。その第二条第二号では、武力攻撃事態とは何かについて、武力攻撃が発生した事態、武力攻撃のおそれのある場合、武力攻撃が予測される事態、この発生、おそれ、予測、この三つのケースを包括した規定だと定義しています。

それを受けて、「定義」の第二条第六号では、そうした武力攻撃事態に対する対処措置とは何かについての定義を定めています。この第六号のイ、武力攻撃事態を終結させるために実施する措置というのを定めておりまして、総理、見ていただきたいんですが、その(1)として、「武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行

使、部隊等の展開その他の行動」を規定しています。つまり、自衛隊は、この定義により、武力攻撃事態を終結させるために武力の行使ができるという規定になっております。

そうしますと、ここで規定されている、武力攻撃事態を終結させるために自衛隊が行う武力の行使というのは、武力攻撃事態の三つのケース、すなわち、武力攻撃が発生した事態、武力攻撃のおそれのある場合、武力攻撃が予測される事態、このすべての場合で武力の行使ができるということになります。これはいかがですか。

○小泉内閣総理大臣 それは、我が国が武力攻撃を受けた場合は武力の行使ができますよ、攻撃を受けた場合は。そのために自衛隊があるんですから。しかし、予測する段階で武力の行使なんか必要ないでしょう、必要な備えをするんだから。いろいろ、どういう部隊を展開するか、どういう予防措置をつくるか、これは武力の行使じゃないんです。

○志位委員 総理の答弁は、要するに、武力攻撃が発生した場合に限られる、おそれや予測ではないということですね。(発言する者あり) おそれはいいんですか。どっちなの。

○小泉内閣総理大臣 それは、武力攻撃がない、おそれがある場合に、武力行使なんかする必要ないじゃないですか。

○志位委員 要するに、おそれや予測では武力の行使はしないということ、あなた、言われました。

ただ、私、この法案について聞いています。この法案の前身について聞いています。この法案では、先ほど言ったように、武力攻撃事態、発生、おそれ、予測、全部を含んだ武力攻撃事態を終結させるために、その全体を終結させるために対処措置として武力の行使ができると一般的に規定しているんです。

じゃ、総理の言うように、武力攻撃が発生した事態のみにしか武力の行使ができないというのであるならば、その根拠になる規定、これはこの法

案の定義の中にあります。あつたら言ってくさい、根拠になる規定。

○中谷国務大臣 我が国の場合に、武力の行使ができる組織という自衛隊だけでございます。この法律は、自衛隊法とこの武力攻撃事態法案と二つが必要でありまして、武力攻撃事態法にはその手続を書いているわけでありすけれども、自衛隊の行動につきましては、自衛隊法の七十六条の中に、自衛隊の活動できる規定といたしまして、武力攻撃を受けた場合という規定があります。この両方によって自衛隊の行動が律せられるわけでございます。

○志位委員 答えてないんですよ。この武力攻撃事態法案の中に、おそれや予測の場合では武力の行使ができないという規定があるかないか、これを聞いています。自衛隊法の問題を聞いています。聞いているんです。この法案の中にあるかないか聞いています。

なぜこれを問題にするかといいますが、この武力攻撃事態法案というのはプログラム法でもあるわけでしょう。つまり、これがもし法律になったとするならば、二年以内に、事態対処法案としてさまざまな法律を改正する必要があるわけですよ。そのとき、自衛隊法だって改正する必要がある。自衛隊法のもと案にもなるんです。だから、自衛隊法に規定してあるかどうかを聞いています。

この武力攻撃事態法案の中に、発生の場合のみしか武力の行使ができないというんだと、根拠になる規定があるかないか、あるんだと、ここに聞いています。どうですか。この法案のことを聞いています。

○中谷国務大臣 この法案につきましては、自衛隊のことだけではなくて、国民の避難誘導とか、その他のことを含めまして包括的に決めております。この中で、自衛隊の記述はございますが、その際の国会承認等の手続を書いておりますし、委員御指摘のくだりもござります。

では、自衛隊法がございまして、この八十八条によりまして、「出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。」ということになっております。そして、出動を命ぜられる場合には、さまざまな要件がつけ加えられますし、また、国会の承認も必要でありまして、こういう点で自衛隊の行動は律せられるわけでございます。

○志位委員 質問に答えてください。自衛隊法のことを聞いています。この武力攻撃事態法の中に、おそれや予測の場合には武力の行使をしてはならないという明確な条文の規定があるかどうか聞いています。それを聞いています。

○中谷国務大臣 この条文には書かれておりませんが、自衛隊が防衛出動をして武力行使をするということは、自衛隊法に書いてあります。ですから、この法案の手続等によりまして、そういう予測の場合におきましては武力の行使ができないということでございます。

○志位委員 それでしたら、私、自衛隊法の問題を聞きたい。

私は、自衛隊法にあるからといって、ここに規定がないことを合理化できないというのは先ほど言ったとおりです。ここにその規定がないということ、今防衛庁長官は認められましたけれども、おそれや予測の場合には武力の行使をしてはならないという規定がなければ、その規定に合わせる事態対処法として自衛隊法も変えられてしまう。だから問題にしてきた。

では、自衛隊法との関係を次に私聞いてみたいと思っております。

自衛隊法では、武力行使の要件、このように定めております。「武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。」自衛隊法八十八条二項であります。

だきたい。三条というのは、武力攻撃事態法案の中で、基本理念、すなわち武力攻撃が起こったときの行動原則を決めた部分であります。これを見ますと、こういう規定ですよ。「武力の行使は、事態に及び合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。」

これ、重大な違いがあるでしょう。つまり、「国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し」というのがすっぱり抜け落ちていくわけですよ。あなた、自衛隊法に則してやるとおっしゃったけれども、自衛隊法の武力行使の規定と今度の武力攻撃事態法案の規定は違う。「国際の法規及び慣例」が取り外されている。これ、何で取り外したんですか。何で取り外したんですか。

○中谷国務大臣 この武力攻撃事態法案というのは、基本理念を定め、それぞれの事態対処のための手続を書いておられます。それによりまして自衛隊が行動するわけでありますが、実際の自衛隊の行動につきましては自衛隊法の中にございまして、その際も、七十六条の中に、我が国を防衛する必要と認める場合には防衛出動を命じるというふうに記述を書いておられますし、八十八条の条文には御指摘の国際法規を遵守するという規定がございまして、それに従って行動するわけでございます。

○志位委員 全然答弁になっていないんですよ。何で落としたかを聞いています。

武力攻撃事態法案の中で、自衛隊の武力行使の要件を書いたのはここだけですね。これ、間違いありません。うなずいているから、ここだけなんです。武力行使の要件を書いたのはここだけなんです。ここだけで、何でわざわざ落とす必要があるんですか、国際の法規及び慣例の遵守。なぜ落としたのかを聞いています。今のじゃ答弁になっていません。なぜ落とされたのか。

○中谷国務大臣 自衛隊法には、自衛隊の方の根拠を書いておられます。そして、武力攻撃事態法案にはその理念を書いておまして、武力攻撃事態

に際しましては、自衛隊のみならず、いろいろな省庁また公共団体等の行動を決める必要がございまして、その基本的理念を書いているわけでございます。

○志位委員 とまかく、自衛隊法と今度の武力攻撃事態法というのは、武力攻撃事態法がいれば基本的な法律になるんですよ。これに基づいて、二十一条、二十二条、二十三条の事態対処法制で自衛隊法も変えられるんですよ、二年以内にそういうことになっているんじゃないですか。

だから、なぜこれを落とされたのか。今度の法律で落とされたら、自衛隊法だって落とすことになるんですよ。国際の法規及び慣例の遵守をなぜ落とされたのか、全く説明になっていない。ちゃんと説明してください。

○中谷国務大臣 自衛隊の行動につきましては、自衛隊法に基づいてやるわけでございます。それで、今回、この武力攻撃事態処理法というのは、こういう武力攻撃を受けた事態に自衛隊のみならずほかの機関も対処する必要がありますので、政府として、全体の対処を基本的に定めた法案でございまして、

それによりまして、自衛隊法の七十六条の防衛出動の記述も、自衛隊が出動する際の手続がこの武力攻撃事態処理法によって始まる記述の変更はございますけれども、その他の自衛隊の基本理念につきましては、その根拠として残しているわけでありまして、また、八十八条におきましても原文のままでございますので、自衛隊の行動に関して変化するところはいささかもないわけでございます。

○志位委員 何でこの問題を私がきちんとたしたいかといいますと、先ほど私は、武力攻撃事態法案の定義の、つまり第二条の問題点から問題にいたしました。ここでは、武力攻撃事態というのは三つのケースを包含している、発生とおそれと予測、これを包含している事態だと規定し、その全体を終結させるために自衛隊は武力の行使ができるというふうにかかっているというふうに私は

聞きました。

それに対して総理は、これは発生だけだ、武力攻撃が発生したときじゃないと武力の行使はできないとお答えになりました。そこで私は、では、それはどの条文によって規定されているんだ、この法律の中のどの条文によって規定されているんだというふうに聞きましたら、結局、この法案の中には、おそれや予測の場合での武力の行使を禁止する規定の条文はないというのがさっきの答弁だったでしょう。だから問題にしているんですよ。

というのは、おそれや予測で武力の行使をやったら先制攻撃になるんですよ、これ。国際法違反になるんですよ。そして、おそれや予測での対応というのは、周辺事態法とも重なり合ってくる。日本に対する攻撃がなくても、アメリカが軍事行動を起こしたら、自衛隊がその戦争に参加する。これはまさにおそれや予測という事態と重なり合ってくる。こういう事態でも日本が武力の行使ができるというところに道を開いてくるんじゃないか、そういう規定なんじゃないか。だから、これをおそれや予測の問題はあいまいにできない問題だから聞いています。

これを禁止する条項はないんですよ、あなたが認めたように、この法案の中には禁止する条項がない。一方で、国際法の遵守を落としてしまっている。これは一体どういうことなのかということを知りたい。

先ほどの自衛隊法八十八条二項の「国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し」と、これを歴代の政府が何という意味に説明してきたのか、これを御存じですか。どういう意味でこれを説明してきたのか、歴代の政府は。御存じですか。

○中谷国務大臣 まず、この法案の中で自衛隊の行動に関する記述はほかにもございまして、第三条の三に、「武力攻撃が発生した事態において、武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。この場合において、武力

の行使は、事態に及び合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。」という記述もありますし、日本国憲法の保障するものに従うということもございまして、

それはそれとして、この法律によって自衛隊の出動の要件が定められております。自衛隊は、防衛出動がかけられない限りにおきましては武力行使をすることもできませんし、また、武力行使をする場合におきましても、総理から承認をいただいた自衛隊の活動できる地域においてのみでございまして、これまでのこの審議でのやりとりにおきまして、武力の行使ができるということとは防衛出動が起ころうから、すなわち、武力攻撃を受けてからでないとして武力の行使はできないということはお答えをいたしておまして、この基本原則は何ら変わるものではないでございます。

○志位委員 また質問に答えていないですね。私が聞いたのは、自衛隊法の八十八条二項にある国際の法規及び慣例の遵守、これをどういう意味の条項だとこれまで政府は説明してきたのかということを知りたいんですよ。ちゃんと答えてください。関係ないこと答えてもしょうがない。

○中谷国務大臣 その条項の意味でございまして、けれども、原則として、国会の事前承認を得て、防衛出動命令が下令されて、自衛隊の発動の三要件に該当する場合には限られておまして、この武力行使は、国際の法規、慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、事態に及び合理的に必要と判断される限度を超えてはならないという要件を課しております。

その国際法規及び慣例には、ジュネーブ条約の記述とか、ヘーグの陸軍法規とか、毒ガスの禁止に関する議定書とか、対人地雷条約とか、そういうものが含まれるわけでありまして、武力の行使が我が国を防衛するために必要最小限度の範囲内にとどまるべきとの趣旨でそのような記述がされているというふうに理解をいたしておきます。

○志位委員 今、ジュネーブ条約などの国際人道

法を守る規定だというふうにおっしゃいましたが、そういう意味だけですか。そういう意味だけですか。そういう意味だけなの。

○中谷国務大臣 その趣旨というのは、自衛隊というものが国際的なルール、法規に従って行動するものであるという趣旨でございますが、例えば、ジュネーブ条約に關しましては、武力の行使の対象は戦闘員に限られますし、軍事目標に限られる。また、民間人や民間施設を攻撃の対象としてはならないこととされておりまして、そのような国際的なルールを守って自衛隊が行動するということでございます。

○志位委員 そうすると、全く矛盾した説明になるんです。

この武力攻撃事態法案の第二十一条、「事態対処法制の整備に關する基本方針」というのがありますが、その第二項では、「事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の確な実施が確保されたものでなければならぬ」と書いてありますね。つまり、そういうジュネーブ条約などの国際人道法を守る事態対処法制を二年以内につくると書いてあるわけですよ、法律で。それを書いておきながら、基本理念の中に、その基本になる国際法の遵守を落とす理由はないじゃないですか。落とす理由がないじゃないですか。ここにそういう事態方針をつくるというんだら、何でここから落とす必要があるんですか。

○中谷国務大臣 自衛隊法にそういう記述がなければ書く理由がありますが、もう既に自衛隊法の中に記述がございますので、書く理由はございません。

○志位委員 そういう軽々しいことで落とせるような条文じゃないんです、これは。これは、政府はこれまで、この八十八条二項の、この前段の部分の国際の法規及び慣例の遵守という項目の意味について、繰り返し国会で答弁してありますよ。これはどういう意味かという、(パネルを示す)この赤い文字で書かれた文は、日本の側からの先

制的な武力攻撃はできないんだということを保証する条文なんだということを繰り返して言っていますよ。繰り返して言っています。

例えば、一九六〇年三月一日、これは衆議院予算委員会、この場ですけれども、林内閣法制局長官、自衛隊法八十八条二項について、これは国連憲章第五十一条の要件に当たる場合以外には武力の行使をしてはならないということを書いてあるのだと説明しています。

すなわち、国連憲章第五十一条で述べている武力攻撃に対する自衛反撃以外の武力の行使、すなわち先制的な武力の行使、まあおそれや予測の場合での武力の行使、これはやってはならない規定なんだということを繰り返して言っていますよ。つまり、武力行使の三要件でいうならば、武力攻撃が発生したということをおそれ規定なんだということを書いてありますよ。繰り返して言っています。

これを今度の法律では取り外してしまつた。これは、政府の従来の説明に照らしても、国際法規と慣例の遵守、これをわざわざ落とすということとは、武力攻撃が発生しなくても、武力攻撃のおそれや武力攻撃の予測がされる場合、これでも武力の行使ができるところに道を開いたということになるじゃないですか。

だつて、これまで先制攻撃ができない最大の担保、保証がこの赤い、国際法と慣例の遵守と説明していたんですから。それを落とすちゃつたら、先制攻撃できるということになつちゃうじゃないですか。おそれや予測の場合でも、これはできるということになつちゃうじゃないですか。そういう重大な条文になつている、今度の法案は、どうですか。

○中谷国務大臣 この条文に書かれていなくても、自衛隊法や自衛隊法の出動の許可がなければ、自衛隊は行動できませんし、武力行使もできません。したがって、そのおそれの場合は、防衛出動はできませんけれども、武力攻撃が発生しなければ武力の行使はできないわけでございますし、

この自衛権の発動の三要件につきましては、従来から、憲法第九条のもとにおいて認められる自衛権の発動としての武力行使については、三点、我が国に対する急迫不正の侵害があること、これを排除するために他に適当な手段がないこと、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことというのが定められておりまして、これは憲法の九条のもとに決められたことでございますので、これに従って行動するというのは従来どおり当然でございます。

○志位委員 なぜ落とすのかの理由を聞いています。なぜわざわざ落とす必要があつたのかの理由なんです。自衛隊法に書いてあつたら、そのまま書きゃいいじゃないですか。そんなに軽い条文じゃないんです。先制攻撃をやつちやならぬというこの保証になる条文だと説明できた極めて重大な条文なんです。なぜわざわざ落とす必要があつたのかと聞いています。自衛隊法に書いてあるからというのの説明にならない。落とす理由を聞いています。

○福田国務大臣 先ほど来防衛庁長官が再三答弁しているとおりでございまして、この先制攻撃云々というお話でございますが、その前に申し上げますと、今度のこの武力攻撃事態法においては基本理念を述べているわけでございます。そういう意味で、それでは先制攻撃のことを何にも触れてないじゃないかということになりますれば、それはこの「事態に應じ合理的に必要と判断される限度」、こういうことを防衛法に必要とある条文だ、こういうように考えるべきである、このことは防衛庁長官がたまた述べたとおりでございます。

○志位委員 この「事態に應じ合理的に必要と判断される限度」というのは、武力の行使をやることと前提があつて、それをこれだけの限度でやらなきゃなりませんよというのを書いてあるだけなんです。武力の行使はもう前提になつていまして、その限度を書いてあるだけなんです。

よ、これは。

その前にある文章をなぜ落とすのかというのを聞いています。前にある文章があつたでしょう、国際の法規及び慣例の遵守。なぜ落とすんですか。なぜわざわざ落とす必要があつたのか。何でもこんなこと答えられないの。

○福田国務大臣 要するに、必要最小限度の自衛権の行使、こういうことを述べているわけでございますから。ですから、今書くわけであつた部分、国際法規云々というふうなことに書いてはそれで十分カバーできるんだというふうに考えているのではないかと思います。

○志位委員 カバーできないんです。だから、国際法の遵守をもつて、この国際法の遵守というのは国連憲章第五十一条の遵守なんだと。国連憲章第五十一条では、武力行使が現に発生した場合にのみ自衛の反撃が許される、これが国際法規の遵守の意味なんだと。だから、これがあつたら、おそれの場合では武力行使はできません、もちろん予測の場合でもできません、こうやって政府はこれまで答弁してきていますよ。

これをなぜわざわざ落とすのか、落とすとしてしまつたらおそれや予測でも武力の行使ができるようになるんじゃないかと、少なくともこの法案ではそういう構造になつていないじゃないかということの問題にしているんです。官房長官、あなたが出している法案でしよう。

○津野政府特別補佐人 御説明を官房長官の御答弁の前にさせていただきます。

まず、この武力の、先ほど防衛庁長官からも答弁がございましたけれども、我が国に憲法第九条のもとにおいて許容されております自衛権の発動、これにつきましては政府は従来から、いわゆる自衛権発動の三要件として、我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したことで、これがまず第一要件として掲げられているわけでございます。それから第二に、この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと、及び第三として、必要最小限度の実力行

使にとどまるべきことに該当する場合に限られて
いるわけでございます。

そして、今回のいわゆる武力攻撃事態法案も提
出、提案したわけでございますけれども、あるいは
は自衛隊法も現にございますが、これらはいずれ
も憲法の規定の解釈、そういったものを前提とい
たしましてできているわけでございます。決して、決
して先制攻撃ができるというふうなことで、そうい
った規定をつけたわけではございません。そして
当然、その自衛隊法上、武力を行使する場合に
は、先ほどの御指摘のような文言が自衛隊法上も
ございますわけでございますから、御懸念のよう
な先制攻撃を許容しているというふうなことはさ
らざらないとでございます。

○志位委員 あなたがどんなにこの解釈をやつて
も、私が聞いたことに全然答えてないんですよ。
なぜ落としたのかということですよ、国際法の遵
守を。国際法の遵守、必要ないから落としたん
じゃないですか。するつもりがないから落とした
んじゃないですか。そうとしか言いようがないで
すよ。

だつて、この法律全体通して武力攻撃事態とい
うのは非常に広く規定されております。武力攻撃が
発生した事態だけじゃなくて、おそれの事態、予
測の事態、三つを全部包含している。そのときに
に、定義で、それを終結させる、武力攻撃事態を
終結させるというのは、発生も終結させる、おそ
れも終結させる、予測の事態も終結させるという
ことでしよう。この全部を終結させるための対処
措置として自衛隊ができることは、武力の行使と
いうことが無規定に入っているんですよ、無限定
に。

そして、この武力の行使というのは、明示的
に、おそれや予測の場合ではやってはならないと
いう規定は、法案の条文、定義の中でも、法案の
全体を通して、どこ一つないでしょう。どこ一
つないところに、あわせて持つてきて、国際法規
の遵守を落とすということになったら、これは無
法な先制攻撃に道を開く法律だというふうにとら

れたつてしようがない法案に私はなっていると思
います。

私は、結局、これだけ聞いてもはつきりしたこ
とが二つあるんですよ、二つあるんです。一つ
は、この法案全体を通して、おそれや予測の事態
で武力の行使をしてはいけないという規定がない
こと。第二に、先ほど言ったように、国際法の遵
守という項目を武力行使の要件から落とすという
重大な変更をしておきながら、合理的な説明はだ
れもできなかつた、防衛庁長官も、官房長官も、
法制局長官も説明できなかった。私は、そういう
点で、まさに国際法を守る意思を持っていない法
案だと断ぜざるを得ません。

私は、次に進みたいと思うんですが、こういう
極めて危険な内容を持つ武力攻撃事態法案が周辺
事態法と合体したらどういふことになるかという
問題について、次にたどっていきたい。

総理は、周辺事態と武力攻撃事態が重なり合う
ことを繰り返して認めておられます。これは、一つ
の事態に対して、周辺事態法と武力攻撃事態法が
いわば組み合わさつて発動されることがあるとい
うことになりました。

周辺事態法というのは、日本に対する武力攻撃
がなくても、アメリカがアジアのどこかで介入戦
争を始めたら自衛隊がその戦争に参加する法律で
した。ただ、周辺事態への対応として、自衛隊
が、例えば米軍への補給とか輸送とか修理とか医
療とか、いわゆる後方地域支援、これをやること
ができることとされていたけれども、自衛隊は、周
辺事態法によりまして、派兵先で決して武力の行
使をしてはならないという縛りがかかっていまし
たね。これは間違いありません。どうですか。

○福田国務大臣 今の質問にお答えする前に、先
ほどなかなか理解できないというお話がありまし
たので、もう一度申し上げますけれども、委員
は、第二条、「定義」のところであつて、
「しかし、この法律の基本理念、第三条にござい
ます武力攻撃事態への対処に関する基本理念、こ

こには、この第三条二項に、「事態が緊迫し、武
力攻撃が予測されるに至つた事態においては、武
力攻撃の発生が回避されるようにしなければなら
ない。」こう書いてございます。第三項には、「武
力攻撃が発生した事態においては、武力攻撃を排
除しつつ、その速やかな終結を図らなければなら
ない。」このようにも書いてあるわけですね。そ
の法律の基本理念がここに書いてあるわけですか
ら、この理念を持つてこの法律を施行していく、
こういうことになるんだらうと思つてます。

また、もう一つ申し上げれば、この第十八条、
ここには、「我が国が講じた措置について、直ち
に国際連合安全保障理事会に報告しなければなら
ない。」こういうふうな規定されているわけであ
ります。

ですから、こういうことからわかりますとお
り、国際法規を無視するとかそういうことでは全
くなく、むしろ積極的に事態の排除というか、戦
争の、武力の排除とか終結とか、こういうことを
もつと重く考えるべきではないかと思つておりま
す。

○志位委員 今回の質問への答えは、

○瓦委員長 引き続き……(志位委員「じゃ、
もういいです」と呼ぶ)いいですか。

○志位委員 今回の官房長官の説明は、全く成り立
たない説明なんですよ。
二条で、さつき言ったような規定を定義したわ
けです。その定義を受けて対処措置というのが定
義されたわけですね。それを、全体を受けて、第
三条の基本理念の第一項で、「万全の措置が講じ
られなければならない。」とあるわけですね。こ
の万全の措置の中には、当然、武力の行使が入る
わけですよ。

それで、その後、例えば第二項に、もうこの
ことは説明されましたけれども、「事態が緊迫
し、武力攻撃が予測されるに至つた事態において
は、武力攻撃の発生が回避されるようにしなけれ
ばならない。」と書いてありますよ。しかし、こ
の回避の手段については書いていないでしょう。

武力を行使して相手側の武力攻撃の発生を回避す
るといふ手段だつてとり得るんですよ。とつちや
いけないとどこにも書いていないじゃないです
か。それを書いていないと問題を問題にして
いるんですよ。

武力の行使ができるという一般的な規定をし
て、それで万全の措置をとる、そして、そういう
基本理念をやつておきながら、この基本理念のど
こにおそれや予測の場合では武力の行使をしては
ならないという規定があるかといえ、どこにも
書いていない。書いていないどころか、国際法を
守るといふことも書いていない。ですから、この
問題を問題にしたわけですよ。

さつきの質問に答えてください。周辺事態法に
ついて、これは武力の行使をしてはならないとい
う原則がありますね。いいですか。まあ首振つて
いますから、そういうことでしょうか。周辺事態法
は、武力の行使をしてはならないという基本原則
があるんですよ。

これは、これまでの自衛隊を海外に出す法案、
いろいろありました。PKO法九二年、それから
周辺事態法九九年、テロ特措法二〇〇一年。こ
れすべて、武力の行使をしてはならないという規
定が入っていますよ。ところが、今度の武力攻撃
事態法にはその規定が全くないというのが私は問
題にしているわけですよ。

それで、私、先に進みたいんですけど……
(発言する者あり)いいですか、先に進みたいん
ですけれども。

ですから、周辺事態法では、米軍を支援する自
衛隊の艦船というのは戦闘地域に行つちやならな
いという決まりがありましたね。戦闘地域、つま
り武力攻撃を受ける可能性のある戦闘地域で後方
支援活動をやつちやいけない。補給とか輸送と
か、これをやつちやいけない。もつと後ろの方の
安全な後方地域のみ許されるんだというのが周
辺事態法の建前でした。ですから、米軍への支
援活動を自衛隊がやっている最中に武力攻撃がさ
れる危険が生まれたら、その支援活動を中断しな

きやならない。中絶してその場から逃げて、攻撃に遭わないようにしなきゃならないというのが周辺事態法の定めですね。これは間違いないです。簡単に。

○中谷国務大臣 おっしゃるとおりであります。○志位委員 ところが、私は、武力攻撃事態法のこの法案の体系でいくと、違つたことになるんじゃないかと。

この法律が発動されたら、米軍への支援活動を例えは自衛隊の艦船がやっている、補給の活動をやっている、輸送の活動をやっている、こういう活動をやっていきたいと思います。そのときに自衛隊が武力攻撃がされる危険が生まれても、その場から逃げるわけにいかなくなるでしょう。この武力攻撃事態を最終させるために武力の行使も含めて万全の措置をとるという法律の定めに従うならば、その場にとどまって米軍への支援活動を継続しなければならぬというのがこの法律だと思ひますが、いかがでしょうか。

○中谷国務大臣 日本が武力攻撃をされているときは、そのとおりであります。○志位委員 日本が武力攻撃をされているときはという条件つきで聞いたんじゃないんですよ。米軍への支援活動をやっている際なんです。

武力攻撃事態法というのは、武力攻撃事態を最終させるための法律でしょう。武力攻撃事態には、さつきも何度も言っているように、三つのケースが入るんですよ。日本が攻撃されている場合、それから、おそれがある場合、予測の場合、三つ入るんですよ。

この武力攻撃事態を最終させるために、米軍が海外で動いた。そのときに、自衛隊が支援活動をやっている、それが危なくなってきた、例えば、武力攻撃のおそれがある場合、予測される場合も武力攻撃事態に入るわけですから、そういう場合には逃げるんですか、どうですか。その場合は逃げるんですか、それともその場にとどまってやるんですか。

武力攻撃事態で、武力攻撃がまだ発生していない

い、しかし武力攻撃のおそれがある、あるいは予測がある、それで出ていった。出ていったときは逃げるんですか、それともその場にとどまって戦うの。どっち。

○中谷国務大臣 米軍が行動できるというのは、我が国が攻撃された後であります。自衛隊も、これも武力攻撃があつた後、武力の行使をするわけでありまして、そういう際の米軍の行動に際して支援も行う必要がございますし、日本を防衛する米軍を防衛するというのは当然のことであり

ます。○志位委員 私の質問に全く答えられないんですね。つまり、武力攻撃のおそれがある事態、武力攻撃が予測される事態、こういう場合ですよ。こういう場合に、米軍がこういう場合でも行動できるでしょう。武力攻撃事態を最終させるために実施する措置というのが、さつき言った第二条「定義」の第六号「対処措置」のところにあるわけですから、その一は、さつき言った自衛隊の武力の行使などの活動、二は、自衛隊の行動及び米軍が安保に従つて武力攻撃を排除するために行動、それを支援する活動とあるんですよ。

だから、米軍は、武力攻撃事態が発生したら、日本有事でなくたって、日本が攻撃されていなくたって、武力攻撃事態というはおそれや予測を含みますから、行動できるんですよ。そうやって行動している米軍に日本の自衛隊の艦船が後方支援をやっていた、兵たん支援をやっていた、危なくなつた、そのときに逃げるのか逃げないのかということ聞いています。ちゃんと答えてください。

武力攻撃があつた場合は、それは日本に対する武力攻撃ということで応戦するんですよ、あなた方の論理からいえば、それを聞いていないんじゃない。もうそれはさつき答弁をもらいました。おそれや予測の場合でもどうなるんですかと聞いています。

○中谷国務大臣 お尋ねの我が国に対して武力攻

撃が発生していない段階でありますけれども、武力攻撃が予測される場合、または武力攻撃のおそれのある場合におきましては、米国の武力行使と一体化するような支援措置や我が国としての武力行使が行えないことは当然でございます。一体化するような支援措置が行えないということでは、逃げるか逃げないかを聞いています。そうすると、逃げるんですね。逃げるということなの。一体化する活動ができないということ、逃げるということですか。

○志位委員 逃げるか逃げないかを聞いています。そうすると、逃げるんですね。逃げるということなの。一体化する活動ができないということ、逃げるということですか。○中谷国務大臣 我が国におきましては、集団的自衛権を行使しないということになっております。

○志位委員 ちゃんと答えてください。だから、その場合は、支援活動を中絶して撤退するんですか。○中谷国務大臣 我が国にいたしましては集団的自衛権を行使し得ないということでございます。その地域を離脱するというところでございます。

○志位委員 結局そういうふうにご答えたわけですが、そうすると、何のために武力攻撃事態法をつくつたか。日本に対する武力攻撃を排除する排除すると言っておきながら、肝心のときは逃げてくるというんじゃないじゃないですか。

これは、私は、一つの事態なんです、一つの

いか。法案上はそうとしか読めない。あなた、幾ら否定しても、法案の構造と矛盾した答弁ですよ。矛盾した答弁です。おそれや予測ではこれは武力行使しないんだということをおっしゃいました。それは結構ですよ。しかし、おそれや予測でほとんど武力行使をやっている国がありますよ、世界に。アメリカです。私、総理に、それだけやらないと言ふんだつたら、アメリカに対する基本姿勢を聞きた

い。アメリカがこの間行つてきた戦争というのは、例えは一八八三年のグレナダ侵略、八六年のリビア空爆、八九年のパナマ侵略など、国連総会の決議で国際法違反と糾弾されるような先制的な軍事力行使、何度も何度もやっています。それで、そのたびに日本政府は、残念ながら、情けないことに、理解だとか支持とか、ただの一度もノーと言つていません。

それで、そのアメリカが、ブッシュ大統領は、ことしの一月二十九日に行つた一般教書演説で、イラン、イラク、北朝鮮を、テロを支援している、大量破壊兵器を開発している、悪の枢軸と決めつけて、こう言いました。私は、危険が高まっている折に、何か出来事が起きるまで待つことはしないだろう。これは明らかに、先制的な軍事力行使も辞さない、テロのためだ、大量破壊兵器のためだということになれば先制攻撃も辞さない戦略をとることを世界に公言しているということになります。

それで、ラムズフェルド国防長官、最近、フォーリン・アフェアーズ五、六月号で、「変化する任務、変貌する米軍」という論考を寄せています。これを見ますと、備えあれば憂いなしとか、総理と同じようなせりふを言っていますけれども、これもアメリカ製だったのかなと思ひながら読みましたけれども、その中でこういうふう書いていますよ。「アメリカを防衛するには、予防戦略、そして時には先制攻撃も必要になる。すべての脅威を相手に、いつでも、どこでも防衛

する任務、変貌する米軍」という論考を寄せています。これを見ますと、備えあれば憂いなしとか、総理と同じようなせりふを言っていますけれども、これもアメリカ製だったのかなと思ひながら読みましたけれども、その中でこういうふう書いていますよ。「アメリカを防衛するには、予防戦略、そして時には先制攻撃も必要になる。すべての脅威を相手に、いつでも、どこでも防衛

策を講じるのは不可能である。テロやその他の姿を現しつつある脅威から国を防衛するには、戦争をも辞さない覚悟を持つべきである。攻撃は最大の防衛であり、時に、それが唯一の防衛策である場合もある。こうはつきりアメリカは述べているわけですね。

総理に伺いたい。総理は、ブッシュ大統領のいわゆる悪の枢軸発言、これについて理解するという発言をされてきましたけれども、ラムズフェルド国防長官のこの御発言、これは質問通告してありますからお読みになっていると思うのですけれども、はつきり先制攻撃と言っていますよ。先制攻撃と言っている。こういう先制攻撃は絶対に容認できないと日本政府としてはつきり言うべきだと思いませんか、いかがでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 それは、ラムズフェルド国防長官の発言は発言として、アメリカの安全保障上戦略としてあらゆる選択肢を残しておくということだと私は理解しております。

○志位委員 あらゆる選択肢として先制攻撃を理解するということですね。大変重大な発言です。そういうことですね。

○小泉内閣総理大臣 事態によっては、アメリカはアメリカの立場を表明していると私は理解しております。

○志位委員 私は、先制的な軍事力行使をこれだけはつきり理解すると言ったら大変な発言だと思えますよ。
ブッシュ大統領の悪の枢軸発言に対しては、ロシアも中国ももとより、ヨーロッパ諸国、EUも、すべてござって反対している。東南アジアも中東も、世界みんな反対しています。例えばEUの国際担当委員、EUの外務大臣に当たるパッテンさんという方、御存じだと思んですが、この方はイギリスの保守党の幹事長を務められていた、イギリスの保守政界の重鎮ですよ。このパッテンさん、このブッシュ発言については、世界に対する危険な絶対主義的で極度に単純化された立場だと、これを激しく非難しています。

世界の主要国の首脳の中で、総理、このブッシュ発言に理解を示したりラムズフェルド国防長官の発言まで理解を示すという人は、これは恐らくちよつとほかに見当たらないんじゃないかと思うくらい、これは、アメリカに対して本当に言いなりの国だということがよくわかりました。

それで、私は、この論戦全体を通じて、政府は、武力攻撃のおそれの事態や予測の事態では武力の行使をしないと繰り返した、先制攻撃はしないと繰り返した。それは結構ですよ。しかし、先制攻撃をお家芸としている米國に一言の批判もできないで、理解ということをはつきりするようないという政府がこういう先制攻撃は幾らしないということを言ったところで、私は何の保証にもならないと思う。そして、現に法案はそういう道を開くものになっております。私は、非常に深刻な法案の本質が浮き彫りになったと思う。

この法案は日本の国民の安全を守るものじゃありません。アメリカが行う先制攻撃の戦争、ラムズフェルド氏が言うような戦争、介入の戦争、これに対して武力行使をもって自衛隊が参戦する法案だと思えます。武力攻撃が発生した場合だけじゃなくて、武力攻撃のおそれの場合、予測の場合で、先制攻撃、先制的な武力攻撃への道を開いたこと、つまり、明示的な禁止がなく、禁止条項をわざわざ取り外してその先制的な攻撃への道を開いたこと、そして国際法規と慣例の遵守を法案から一切取り外した事、先ほどのこれですね、この国際法規と慣例の遵守を一切取り外した、これは私は国際法無視の、米軍の戦争への参戦を想定しているからではないかと。そうしか説明つかない。私は、この法案というものはそういう本質を持つていっていると思えます。

さて、もう一つの大きな問題に進みたいと思えます。周辺事態法では、戦争に国民を動員する際に強制力を持つて動員はできないという建前があったわけでありますが、これがどう変わるかという問題点です。
先ほど述べたように、周辺事態と武力攻撃事

態というのは大きく重なり合ってくる。それは、一つの事態を周辺事態から武力攻撃事態へと読みかえることができるということになります。そういう読みかえをしただけで、米軍の戦争への国民の強制動員が可能になってくる、こういう仕組みではないか。

政府の法案どおりにはこれは整理をしたものです。(パネルを示す)それで、左側が周辺事態の場合です。周辺事態の場合は、自治体に対して協力を求めることができる、ここまででした。民間に対しては協力を依頼することができる、ここまででした。私もあのガイドライン法のときにさんざんここで議論をやりましたけれども、自治体には強制できないんですとさんざん言ったものでしたよ。民間には義務づけられないですとさんざん言ったものでした。

ところが今度は、事態は同じ、一つの同じ事態なのに、それを武力攻撃事態と……(発言する者あり)重なり合うから同じ事態になるんですよ。武力攻撃事態と読みかえただけで、自治体について国が指示、実施できるようなことになる。それから国民については、すべての国民に協力を義務づけることになっております。第八条ですね。(発言する者あり)すべての国民ですよ。何の制約もありません。それから、施設管理、土地などの使用、物資の収用、取扱物資の保管命令を出せることになっております。それから、保管命令違反者などに対しては罰則を科せられるようになっております。

それから指定公共機関、例えばNHKとか、NITとか、ガスとか、電気とか、これは幾らでも広げられるわけでありまして、この指定公共機関に対しては国が指示、この指示に従わなければ実施ができる。それから、医療、土木建設工事または輸送の業務に従事する者、これに対しては業務従事命令が出せる。
これだけ変わってくるわけですね。(発言する者あり)ただ、事態は一つなんです、重なり合う事態があるのですから。周辺事態と武力攻撃事態

というのは重なり合ってくるということも認めているのですから、事態は一個なんです。事態は一個なのに、それを周辺事態から武力攻撃事態に読みかえただけで、これだけ国民を強制動員できる仕掛けになっている。
私、そういう中で幾つかただしたい問題があります。

特に深刻な問題が幾つか出てくるのですが、第一は、自衛隊が防衛出動をしたもとの、取扱物資の保管命令に従わなかった国民には罰則が科せられるという問題です。これは、改定自衛隊法百二十五条にはこういう規定があります。「取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」というのがあります。
ここで言う取扱物資というのは何でしょうか。法律でこの取扱物資とは何かという規定がありますか。法律で規定がありますか。

○中谷国務大臣 食料とか、水とか、燃料とか、建設資材等でございます。

○志位委員 私が聞いているのは、法律に規定があるかと聞いているのです。早く答えてください。

○中谷国務大臣 法律では物資と規定をいたしておりますが、自衛隊の行動に必要なものでございませぬ。
○志位委員 要するに、何でも入るといことなんです。自衛隊が必要だと言ったら、何でもこの取扱物資に入ってくる。自衛隊が燃料が必要だと言ったらガソリンスタンドも、これはもう強制の中に入ってくる。それから、食料が必要だとなればコンビニエンスストアも入ってくる。お米が必要だとなれば米屋さんも入ってくる。こういう仕掛けでしょう。水が必要だとなれば水道業者もかかってくる。つまり、規定がないということですよ。無規定、無限定ということですよ。
戦前、一九三八年に国家総動員法というのがありませぬ。国家総動員法というのは、総動員物資というのがちゃんと規定されておりますよ、法律

で。法律で規定されています、これとこれとこれとこれと。この国家総動員法よりも、法律でもその物資についての規定がないというのは、もつと悪いと思われました。

次の設問に入りたい。

政府は、保管命令に違反して保管物資を隠匿、毀棄または搬出するという悪質な行為を行う場合に限り、罰則を科すという答弁をされましたね。悪質な行為に限るといふのですけれども、こういう場合はどうなるのか。私は戦争に協力できないという信念を持つていられる方がいますとしますでしよう。そういう、戦争には協力できないという信念から物資の保管命令を拒否した国民は、悪質な行為となるのでしょうか。例えばお米屋さん、取扱物資に米が指定された、そのときにお米屋さん、私はこの戦争には協力できないという信念から、みずからの思想、信条から保管命令を拒否して、通常どおりお米の販売をやったとしますでしよう。この場合、悪質な行為になるんですか。

○中谷国務大臣 これは本人の内心には関係ございません。事実行為といたしまして、わざと物資を隠匿したり使用できないようにする悪質な行為が行われた、すなわち、その行為に基づいて考えるわけでございます。

○志位委員 悪質な行為とあなたが言ったから、悪質な行為に入るかどうか聞いたんです。どっちなんです。入るの、入らないの。一々こういうことを何度も聞かせないでくださいよ、時間がありませんから。

○中谷国務大臣 その者の行為の概要に照らして判断をするわけでございます。(志位委員)「だから、悪質に入るか、入らないか」と呼ぶ。行為に係るわけであります、悪質は入りません。

○志位委員 悪質じゃないとしても、では、保管命令に違反して保管物資を隠匿、毀棄、搬出すれば処罰の対象になるわけですね。なるわけですね。(発言する者あり)それを悪質と言うんだという答弁がありましたよ、どこかの座っている人から。それを悪質と言うんですか。それを悪質

と言うとしか、これはあなたの答弁は理解できませんね。

それで、内心の自由に立ち入らないということ、を言いましたけれども、戦争に協力できないという信念に基づいて保管命令を拒否した国民を犯罪者として罰するということは、戦争への非協力、戦争への反対という思想、信条を処罰の対象とするに私はなると思っています。憲法十九条の「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」という条文に違反する、基本的人権の侵害行為になると思えます。いかがですか。

○中谷国務大臣 これはいつも起こるわけではございません。国家の存亡の危機、もう究極な段階で、まさに我が国に武力攻撃が起こって、目の前でいろいろな被害が発生している場合に、国として、国民の生命財産を守るという責務に基づいて行われる行為でございます。同じ日本人、また日本に住んでおられる方として、やはりこういうことが当然のことでございます。

それから、この行為に係るわけでございますが、隠匿、毀棄、または搬出した者と書いておられます、隠匿というのはいささか故意をもつて隠す、毀棄というのもそういうことで壊すということでございます。この行為をした者にかかるということでございます。

○志位委員 今の防衛庁長官の答弁には不正確な点があるので、一つ訂正しておきたい。

日本に対する武力攻撃がまさに起こって、それに対する事態だと言いましたけれども、防衛出動というのは起こらない前から出動できるんですよ。おそれのある場合だつて出動できるんですよ。それで、そのおそれのある場合でも今の罰則が来るんですから、そこは訂正しておきたい。国民の皆さんに誤解を招くという発言は、慎んでいただきたいと思えます。

私はさらに聞きたいんですけれども、今きちんと答えなかつたけれども、思想、良心の自由というのは、これはどなたもお認めになると思うけれども、

ども、いわば絶対的自由です。内心の自由。これは国家権力といえども絶対立ち入ることのできない自由だというのは、これは異論はないと思えます。そして、思想、良心の自由の中には、沈黙の自由も含まれるでしょう、沈黙の自由。つまり、自分がある思想を持つていて、それを言うときには表現の自由の問題に行くわけですけれども、言わない自由も含まれるわけですよ、沈黙している自由。これが含まれることは間違いないと思えます。

しかし、戦争、つまり、さっきの私の設問にかかわつて言いますと、戦争に協力できないという信条を沈黙している自由は絶対的に侵すことはできないと思えます。ところが、物資の保管命令が罰則という強制をもつて一律に課せられたらどうなるか。そうしますと、戦争に協力できないという信条を持つ国民は、その信条を沈黙している自由を侵害されてしまうんじゃないでしょうか。つまり、無理やりその信条を行為として表現しなきゃならなくなる。つまり、この保管命令には協力できないという行為として示さなきゃならなくなる。そして、行為として示したら、罰則という、お縄になるという、そういうところに追いやられることになる。

これはまさに思想、信条の自由、内心の自由、沈黙の自由、これを奪っていくということになるんじゃないですか。いかがでしょうか。

○中谷国務大臣 それは、我が国に対する武力攻撃をいかに考えるかということでありまして、これは放置をいたしましたら、非常に被害や損害、また死傷者がふえていくわけでございます。ですから、そういう侵略をいかに早期に排除し、それを終結するかという行為を行っているわけでございまして、我が国を守るということにつきまして国民の皆様方がこの点を御理解いただいで、そういう際には御協力をいただかないと、国というものも守れないし、また、国としても国民を守れない。お互いに協力を合つて国としての防衛を果たすということに尽きるのではないかと、

うに思います。

○志位委員 あなたは私の聞いた質問に答えないうです。私が聞いたのは、こういうふうに一律に罰則つきで強制を課したら、それは思想、良心の自由、沈黙の自由を侵害することになるんじゃないですかと聞いています。

あなたは、日本に対する武力攻撃をとにかく排除するためだと繰り返して言うけれども、さつき明らかになつたように、周辺事態法と、それからこの武力攻撃事態法というのは重なり合つて発動することがあり得るわけですよ。日本に対する武力攻撃がなくなつて、おそれのある事態、予測の事態とすればもう発動できるんですよ。アメリカの戦争に協力できるんですよ。アメリカの戦争に協力するとなつたら、反対する人がたくさん出るのは当たり前なんです。その反対する人が、保管命令に違反したら犯罪者とされてしまふ。

私は、本当に、この罰則つきで国民に強制するというのは許されないと思っています。日本は、憲法九条を持つ国ですよ。憲法九条は、戦争をやつてはならない、戦争に協力してもならない、戦争をやることが犯罪だというのが憲法九条です。その九条を持つ国で、戦争に協力することを拒否する国民を犯罪者とするというのは、これはこれ以上の違憲立法はない、私はこのように思っています。

もう一つの点を申し上げますと、第二に、二つ目の問題です。武力攻撃事態のもとでは、国民の権利と自由をいかに無制限に制限できる仕組みがつくられるという問題であります。

武力攻撃事態法の基本理念を定めた第三条の第四項では、次のような規定があります。「武力攻撃事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。」この規定がございまして、それで伺いたいんですが、ここで「公正かつ適正な手続」と述べられているのは、この個別法を

定めるといふことですね。防衛庁長官、そうですね。——うなずいていますから、ではもういいです。そういう説明でした。

それでは伺いますけれども、日本国憲法の保障する国民の自由と権利に、この条項では、三条四項の条項では制限が加え得ると規定されているんですが、その制限はどこまで許容されるんでしょうか。どこまでの制限が許されるんでしょうか。憲法には三十条の条文にわたって国民の基本的自由と基本的権利、これを詳細に規定しているわけでありまして、どの範囲まで人権が制限できるのか。私が聞きたいのはあなたの解釈じゃありません。法律にそういう規定があるかどうかです。武力攻撃事態法に、そういう国民の権利の制限はどこまでできるという法律の規定があるかどうか。

○福田国務大臣 権利の制限を伴う対処措置につきましては、個別の法制整備において、この基本理念のつとめ、制限される権利の内容、性質、制限の程度等と、権利を制限することによって達成しようとする公益の内容、程度、緊急性などを総合的に勘案して、その必要性を検討するということを考えております。

したがって、制限される権利とかその内容については、今後整備する法制において個別具体的に規定することが適切であると考えております。

○志位委員 ということは、つまり、この武力攻撃事態法には、この法案そのものには規定がないということですね。そういうことですね。ちょっと、ちゃんと答えてください、ないかどうか聞いていますから。

○福田国務大臣 武力攻撃事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、それで、「これに制限が加えられる場合」、こういうことでありますけれども、「その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。」という

ことになっていくわけですね。そして、個別の法制整備もこのような基本理念のもとで行われることとなりますから、そういう意味で、国民の権利制限はすべて個別法に任せるということにはなりません。

○志位委員 私は制限が法律に規定されているかどうかを聞いたので、あなたの今の答弁だと、「武力攻撃事態に対処するため必要最小限」という以外にはないということですね。——早く答えてください。イエスカノーかでいいです。

○福田国務大臣 御指摘のとおり、基本的には、この基本的な理念をここに述べております。

○志位委員 では、それ以外にないということですね。それ以外に制限する条項はないということですね。

○福田国務大臣 ですから、ここでもって基本的な方向性というものが理念として示されている、こういうふうにご覧ください。

○志位委員 要するに、これ以外にはないということですよ。つまり、武力攻撃事態に対処するため必要最小限と政府が認定したら、どんなに個別法を広げてつくれるわけですよ、武力攻撃事態に対処するために必要なこと。

必要最小限というのは何の歯どめにもなりません。あなたが必要最小限、必要最小限と言って、世界第二の軍隊をつくっちゃったじゃないですか。だから、必要最小限というのは何の歯どめにもならない。つまり、個別の法律をつくったから、そして武力攻撃事態に対処するために必要とされるならば、国民の権利と自由が個別法によって無制限に制限されるということになるんですよ、この法律では。

私は、これでは戦前の大日本帝国憲法とどこが違うのか。戦前の大日本帝国憲法の一歩の反省というのは、国民の権利と自由を並べた項目はあった。あつたけれども、これはみんな全く形骸だった。なぜならば、全部、法律の定めに従ってとか、法律のよるところに従ってとか、全部法律で制限されたからです。個別の法律さえつくれば

国民の権利と自由が制限されるようになったら、大日本帝国憲法と変わらなくなるじゃありませんか。どうでしょうか。そういうことでしょうか、その点では、答弁できないようですね。そこは同じになるんですよ。

個別の法律さえつくれば国民の権利と自由が制限できる、そういうやり方で最後やったのが治安維持法じゃないですか。暗黒政治じゃないですか。この暗黒政治をやつたために侵略戦争への道が開かれて、あんな惨害を生んだんじゃないですか。その反省に立つて、あの新しい憲法では、基本的な人権を、侵すことのできない永久の権利として十一條で明記して、法律の抜け穴さえあれば基本的人権を制限できるという考え方を排除したんですよ。これが今度の憲法なんです。

時間が来ましたので、私の質疑、ここで大体終わりにいたしますけれども、私、きょうは、有事三法案について、条文に即して問題を明らかにしてまいりました。そうしますと、結局、アメリカが海外で引き起こす介入戦争に自衛隊が武力行使をもつて参戦する、憲法違反、国際法違反の参戦法案となる。そのために、憲法で定められた国民の自由と人権あるいは地方自治に重大な制約を加え、首相に権力を集中させる、戦時体制をつくるという点でも、憲法を踏み破るものになる。

私は、冒頭に、周辺事態法には二つの縛りがあつたと。武力の行使はできないという縛り、強制動員はできないという縛り、この二つの縛りを取り外す、これに今度の武力攻撃事態法案を中心とする三法案の恐るべき内容がある。これは廃案にするしかないということ最後に強調して、終わりにいたします。

○土井委員 次は、土井たか子君。

○土井委員 いわゆる有事法制というものは、一言で言えば戦時法制と言われるのです。しかし私は、戦争時代に育つていてるものから、たしか総理は三歳でいらしたと思うんですね、戦争の終わったとき。したがって、戦争になればどういふ状況になるかをつぶさに知っております。日本

が他国から攻められて戦場に化したときとなれば、阿鼻叫喚のちまたですよ。そのときになってどうしようこうしようではあるまいと実は私は思っています。

憲法を見ておきますと、戦争放棄をしっかりと決めている第九条ですから、したがって、それを具体的に生かしていくことのためには何が大事かということが問われているわけなんです。かつて小淵総理のときに、党首討論で私は取り上げて、この問題をお尋ねする機会がございました。そのときに小淵さんは、平和に対しての政治の要諦は平和外交であると言われたんです。総理はどのようにお考えになりますか。

○小泉内閣総理大臣 外交も大変大事であります。同時に、我が国が武力攻撃を受けた場合、どのような対応をするかということも大事であります。そして、日本としては、いかに戦争を起さないかというところで、戦後一貫して我々も先輩も努力してきたわけでありまして、今後とも、その考えに変わりありません。

○土井委員 そうおっしゃる総理ですから、それではお尋ねをしますけれども、私ども、平和外交の中では、わけても近隣諸国との間の交流を緊密にして、お互いの平和友好というのを具体的に促進するということが常に私は大事だと思っております。

我が国は、七二年の年に、日中共同声明を国交正常化に当たって締結をいたしております。そして、七八年の年に、日中平和友好条約を結んでおります。その都度、中国政府を唯一の合法政府と認めて、台湾は中国の一部であるということを確認し、尊重するということを確認いたしております。

これは、実はアメリカの台湾に対する立場は違っているわけでありまして、アメリカには台湾関係法がございます。台湾への武力攻撃はアメリカの重大な関心事であつて、特にブッシュ政権になつてからは、台湾の防衛の意思を明確にいたしております。

そうした中で、中台間で武力紛争が起ったといたしますと、これはあつてはならないことですが、アメリカは台湾への軍事協力をを行うでしょう。当然、我が国に対しても周辺事態としての後方支援というものが求められてくるであろうと思ひますが、この場合、我が国は何ができるのか。中国との平和友好条約がありながら、アメリカ軍に對しての後方支援ということが考えられてよいはずはないと思ふんです。

ことしはちょうど日中国交正常化三十周年でありまして、有事法制を整備する前に、東アジアの平和と安定のための話し合いの場を設けたり、信頼醸成措置や予防外交というのを展開するといふ、外交、政治面での努力が真つ先にこれは必要とされているものではないかと思ふんですが、総理はどのようにお考えになりますか。

〔委員長退席、金子（一）委員長代理着席〕

○小泉内閣総理大臣 中国は中国の考えがあるといふことは承知しておりますし、しかしながら、台湾を武力解放するといふふうには思つておりません。あくまでも話し合いで平和裏に解決してほしいというのが日本の立場であります。アメリカにはアメリカの立場があるでしょう。日本としても、ことしは日中国交正常化三十周年の節目を迎えます。いろいろな交流事業を進めて日中友好発展を図る考えに変わりはありません。

○土井委員 そうおっしゃるのなら、先日来、中国との間で外交問題、政治問題化していることがございます。申し上げるまでもございませんけれども、総理の靖国神社参拝問題。中国側からこれに對して強い抗議の意思が示されておりますが、防衛庁長官の訪中まで延期になつていふこととでございまして、本来は外交問題になり得ない事柄がこのようなことになっていることを考えてみますと、総理は、春の例大祭に行かれてしまったんですけれども、来る八月十五日、さらに秋の例大祭の参拝といふのをどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○小泉内閣総理大臣 この靖国参拝と日中友好、

交流を促進しようといふ考えとは別物であります。靖国参拝は、私の信条からしたことでござい

○土井委員 これは、平和外交とか、一方で外交に對してしっかりと取り組みながらとおっしゃつておられる中身からすると、どうもまだまだ総理御自身の御理解といふのが違つていふと私は思ひますね。過去に目を閉ざす者は現在を見ることのできないといふ有名な言葉がございまして。パイプゼツカー元大統領の言葉でございましてけれども、常に、やはり外交問題、政治問題といふのは、この観点といふのと、この認識といふのは、この問題に對しての自覚といふのが大事なんじゃないでしょうか。そういうことがしっかりとわきまをとしてなければ、今回の有事法制の中身も、アジア近隣諸国からすると脅威にこそ感ぜられ、これに對して歓迎する向きは、全然これは望めないだらうと思ひますよ。

このことをまず最初に申し上げておきまして、一体日本に對してこの国が攻めてくるかといふ、これは、冷戦時代のソ連がなくなつた後は日本を攻撃するやうな国は見当たらない、防衛庁がこういふ認識を持つておられる。また、防衛庁の方のお考えとして長官からこれを承りたいと思ふんですが、どのようにこの問題に對してはお考えをお持ちですか、御認識をお聞かせください。

○中谷国務大臣 私にも家がありますけれども、では、どこの人が泥棒に入るかと質問されても、答えられません。しかし、そういう犯罪行為や災害といふものは常にあるわけでありまして、やはり備えをしておくといふことは必要でございませう。国家の歴史も、人類の有史以来、いろいろな事態が起つております。こういった文明が発生した時点においても、さまざまな紛争やテロ、ゲリラ、不審船、発生してあります。そういう事態に、国家として国民を守る備えはこの国であらうともしておかなければならないと考えております。

○土井委員 驚きましたね。天変地変と違ふんで

すよ、これは。そして、ある日突然起つたといふ出来事でもないんです。長官は、つい先日、三年から五年の期間では想像できないとおっしゃつたはずではなかつたんでしょか。そういうことからすると、大分、この立法をせんがために、以前に出しておられた見解をお変えになつてきていふなどいふのが、ただいまのお答えの中からうかがい知れるところですよ。

○土井委員 今回のこの法案を見ますと、どうもあいまいな点が多いんです。まずお聞かせいただきたいのは、武力攻撃事態といふことに対する認識なんです。法文は、やはりその定義があるでしょうし、定義に従つて概念といふのをしっかりとつかみ取つていないと、法律自身に對して、これはわけがわからぬといふことになつちゃうんですね。的確に行うこともできないでしよう。

この武力攻撃ということに對しての認識はどのように持つてらいいんですか。武力攻撃事態といふことに対する認識を持つてらいいんですか。いかがですか。

○中谷国務大臣 武力攻撃事態といふと、武力攻撃、これはおそれの場合も含みますけれども、それが発生した事態と、事態が緊迫して武力攻撃が予測されるに至つた事態といふものを指すわけでございます。

このうち、最初の武力攻撃が発生した事態といふのは、自衛隊法の七十六条の防衛出動を下令し得る事態でありまして、この武力攻撃のおそれのある事態といふのは、今の自衛隊法の武力攻撃のおそれのある場合と同じでございまして、その時点における国際情勢、相手国の明示された意図、軍事攻撃などから判断して、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる事態でございまして。

そして、同じく、もう一つの予測される事態といふのは、自衛隊法七十七条の防衛出動待機命令を下令し得る事態でありまして、事態が緊迫して防衛出動がさせられることが予測される場合と同

様でございます。この時点はどういう時点かといひますと、国際情勢の緊張の高まりなどから、我が国への武力攻撃の意図が推測をされて、我が国への武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される事態といふふうにご定義をいたしております。

○土井委員 今の長官の御発言を承つておりましても、わかりませぬ、これは。

予測される事態といふのは、またおそれがあるといふ事態とは、具体的にどう違ふのかを御説明いただきたいんです。

〔金子（一）委員長代理退席、委員長着席〕

○中谷国務大臣 わかりやすく説明いたしますと、武力攻撃といふものがあります。これは、破壊行為とか人が死んだりする大変な事態ですね、国内において。それに対して、おそれの事態からやはり自衛隊を出動させて対処する必要があるんです。その自衛隊が出動する事態を武力攻撃のおそれのある事態といふふうにご呼びます。それから、さらに自衛隊が出動する前の段階で、やはり防衛出動の待機命令とか、予備自衛官を招集したり、また陣地構築をしたり、また地方公共団体等、国民の皆さんに危ないですよという警告をして、逃げてくたさいという避難の措置をする必要がありまますけれども、それがその防衛出動が予測される前の段階で、それを武力攻撃が予測される事態といふふうにご呼んでおまして、いわゆるA段階、B段階、C段階といふような、事態の段階に応じて対処し得るために区切りをつけるための表現でございまして。

○土井委員 これはいよいよわからなくなりましたね。Aランク、Bランク、Cランクといふのはどこにも法案には書いてございませぬで、一体それは、Aランクは何なんですか、Bランクは何なんですか、Cランクは何なんですか。いよいよわかりませぬ。

○中谷国務大臣 まず、では最初の段階からお話ししますと、事態がほとんど推移をしまして、我が国への武力攻撃が発生する可能性が高いと客観

をさらにすることが要請されるという場面が私は出ておられると思いますよ。そういうことになれば集団的自衛権の行使ということに当たりますが、そういう不安というのは当たらないとお考えですか、どうですか。これは現実の問題としてありますよ。

○中谷国務大臣 周遊事態の場合は、当然のことながら憲法の枠内で武力行使をしない範囲でございます。これが併存する場合につきましては、我が国の武力攻撃事態におきましては、我が国の武力攻撃の部分といたしまして米軍に対して支援を行うわけでありまして、事態が、我が国に武力攻撃が発生した場合におきましては、米軍と安保条約の五条に基づいて共同対処するわけでございます。それぞれ事態というものは法律に基づいて実施をするわけでありまして、併存する場合において、仮に周遊事態が続く場合におきましては、その分野におきましては、集団的自衛権にならない範囲での支援になるというわけでございます。

これはどう切り分けるかというわけでございます。これはどう切り分けるかというわけが疑問に思われると思いますが、この点につきましては、周遊事態の法律のときに日米の調整メカニズムというものをとりまして、日米の協力のあり方についてそこで調整を行うわけでありまして、我が国の武力攻撃事態におきまして、そういう共同の作業所がつくられまして、米軍の支援に関するものにつきましてもそこで調整をするということで區別して行っていくかと思っておりますが、一般論といたしまして、我が国に武力攻撃が差し迫ったり、発生した場合におきましては、当然のことながら、武力攻撃事態、すなわち我が国の有事事態を優先するというのは当然のことでございます。

○土井委員 さあ、そこで承りたいんですが、今回出ている法案は三法案です。本来、四つの法案を出すとわれ続けました。私の覚えに間違いなければ、四月八日までは与党の方の協議会でその問題が討議されていたはずであります。四月の八日以後、この四つ目の法案は幻の法案になりました。この四つ目の法案というものはなぜ消えた

のか、どういう法案を考えられたのか、明らかにしていただきたいと思っております。

○福田国務大臣 米軍の法制に関する法案のことですか、委員のお尋ねの四つ目とおっしゃるのはいずれのことですか。(土井委員「私は見ておりませんから、わかりません」と呼ぶ) そうですか。では、それを前提としてお答えを申し上げます。

今国会では、米軍が自衛隊との共同対処行動において円滑な行動をとり得るよう、米軍に適用のある法令に關し特例措置を講ずる必要があるかを検討したのであります。おっしゃるとおり、検討したのであります。その結果、現行の法律の範囲内で対応し得ることが明らかとなったということで、今回は法案提出は行わないということにいたしました。

よろしゅうございますか。○土井委員 先ほど政府が定義をされた有事とは、有事を認定する対象を広くとらえておられるために、攻撃が予測される事態と日本周辺での武力紛争のうち、日本への武力攻撃に至るおそれのある周辺事態並びに予測される周辺事態との境界が重なる部分があるということとをさつき認められたんです。これは、今回の法案で言ったら二条六号イ(2)で、これはもうなかなかやこしい法案ですが、対処措置の定義として、合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する、こういうことがこれは保障されてあつて、一方、安保条約とここで言われている中身は、恐らく安保条約五条なんです。五条を見ますと、「日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、」

「共通の危険に対処するように行動する」ということになっておりまして、「日本国の施政の下にある領域における、」となつておられるんです。今問題にしているのは、日本の施政の領域を外れて周遊事態行動となつておられる作戦行動の

中で、米軍がこういう行動をとるといふことも考えられるわけですから、したがって、安保条約の五条という条文以外にこの安保条約について見当たりませんで、根拠になる条文は、安保条約の五条で決めているところにはこれは合致しないというふうな考えていいんですか。

○中谷国務大臣 先ほど周遊事態と重なる場合という御質問がございましたけれども、周遊事態への対応としての米軍の支援は、周遊事態法に基づいてやります。

また、我が国の武力攻撃事態への対応としての米軍の支援は、今後整備されます武力攻撃事態時の米軍支援のための法制に基づいてそれぞれ実施されるわけでございますが、後者の武力攻撃事態への対応ということにつきましては、安保条約の五条に基づくとでございます。

○土井委員 簡単に言うと、我が国の施政下にある領域でないところで米軍が活動することも、この五条の中に言う、日米安保条約に従って行動をとるといふことになるんじゃないんですか。

○中谷国務大臣 その場合におきましては、周遊事態への対応としての米軍の支援は、周遊事態法に基づいてやります。我が国の防衛のために行動をする場合につきましては、今回整備をさせていただきます武力攻撃事態時の米軍支援のための法律に基づいてそれぞれ実施するわけでございます。

○土井委員 それは、先ほどから周遊事態法と併存する部分というのが今回の法案にはあるということをおっしゃっていることを前提として、私は話を進めているんです。

つまり、これは、安保条約上は日本国の施政のもとにある領域における武力行使となつていながら、有事を武力攻撃が予測される事態まで拡大されたことによつて、安保条約第五条の決めている中身と完全に矛盾しているというふうな考えなきやならぬ事態が出てきたんです。このことを……(発言する者あり) お隣でそれはそうだとおっしゃっていますよ。そのことを御認識されているかどうか。いかがですか。

○川口国務大臣 御質問が、我が国に対する武力攻撃以前の段階における必要な行動と安保条約との関係ということでございます。まず、日米安保条約第五条に基づいて米軍が武力の行使を行うのは、我が国に対する武力攻撃が行われた場合に我が国を防衛するためであるということでございます。また、武力攻撃以前の段階において必要な行動をとる場合には、安保条約及び地位協定の範囲内で行われることになるわけでございます。

また、武力攻撃発生の前後を問わず、そのような米軍の行動を円滑かつ効果的なものとするために必要な措置を我が国がとるといふことは、日米安保条約の目的の範囲内でございます。

○土井委員 今の外務大臣の御答弁、おかしいんです。武力攻撃事態以前の状況とおっしゃるけれども、これは、予測できるということがもう認識された途端から武力攻撃事態です。

したがって、この今回の法案を見ておきますと、アメリカ軍との関係からいけば、周遊事態法下にある日米の、日本の自衛隊とアメリカ軍、それぞれは、やはりこの立場からするとお互い周遊事態法に、日本でいえば日本の国内法である周遊事態法に従つての日本側の自衛隊の行動であつて、アメリカ軍はアメリカの国内法に従つての行動であつて、そして、先ほど来からおっしゃるやうに、メカニズムがきちつと相互間であるわけですから、これはガイドラインに伴うメカニズムのことをおっしゃっていると思つております。

したがって、それからすると、その周遊事態法の中で動いている途次予測されること、具体的に、これは非常にわかりにくい御説明を初めにずつといただいたわけですが、武力攻撃事態だといふ認識を持たなければ、安保条約はアメリカ軍に対しては第五条しかないんです、問題になるのは。しかし、日本の施政権下にある場所ではありませぬよということ、これははっきりしているじゃないですか。いかがですか。

○川口国務大臣 この安保条約の第五条でございます。

きに、自民党の席は半数ぐらいに減りましたよ。非常に空席が目立つ中で、提案趣旨説明が行われて、そして各党の代表質問があつたんです。我が党の金子代議士が、そのことに対して触れて、どう思われるか総理というふうに聞いた気持ちは、まことにやるせない気持ちです。

私たちにしてみると、本来憲法からしたらこういう法律はつくる法律じゃない。国民からしても、どこからどのような攻撃があるか聞いたら、真剣にそのことを今考えなければならぬという状況じゃないです。もつと真剣に考えるべきは経済や景気じゃないですか。今国民生活からすると緊急を要する問題じゃない。(発言する者あり) それじゃ、自民党の方々そうおっしゃるのなら、本会議場にもしつかり出て、そうしてこの問題にしつかり取り組むべきじゃないですか。(発言する者あり)

○瓦委員長 静粛にしてください。
○土井委員 そういうことを考える……(発言する者あり)

○瓦委員長 静かにしてください。
○土井委員 私は、この法案に対して、中身が、大事なところが全部後回しになっていて、例えば、一番大事なのは、先ほど私申し上げましたけれども、国民がどのように守られるかという問題でしょう。自衛隊や米軍の活動の円滑化という問題もあるかもしれない、そればかりじゃないですか、今回の法案は、一言で言ってみれば、そして、自治体に対しても、自治というのがまるんで考えられないやり方というのが出てくるし、そして国民に対しては協力を要請されていて、必要な協力の内容が一向に明らかじゃないんです。

総理大臣は、私の本会議での代表質問に対して、総合的に全体がわかるような形でこれに対してはしつかり取り組みたい、国民の皆さんが理解していただけるような法案でこの問題に臨みたいということをお答えされたんですよ。肝心のところがないんじゃないですか。
したがって、この法案に対しては、どうか撤回

をお願いいたします。撤回をしていただくということが大事だと思う。欠陥法案だと申し上げたいと思います。

委員長、時間がまだありますけれども、残余の質問は次回に、私、回します。

○小泉内閣総理大臣 国会の本会議には多くの議員が出席して質疑に参加するのが望ましいことは、言うまでもございません。

また、今回の法案は、欠陥法案だと言いますが、有事のことについては平和のときから考えるのが政治の要諦なんです。全く有事に対する法案を出す必要がないという立場の方もおられますが、私はそうは思わないんです。

そういう点から、今回、平時から有事のことを考えようということで議論をしていただいているんであって、私どもは真剣にこの法案を国会で議論していただきたい。また、国民の協力を得て、備えあれば憂いなしという対応を政府としてはしたいということから提案しているんであって、私どもは、立場は違つてもこの問題について真剣に議論をしていただきたいと思っております。

○土井委員 繰り返しいつもそれをおっしゃるのが総理です。

最初に私は、備えあれば憂いなしの備えとは何であるかということをお申し上げました。したがって、そのことが軽く考えられ、憲法をしつかり尊重してこれを生かしていくという努力がないがしろにされる中では、全く国と国民の立場や将来を守っていくという政治にはなり得ないと私は思います。

このことを申し上げて、今回は、その観点から見れば、この法案は、二年がかりであつた法案を用意されるというところの部分が大変な部分です。それから、なぜ拙速にこの法案を提案して審議を急がれているのかよくわからないという人たちが多いですよ、町中では。そのことを申し上げて、私は終わります。

○瓦委員長 土井たか子議員の持ち時間は終了いたしました。ありがとうございます。

次回は、明八日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

平成十四年五月十五日印刷

平成十四年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D